

第3次船橋市環境基本計画

(案)

令和2年11月
船 橋 市

目 次

第 1 章 計画の基本的事項	1
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の位置付け	3
3. 計画の期間	4
4. 計画策定の考え方	4
第 2 章 計画策定の背景	7
1. 船橋市を取り巻く社会状況	8
2. 船橋市の地域特性・地域資源	13
3. 船橋市の環境の現状と課題	16
4. 環境課題と同時解決が望まれる地域課題	24
第 3 章 目指す環境像	25
1. 基本理念	26
2. 目指す環境像	27
第 4 章 施策体系と 10 年後に目指す環境	29
1. 施策体系の考え方	30
2. 施策体系	31
3. 施策の柱と 10 年後に目指す環境	33
第 5 章 施策の展開	39
1. 持続可能な地球を未来へつなぐ社会づくり【地球温暖化への取組】 ...	41
2. 大切な自然を育み、自然とふれあうまちづくり 【自然環境保全・活用への取組】	48
3. 資源を無駄なく循環させる社会づくり【循環型社会構築への取組】 ...	55
4. 健全で快適に暮らせるまちづくり【生活環境保全への取組】	60
5. より良い環境をみんなで育む体制づくり【分野横断的な取組】	70
第 6 章 重点的な取組	77
1. 重点的な取組の設定の考え方	78
2. 重点的な取組が同時解決する環境・地域課題と基本施策の関係	80
3. 重点的な取組の内容	82

第7章 市民・事業者に求められる行動	95
1. 市民・事業者に求められる行動の考え方	96
2. 重点的な取組に係る市民・事業者に求められる行動	97

第8章 計画の推進	103
1. 計画推進に向けた基本的な考え方及び方針	104
2. 計画の推進主体と役割	105
3. 計画の進行管理	106
4. 計画の見直し	108

<資料編>

資料1 船橋市環境基本条例
資料2 船橋市環境保全条例
資料3 策定体制と経過
資料4 船橋市の地域特性
資料5 環境の現状と課題
資料6 個別施策一覧
資料7 進行管理指標一覧
資料8 市民に求められる行動チェックシート
資料9 事業者に求められる行動チェックシート
資料10 アンケート調査等の実施状況
資料11 用語解説

第1章

計画の基本的事項

本章では、計画策定の趣旨、計画の位置付け、期間、計画策定の考え方など、基本となる事項を示します。

1. 計画策定の趣旨

本市は、船橋市環境基本条例の定めに基づいて、平成9年3月に船橋市環境基本計画を策定し、環境が自然界の微妙な均衡と循環の下に成り立つものであることを認識した上で、「未来へつなぐ健全で恵み豊かな環境」を望ましい環境像に掲げ、各種の環境保全の取組を総合的かつ計画的に推進してきました。その後、環境に関わる新たな法の施行や計画の策定があり、循環型社会実現に向けた取組の強化、世界規模で深刻化しつつある地球温暖化問題への対応、生物多様性の確保に向けた取組の推進などが必要となったため、平成23年3月には新たな船橋市環境基本計画を策定し、望ましい環境像である「みんなでつくり未来へつなぐ 恵み豊かな環境」の実現を目指して、環境施策の推進に取り組んできたところです。

さらに10年の時を経た今日、本市の環境保全の取組に一定の進展がみられる半面、社会経済情勢や環境行政をとりまく状況は刻々と変化しています。一例をあげれば、地球温暖化問題が深刻さを増しており、近年増加する自然災害をはじめとして、私たちの身近な生活や事業活動が気候変動による危機的な影響に直面している中で、「パリ協定」の発効によって地球温暖化対策は新たな局面を迎えています。また、プラスチック廃棄物などによる海洋汚染に見られるように、私たちの身近な生活や事業活動が便利で快適になるにつれて、環境への負荷は増大し、その範囲も地球規模へと拡大しています。

これらが人類共通の課題であるという認識の下で、国連は世界各国の共通な目標となるSDGs^{*}を掲げて取組を進めており、我が国の環境政策においても環境・経済・社会の統合的向上が命題となっています。このため、それらに的確に対応しながら、多様な環境問題の解決に向けて、市民・事業者・行政が今以上に協力して取り組むことが求められています。

以上のことを踏まえ、本計画は、令和2年度をもって計画期間が満了する前計画を引き継ぎながら、内容及びその構造が大きく変化する今日の環境問題に対応すべく新たに策定するものです。

^{*}「持続可能な開発目標」のことです。詳細は第2章に記載しています。

2. 計画の位置付け

本計画は、船橋市環境基本条例第9条に基づいて定めるもので、市の最上位計画である「船橋市総合計画」を環境面から推進するとともに、本市における環境行政の最も基礎となる計画として、環境の保全に関する目標及び施策の基本的な方向性を示すものです。

したがって、市の各部門における環境の保全に関する各種の施策は、本計画に基づいて立案・実施されます。また、市民、事業者、行政が互いに連携・協力しながら、環境の保全に取り組むための指針として位置付けられます。

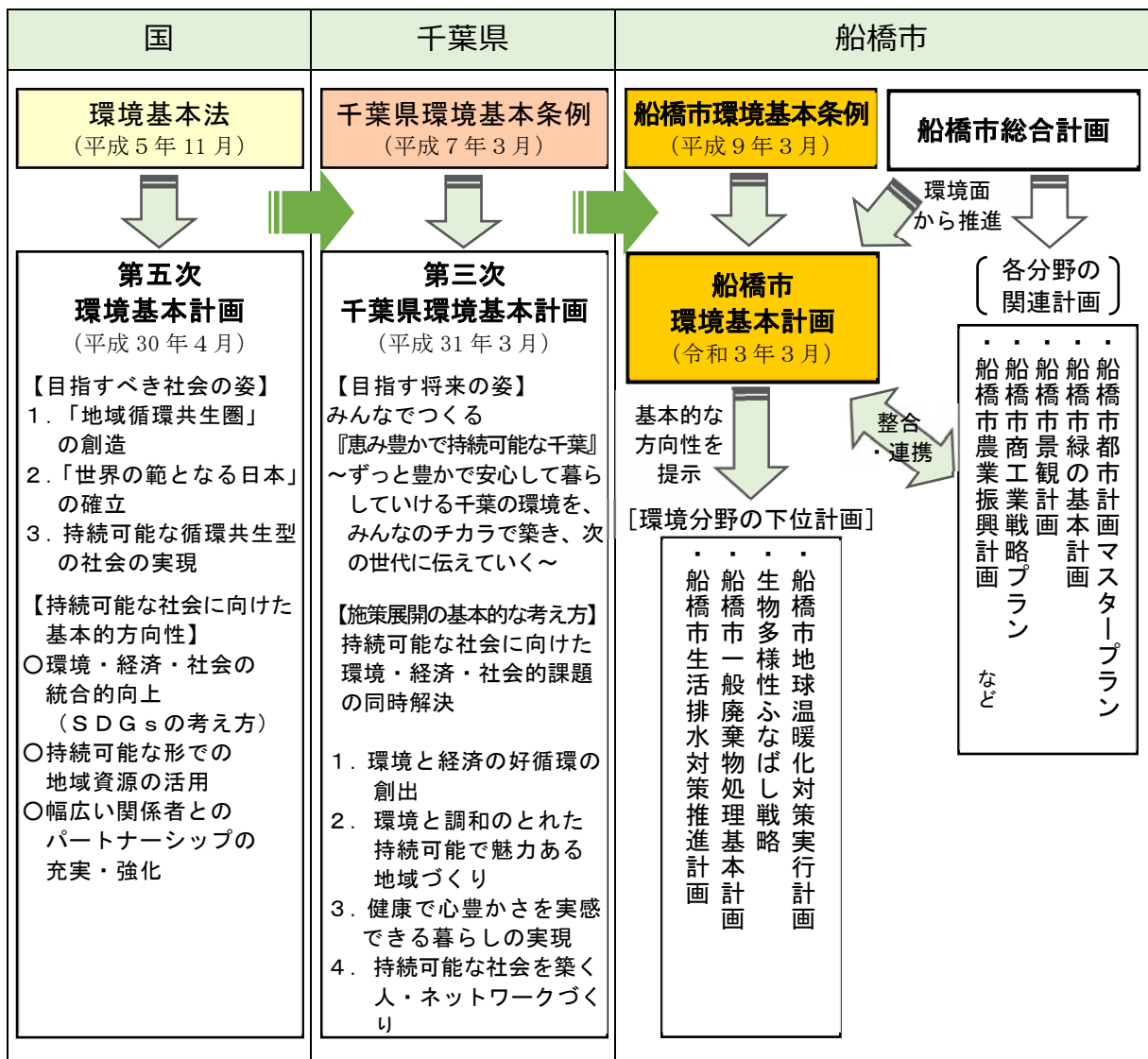


図 1-2-1 本計画の位置付け

3. 計画の期間

本計画の期間は、長期的な将来を見据えながら、当面の目標として令和3年度～令和12年度までの10年間とします。

4. 計画策定の考え方

(1) 策定方針

本計画は、次にあげる3つの事項を基本的なスタンスとしています。

①船橋らしさが感じられ、環境・経済・社会の統合的向上の視点を持った計画

- ・市域の地域資源を生かすとともに、環境だけでなく、産業の振興等による地域経済の活性化といった経済的課題、超高齢社会への対応や増え続ける自然災害への備えのような社会的課題の解決に向けた視点を取り込みます。
- ・重点的な取組は、市民・事業者など様々な主体が関われる内容とします。

②実効性のある計画

- ・進行管理のPDCAサイクルにおいて、C（評価）及びA（改善）の段階を強化し、少しずつでも継続的に改善（スパイラルアップ）が図れるしくみを整えます。
- ・具体的には、市民・事業者・大学等研究機関等の参加が可能で、施策の進捗管理及び柔軟な変更ができる推進体制づくりを目指します。
- ・本市の関連計画と整合がとれており、相互に良い効果をもたらす計画とします。

③市民・事業者等が見た時にわかりやすい計画

- ・施策や取組を網羅的にカバーしつつ、重点的な取組などがわかりやすいメリハリの利いた計画内容とします。
- ・施策や取組の進捗状況を把握しやすい指標を設定します。

(2) 対象とする範囲

本計画では、①地球温暖化への取組、②自然環境保全・活用への取組、③循環型社会構築への取組、④生活環境保全への取組、⑤分野横断的な取組の5つの分野を対象として、様々な環境問題を総合的に捉えていくこととします。

また、対象とする地域は船橋市全域とし、広域的な対応が必要なものについては、国や県、他の地方自治体などと協力しながら課題の解決に取り組みます。

表 1-4-1 本計画が対象とする範囲

対象分野	具 体 的 内 容
①地球温暖化への取組	地球温暖化、省エネルギー、再生可能エネルギー など
②自然環境保全・活用への取組	河川、海・干潟等の水辺、樹林地・農地、公園・緑地等の緑、動植物・生態系 など
③循環型社会構築への取組	ごみ、リサイクル、不法投棄 など
④生活環境保全への取組	大気環境、水環境、騒音・振動、悪臭等の公害、景観、都市環境 など
⑤分野横断的な取組	環境教育・環境学習、自然・歴史とのふれあい、環境情報、環境保全活動、主体間の交流、協働 など

(3) 計画の構成

本計画は第1章～第8章からなり、各章の関連は下図に示すとおりです。

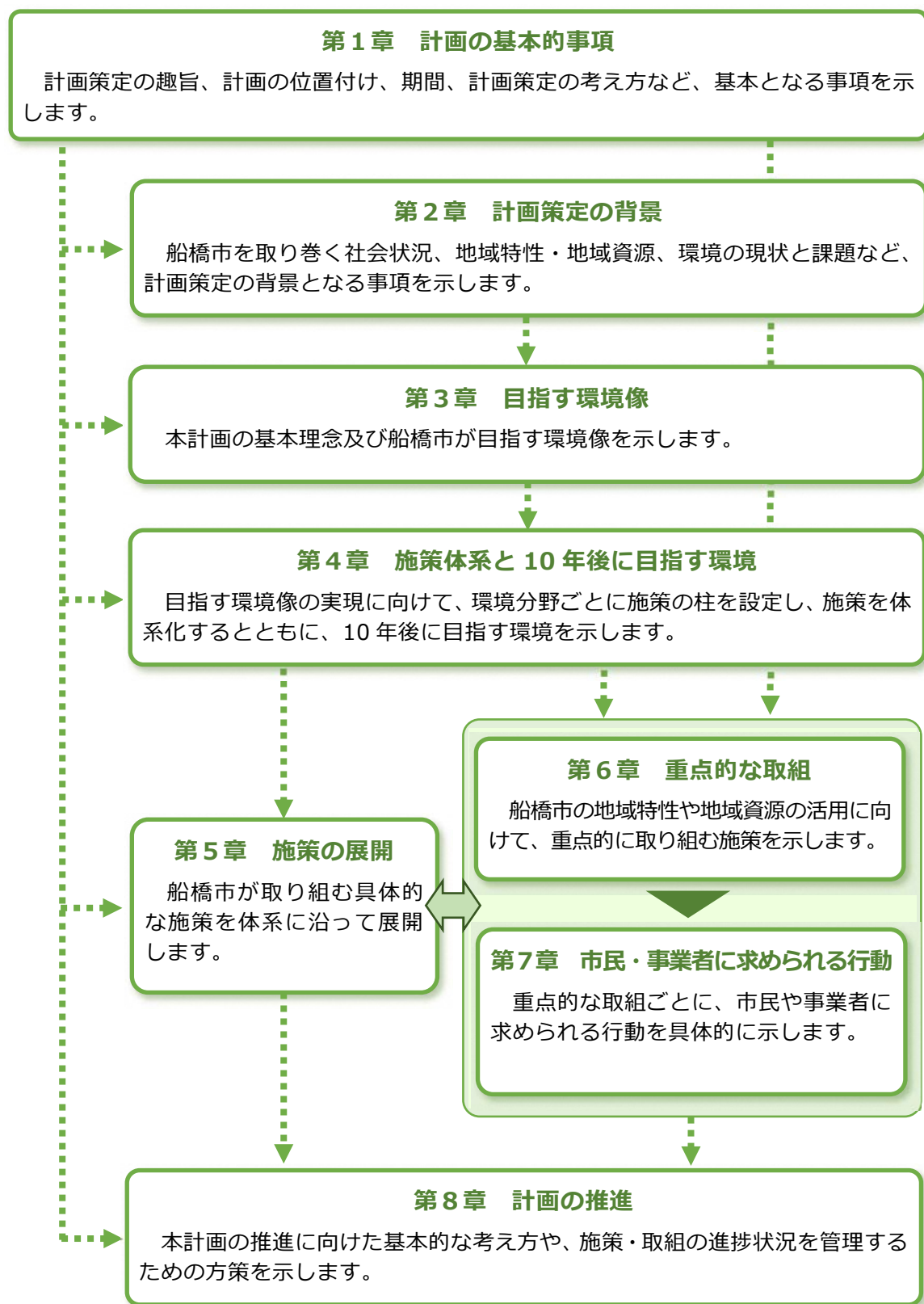


図 1-4-1 本計画の構成

第2章

計画策定の背景

本章では、船橋市を取り巻く社会状況、地域特性・地域資源、環境の現状と課題など、計画策定の背景となる事項を示します。

1. 船橋市を取り巻く社会状況

(1) 国際的な取組の動向

2001年(平成13年)に策定されたMDGs(ミレニアム開発目標)を引き継いで、2015年(平成27年)にSDGs(エスディージーズ:Sustainable Development Goalsの略称)が国連で採択されました。SDGsとは、2030年(令和12年)に向けて世界が合意した「持続可能な開発目標」のことで、先進国、途上国の別なくすべての国が目標として掲げて参画し、環境・経済・社会の課題に対して総合的に取り組むしくみとなっています。

SDGs※は、17の目標と169のターゲット、達成度を評価する232の指標の三層構造からなり、それぞれの目標は相互に密接な関連を持っています。

例えば、「食品ロス削減」に向けた取組を進めることによって、直接的・間接的に、ゴール2: 飢餓をゼロに(飢餓)、ゴール6: 安全な水とトイレを世界中に(水)、ゴール7: エネルギーをみんなにそしてクリーンに(エネルギー)、ゴール12: つくる責任 つかう責任(持続可能な生産・消費)などの複数の目標の達成に貢献することが期待されます。

※SDGsに関する情報は、「国際連合広報センター」のWebサイト(下記URL)に掲載されています。
https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/



図 2-1-1 SDGs ポスター

(出典: 国際連合広報センター Web サイト)

2018年(平成30年)1月時点において、人口1億人以上の43か国のうち33か国が国としてSDGsの達成に取り組むことを公言しています。特にスウェーデンなど北欧の国々では、取り組みが進んでおり、スウェーデンでは家庭ごみのうち約99%がリサイクルやごみ発電所の燃料に回されるなど、ゴール7: エネルギーをみんなにそしてクリーンにが進んでいます。また、18か国がSDGsの推進費用を国家予算に盛り込んでいます。

このようなSDGsをめぐる世界の動きを受けて、企業への投資判断の際に、環境（E）、社会（S）、企業統治（G）に関する取組を軸に評価する「ESG投資」の考え方が普及しつつあり、環境・経済・社会の統合的向上に向けた基盤が整えられてきています。

◆◆◆ SDGs と環境・経済・社会との関係 ◆◆◆

SDGsは、下図のように「環境（生物圏）」、「社会」、「経済」の3つの階層モデルでも表現できます。この階層モデルでは、海や森林、気候変動などに係る目標を達成することで土台となる「環境」（自然）が育まれ、健康、平等、教育などの「社会」条件を整えていくことが可能になることが表されています。それらの上に「経済」が成り立っており、その発展に向けて働きやすさの創出などの目標達成が目指されるというように、目標相互の密接な関連を表しています。



図 2-1-2 SDGs と環境・経済・社会との関係（ウェディングケーキモデル）

（出典：一般社団法人渋谷区SDGs協会 Webサイト）

地球温暖化をめぐる動向では、2015年（平成27年）11月～12月に、フランス・パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、全ての国が参加する公平で実効的な2020年（令和2年）以降の法的枠組として「パリ協定」が採択されました。パリ協定は、世界共通の長期目標として「世界の平均気温上昇を産業革命以前と比べて2℃未満に保つ（1.5℃に抑える努力をする）」を掲げ、今世紀後半には人間活動による温室効果ガス排出量を実質的にゼロにするため、全ての国が排出量削減目標を作り国連に提出すること、その達成のための国内対策をとっていくことを義務付けています。

2018年（平成30年）10月には「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」が『1.5℃特別報告書』を公表し、世界の平均気温の上昇が改めて指摘されました。その上で、「世界の平均気温上昇を1.5℃に抑えることができれば、気候変動の影響による災害リスクは軽減できる」とさらなる対策強化を促しました。

（２）我が国の取組の動向

平成 30 年 4 月、SDGs やパリ協定などの環境問題に関する国際的な潮流を受けて、第五次環境基本計画が閣議決定されました。計画には 6 つの重点戦略が盛り込まれていますが、それぞれ「経済」「国土」「地域」「暮らし」「技術」「国際」をキーワードとして、様々な政策が横断的に散りばめられ、「環境」「経済」「社会」の統合的向上を志向している点が特徴となっています。また、それらの実現には、単なる「技術」だけではなく、「社会システム」や「ライフスタイル」を合わせた 3 つのイノベーションを同時に進め、新たな成長につなげていく方向性が示されています。

さらに、目指す社会の姿として、「地域循環共生圏」の創造が打ち出されています。地域循環共生圏とは、各地域が地域資源（自然・物質・人材・資金）の特性を生かした強みを発揮し、地産地消、再生可能エネルギー導入等を通じて、それらが循環する自立分散型の社会を形成するものです。その一方で、都市・農山漁村といった地域の特性に応じて、相互に補完し支え合う次のようなイメージが示されています。

○食料・水・木材・自然エネルギー等の自然資源・生態系サービス（農山漁村→都市）

○エコツーリズム、地域製品の消費を通じた資金・人材などの提供（都市→農山漁村）

このような持続可能な社会の実現に向け、幅広い関係者とのパートナーシップを充実・強化するため、環境保全意識のさらなる普及啓発や連携・協力のしくみづくりを通じて、多様な主体の積極的な取組への参加が求められています。

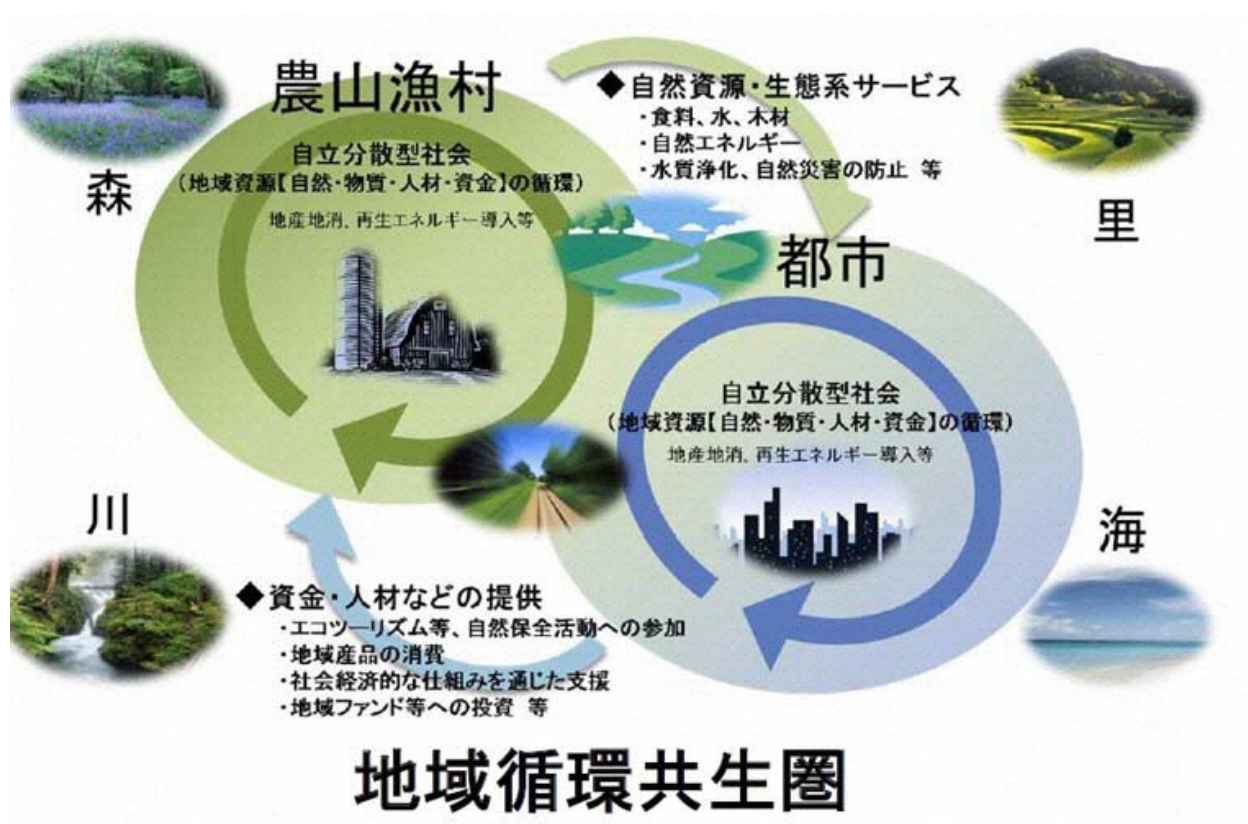


図 2-1-3 地域循環共生圏のイメージ

(出典：環境省 Web サイト)

(3) 本市を取り巻く社会経済情勢

■概要

本市を取り巻く社会経済情勢は概ね次のようにとらえられます。

●人口減少・少子高齢化について

人口の自然減の拡大及び平均寿命の延伸により、全国的に人口減少と少子高齢化の加速化が見込まれ、本市の人口構造も今後大きく変化することが予測されています。

●広域道路ネットワークの整備について

「首都圏中央連絡自動車道（圏央道）」をはじめとする広域道路ネットワークの整備が進められており、沿線地域の交通渋滞の解消とともに、企業・大型物流施設の新規立地などの経済効果が期待されています。

●自然災害のリスクについて

大型台風の接近・上陸や、近年増加傾向にある短時間強雨による被害など、自然災害の発生リスクが高まっています。

●先端技術の活用による新たな価値を創出する社会の実現について

世界規模で進展する先端技術（モノのインターネット（I o T）や人工知能（A I）など）によって、「超スマート社会」の実現を目指す動きを踏まえ、複雑・多様化する様々な地域課題の解決に向けて、まちづくりの多分野における技術の活用が期待されています。

●低炭素・循環型社会に向けた取組について

温室効果ガス排出量を2030年度（令和12年度）に2013年度（平成25年度）比26%削減するという国の目標達成に向けて、全てのステークホルダーが一体となって地球温暖化対策に取り組むことが求められています。また、循環型社会を構築するため、2R（リデュース・リユース）の一層の推進や、頻発する自然災害による災害時廃棄物への対策が求められています。

●持続可能なまちづくりへの取組について

S D G s は、経済、社会及び環境の3側面における持続可能な統合的取組を推進するものであり、各地域の諸問題の解決に貢献し、地方自治体の成長にとって重要な持続可能なまちづくりや地方創生に資するものと期待されています。

◆◇◆ 市内事業者とS D G s ◇◇◆

昨今、S D G s（持続可能な開発目標）の考え方を事業活動に取り入れる企業が増えていく中で、環境基本計画策定に伴い事業者を対象に実施したアンケート調査では、「言葉自体を聞いたことがない」事業者が41.6%を占め、最も多くなっています。

また、S D G s の内容を理解している事業者は全体の17.5%であり、そのうち「取組の必要性を感じている」事業者は10.1%でした。

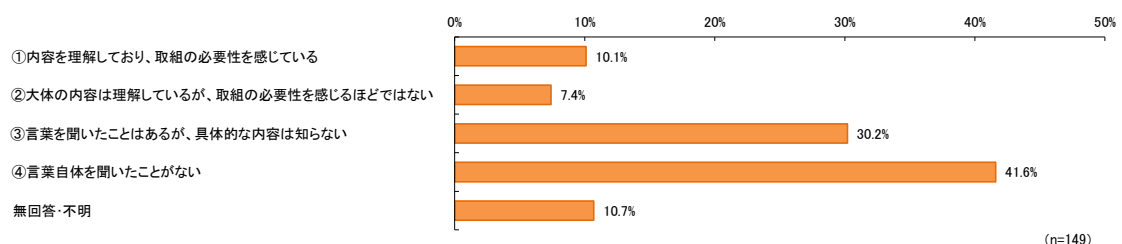


図 2-1-4 S D G s に対する市内事業者の認識

■新型コロナウイルス感染症の拡大

令和2年初頭から新型コロナウイルス感染症の流行が世界規模で拡大しています。令和2年4月初旬には新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく初めての緊急事態宣言が発令され、不要不急の外出の自粛要請等の対応が行われました。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う甚大な影響は、人々の生命や健康を脅かし、日常生活のみならず、経済・社会全体のあり方、さらには人々の行動様式・意識など多方面に波及しつつあり、「三密（密閉、密集、密接）」を避ける行動の徹底、在宅勤務をはじめとするテレワークの推進など、感染防止に向けて新しい生活様式の普及が進んでいます。

今後の展開を予測することは困難な状況ですが、新しい生活様式の定着により、感染拡大防止と経済活動との両立を図っている現状です。

なお、欧州では新型コロナウイルス感染症拡大からの復興に向かって、気候変動への対応などの環境への配慮に重点を置いた復興の考え方が広がってきています。



図 2-1-5 クラスター発生防止のための「三密」回避

（出典：厚生労働省 Web サイト）

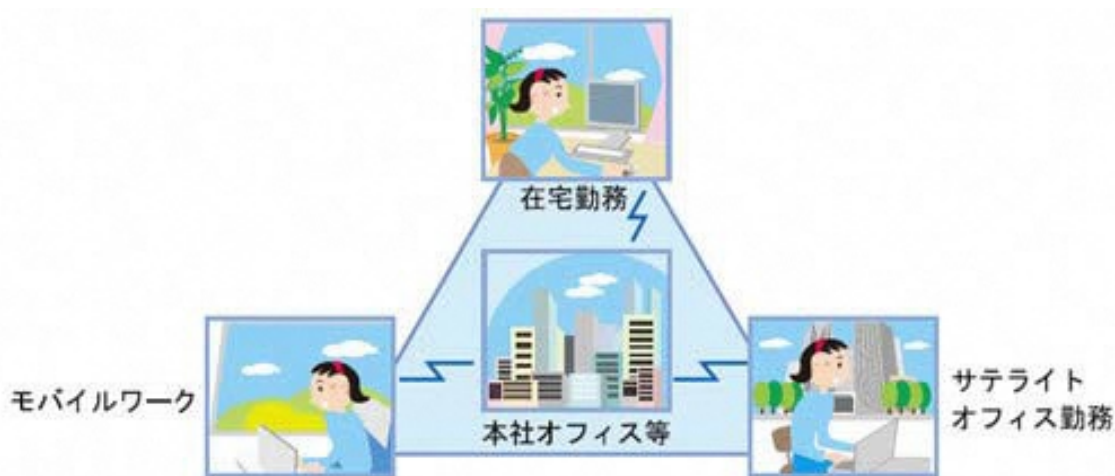


図 2-1-6 テレワークのイメージ

（出典：一般社団法人日本テレワーク協会 Web サイト）

2. 船橋市の地域特性・地域資源

本市の地域特性・地域資源として、次のようなことがあげられます。

(詳細については資料編に記載しています。)

●立地・交通

本市は、東京都心と県都千葉市とのほぼ中間に位置し、東京湾に面する陸上・海上交通の要衝地という立地条件のもとで充実した鉄道網を有するとともに、道路の整備も進められており、今後も交通需要の増加が見込まれます。



図 2-2-1 船橋市内の鉄道網

(出典：船橋市資料)



図 2-2-2 周辺地域の広域的な道路整備状況

(出典：国土交通省関東地方整備局 Web サイト)

●人口・世帯数

令和元年度における本市の人口は 639,107 人、世帯数は 290,372 世帯です。全国的にはすでに人口減少局面を迎えている中で、本市全体では人口・世帯数ともに増加を続けており、推計では 2033 年（令和 15 年）に人口がピークを迎えると予測されています。

また、船橋市の新しいまちづくりに向けた市民アンケート調査の結果では、８割超の回答者が定住意向を示しています。

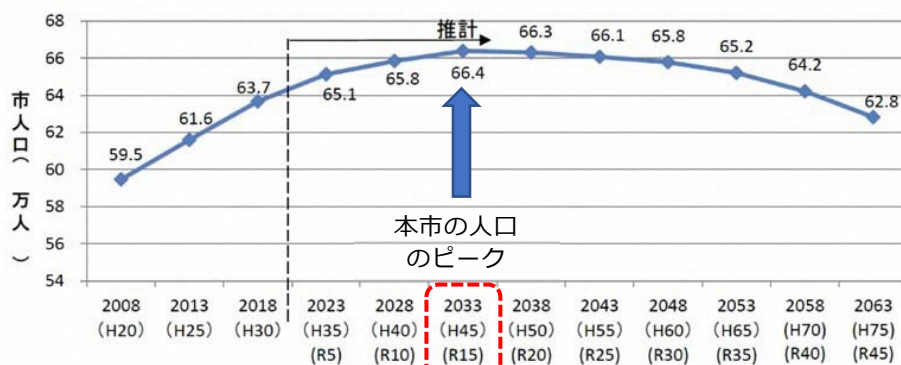


図 2-2-3 総人口の将来推計

(資料：人口推計調査報告書 第2版、令和元年5月、船橋市)

●自然環境

本市は東京都心の近郊にありながら豊かな自然環境に恵まれており、台地から浅海域等への水循環のもと、樹林地・農地や干潟などの多様な自然生態系が育まれています。また、それらの恵みは、船橋ブランドのにんじん・小松菜・枝豆・梨などの農産物や、貝類（アサリ・ホンビノス貝等）やアオサなどの水産物として、農業や漁業などの船橋市の重要な産業を支えています。

《樹林地・農地》

市の北部には樹林地や農地が広がっており、多種多様な動植物の生息が確認されています。このような豊かな緑を生かして、アンデルセン公園や市民の森などの施設が整備されています。

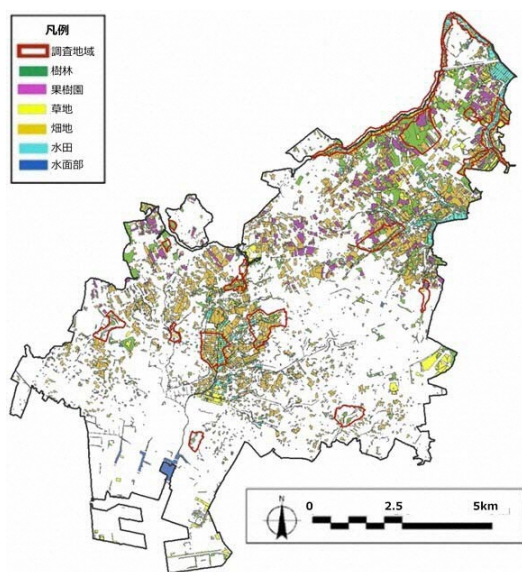


図 2-2-4 船橋市の植生分布

(出典：ふなばしの自然 平成 25・26 年度船橋市自然環境調査)



アンデルセン公園



八木が谷北市民の森

《干潟》

埋立て・開発等による人工化が進んできた東京湾岸において、本市は貴重な干潟を残す三番瀬に面しています。三番瀬海浜公園は、野鳥観察や潮干狩りなどを通じて、海辺と親しめるスポットとなっています。

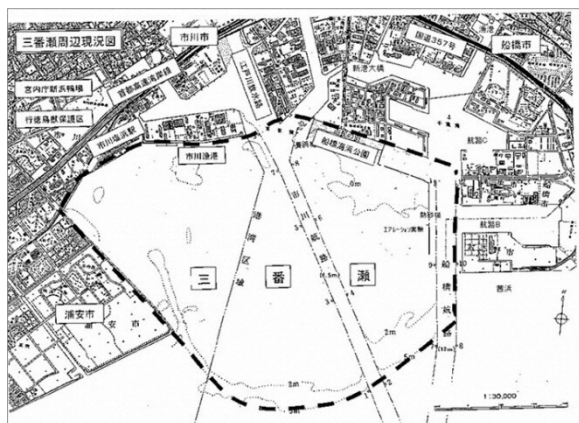


図 2-2-5 三番瀬の範囲

(出典：千葉県資料)



野鳥観察会の様子
(ふなばし三番瀬海浜公園)

●経済

市内には、日本最大級規模の食品コンビニートや高い技術力を誇る多くの中小企業などが立地しています。中でも、食料品製造業の製造品出荷額は、製造業全体の40%近くを占めており、近年では増加傾向が見られます。

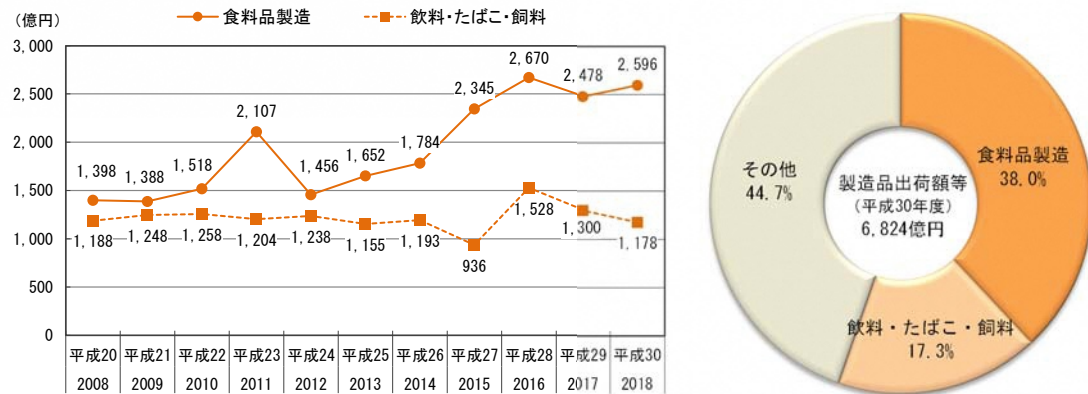


図 2-2-6 食品関連製造業の製造品出荷額等の推移（左）及び内訳（右）

（資料：工業統計）

●環境学習・環境保全活動

市内では様々な環境団体が多方面で幅広く活動し、本市の環境を支えています。

平成29年にオープンした、ふなばし三番瀬環境学習館は、三番瀬の立地を生かした自然にふれあえる環境学習の拠点施設として、市内小学校の校外学習など広く市民に利用されています。

また、干潟での野外観察などのワークショップも開催されており、市内での自然観察会等の参加人数は増加傾向にあります。

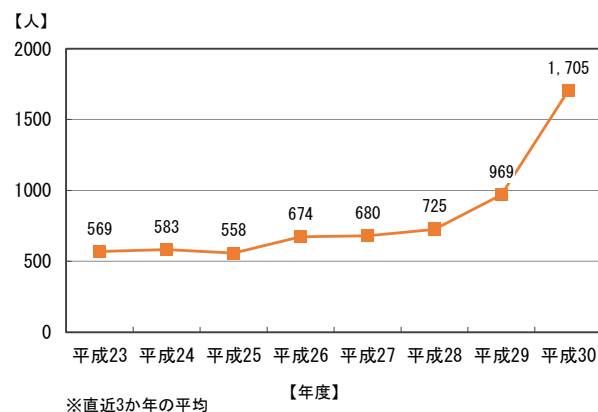
ふなばし三番瀬環境学習館
（館内風景）

図 2-2-7 自然観察会等の参加延人数の推移

3. 船橋市の環境の現状と課題

本市の環境の現状と課題の概要について、前計画の基本施策ごとに整理します。

(なお、詳細については資料編に記載しています。)

(1) 大気環境の保全に関すること (資料編 P41, P42)

現 状

○概ね良好な大気環境

常時監視結果は、光化学オキシダントを除く項目で横ばいまたは減少傾向で推移しており、いずれも環境基準や指針値を下回っているため、大気環境は概ね良好といえます。

○光化学オキシダントの環境基準の超過

光化学オキシダントについては、環境基準を超過する日数が直近 10 年間に於いて平均 66 日あり、光化学スモッグ注意報が複数回発令される年が見られます。

課 題

●良好な大気環境の維持

大気環境の常時監視や工場・事業場等の排出源対策などを通じて、良好な大気環境を維持していくことが課題となっています。

●光化学オキシダントの発生抑制

光化学オキシダントの発生抑制に向けて、原因物質の主要発生源である自動車に関して、交通流改善や交通需要対策などの課題があがっています。

(2) 水環境の保全に関すること (資料編 P43, P44)

現 状

○改善傾向が見られる河川の水質

河川の BOD* については、近年いずれの河川（海老川・真間川・桑納川・二重川）も低い水準で横ばいに推移しており、水質の改善がうかがえます。

○環境基準未達成の海域の水質

海域の COD*、全窒素・全りんについては、横ばい傾向で推移していますが、環境基準を達成していない地点が見られます。

*水の汚れを分解する際に必要となる酸素量のことで、水の汚れを示す代表的な指標です。

課 題

●河川水質の維持

河川水質の監視や工場・事業場等の排出源対策などを通じて、河川水質を維持していくことが課題となっています。

●流域の健全な水循環の確保

河川の水源となる樹林地から、干潟を有する海域までを流域として一体的にとらえ、水源涵養、節水・雨水利用、地下水汚染の防止など、健全な水循環を確保していくことが求められています。

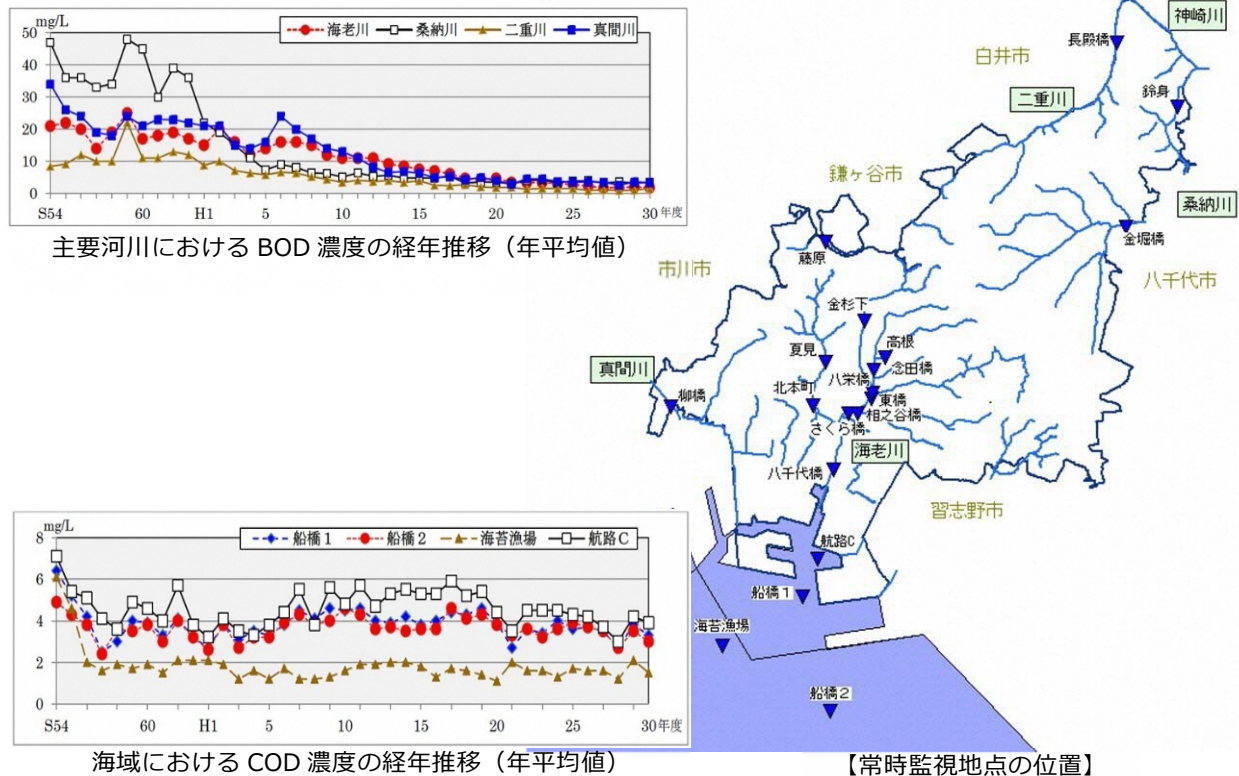


図 2-3-1 公共用水域の常時監視状況

(出典：令和元年度版船橋市環境白書)

(3) 身近な生活環境の保全に関すること (資料編 P45, P46)

現 状

○改善が進まない幹線道路沿道の騒音

公害苦情発生件数の内訳の経年推移をみると、例年、騒音に関する内容が比較的多く寄せられています。自動車騒音に関しては、市内の幹線道路で現状の把握に努めていますが、道路に面する地域の騒音に係る環境基準の達成状況は、ここ数年はほぼ横ばいの状況で推移しています。

○法令に基づく公害防止の取組

土壤汚染対策法に基づく汚染状況調査の結果を踏まえ、一部区域で対策を実施し、土壤汚染の未然防止に努めています。地盤沈下に関して、市では条例に基づく地下水採取の規制を行い、地盤沈下の防止に努めています。

課 題

●静穏な生活環境の確保

幹線道路に面する地域においては、自動車騒音による生活環境への影響が見られることから、その改善に向けて排水性舗装による道路整備などの従来の取組を継続するとともに、交通需要対策を検討するなど、静穏な生活環境の確保が求められています。

●公害の未然防止

土壤環境、騒音・振動、悪臭、地盤沈下などの公害の未然防止に向けて、モニタリングを継続するとともに、必要に応じて対策を実施することにより、今後も健康的な生活環境を維持していくことが課題となっています。

(4) 水辺と緑の保全に関すること (資料編 P47, P48)

現 状

○憩いの場として整備されつつある河川の水辺

海老川、長津川、二重川及び木戸川において、河川改修事業や修景事業を通じて、親水学習の拠点、緩傾斜護岸、散歩道等が整備されており、現在も市民の憩いの場として活用されています。

○市民に親しまれている公園等の緑

ふなばしアンデルセン公園、船橋運動公園、ふなばし三番瀬海浜公園などの大規模な都市基幹公園とともに、市民の森や県民の森が多数整備されており、市民が自然とふれあえる場となっています。

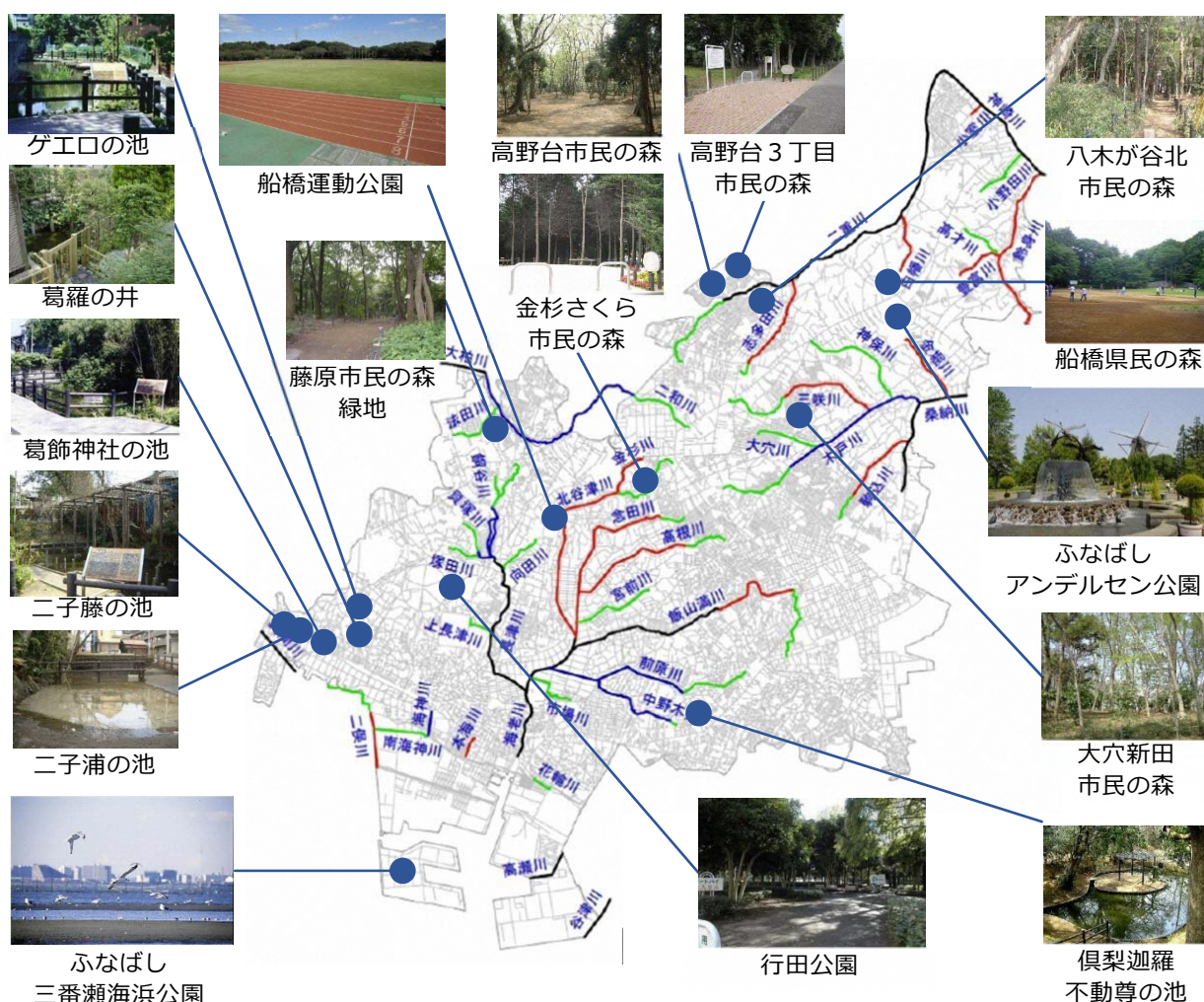


図 2-3-2 主な水辺と緑

課 題

●多自然川づくりの推進

多自然川づくりを通じて、市民にとって身近な憩いの場となる水辺空間を創出するとともに、水辺の生き物の生息環境を育むことが課題となっています。

●水辺や緑の保全・維持管理

樹林地等の自然の緑を保全するとともに、水辺や緑地の美化、維持管理等に対して、市民・事業者の協力のもとで取り組むため、さらなる意識啓発を進めていくことが課題となっています。

(5) 樹林地・農地の保全に関すること（資料編 P49, P50）

現 状

○減少傾向にある樹林地・農地

樹林地・農地は、北部・中央部を中心に多く分布しており、多様な動植物の生息が確認されています。これらの樹林地・農地の中には、宅地化など土地利用の改変による生育地・生息地の減少や、耕作放棄地の増加等の要因により見られなくなった動植物がある地域があります。



シジュウカラ



コクワガタ

図 2-3-3 藤原市民の森緑地で確認された動物

課 題

●樹林地・農地の保全のためのしくみづくり

自然と調和し、共生するまちづくりが求められる中で、市民の参画による樹林地の保全や、社会経済システムの中で、農地の保全が図られるしくみづくりが課題となっています。

(6) 干潟の保全に関すること（資料編 P51, P52）

現 状

○貴重な水辺の自然を育む三番瀬

三番瀬には、アサリ・ゴカイなどの底生動物が多数生息しており、干潟にはそれらを捕食する鳥類もまた多数飛来しています。ふなばし三番瀬環境学習館においては、干潟ワークショップや野鳥観察会の開催などを通じて、貴重な干潟の自然浄化能力や生態系について学ぶ機会を市民等へ提供しています。

○富栄養化による青潮の発生

河川の窒素・りんなどの負荷による富栄養化によって、三番瀬周辺海域においては青潮が発生することがあります。

課 題

●三番瀬の豊かな干潟生態系の保全

三番瀬（干潟）の保全を通じて、生き物の生息環境を育み、外来生物などの脅威から生態系を守り、生物多様性を保全することが課題となっています。

●海域の富栄養化の防止

家庭における生活排水対策等を強化し、海域の富栄養化の防止に取り組むことが課題となっています。

(7) 自然とふれあう場の確保に関すること（資料編 P53, P54）

現 状

○施設やツールの活用による自然とのふれあいの創出

県民の森、アンデルセン公園、三番瀬環境学習館、青少年キャンプ場等を活用した自然体験イベント等が実施されています。また、自然環境調査にあわせて、「自然散策マップ」をリニューアルし、窓口配布とともに市ホームページで公開することで、自然を楽しみながら散策する機会の増加に努めています。

○緑化事業の推進

良好な自然の確保または美観風致を維持するため、全市域を緑地保存地区として指定し、緑化事業を推進しています。

課 題

●自然や生き物とふれあえる場に関する情報発信

既存の緑の保全に関する取組について、法令等や制度等の活用を通じて今後さらなる強化を図るとともに、市民が自然や生き物とふれあえる場の整備に取り組み、情報発信に努めていくことが課題となっています。

●市民参加による緑の保全・緑化推進

緑地や公園等の維持管理に対する市民の理解を深め、市民参加のもとで保全活動や緑化を推進するしくみづくりに取り組む必要があります。

(8) 良好な生活空間の保全に関すること（資料編 P55, P56）

現 状

○良好な景観の形成に向けた取組

船橋市景観計画、船橋市景観条例、船橋市宅地開発事業に関する要綱等に基づいて、良好な景観の形成に向けた指導に取り組むとともに、自然色づくり教室やまちなみデザイン教室などの開催を通じて、景観に対する市民・事業者の意識高揚に努めています。

○環境美化の取組

路上喫煙及びポイ捨て防止重点地区を中心に、全域で生活環境巡視員によるパトロールを実施しています。

課 題

●景観形成の取組の強化

良好な景観の形成に向けて、水辺空間や公園・緑地の整備、宅地開発等の事業と連携した取組の強化が課題となっています。

●不法投棄の防止

環境美化に関して、市民等の意識啓発や協働に係る課題があがっているとともに、依然として不法投棄が後を絶たない状況が課題となっています。

(9) 地球環境の保全に関すること（資料編 P57, P58）

現 状

○減少傾向が見られる温室効果ガス排出量

2000 年度(平成 12 年度)以降の温室効果ガス総排出量は減少傾向が見られ、基準年度(1990 年度(平成 2 年度))と比べて 2017 年度(平成 29 年度)は約 25%削減されています。温室効果ガス別の排出割合では、大半(約 95%)をエネルギー起源の二酸化炭素が占めています。

○増加する家庭やオフィスからの温室効果ガス排出量

産業部門が最も多く排出していますが、基準年度からは減少し、総排出量の 50%を下回っています。代わって、業務部門及び家庭部門において排出量が大幅に伸びています。また、可燃ごみの中に含まれる廃プラスチックの焼却は、市の事務事業における温室効果ガスの最大の排出源となっています。

課 題

●気候変動への適応

温室効果ガスの排出削減(緩和策)だけでなく、気候変動影響への適応が課題となっています。

●家庭からの温室効果ガス排出抑制

市民等の意識啓発や情報提供を通じて、温室効果ガスの排出抑制に向けた行動の普及を図るとともに、プラスチック廃棄物の削減のための取組が課題としてあがっています。

(10) 低炭素社会の形成に関すること（資料編 P59, P60）

現 状

○再生可能エネルギーの普及に向けた取組

市では、住宅用太陽光発電システム及び燃料電池等の省エネ設備の設置を支援しています。

○公共施設の低炭素化への取組

公共施設においても、消費電力の低いLED灯や調光システム、インバーター制御等により高効率化された空調機器の導入などを順次行っています。

課 題

●創エネルギーに向けた取組の推進

建築物等における電気や熱のエネルギー需要特性にあわせて、再生可能エネルギーや未利用エネルギーの導入など、創エネルギーに向けた取組の推進が課題となっています。

●経済効果を踏まえた省エネルギーの促進

公共施設や住宅・事業所等においては、施設の長寿命化を踏まえた光熱費等の維持管理費も考慮して、省エネルギー化に向けた取組を促進することが課題としてあがっています。

(11) 循環型社会の形成に関すること（資料編 P61, P62）

現 状

○横ばいで推移するごみの排出量

家庭系・事業系あわせたごみの総排出量は、最近数年間は横ばいの状態で推移しており、一人一日当たりの排出量は近年減少傾向が見られます。

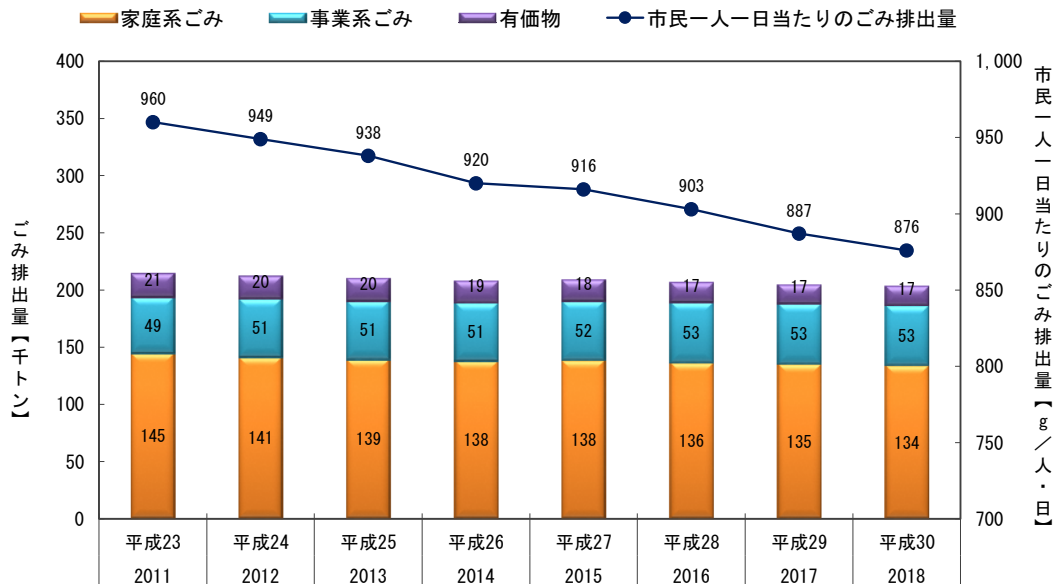


図 2-3-4 市内のごみ排出量の推移

○市民との協働で進められている 3 R

可燃ごみ・不燃ごみの指定袋制と粗大ごみの戸別収集・有料化、ペットボトルの資源ごみ回収等を通じて、ごみの減量・資源化に努めています。また、地域におけるごみ減量、リサイクルの推進等のリーダーとして市民に廃棄物減量等推進員を委嘱し、「クリーン船橋 530 推進運動」を展開しています。

課 題

● 2 R を優先した社会の構築

リサイクルよりも優先順位が高い 2 R（リデュース・発生抑制／リユース・再利用）が、より進む社会経済システムの構築を目指す必要があります。また、これまで同様にリサイクルについても、さらに継続的に取組を推進していくことが重要です。

● 食品ロスの削減

飲食店等における食べきり運動の普及、食品スーパー等での食品ロス削減への配慮促進など、食品廃棄物の削減に向けた取組が課題となっています。

(12) 環境学習・環境教育の推進に関すること（資料編 P63, P64）

現 状

○人的支援を通じて進められている環境学習

市は、出前講座や学校などで開催する環境に関する勉強会に講師を派遣し、環境学習の推進に取り組んでいます。また、公民館などの社会教育施設においては、環境学習の講座や自然観察会、イベントが開催され、多くの市民が参加するとともに、環境ボランティアが講師として協力しています。

○市民参加で実施されている身近な自然環境調査

行田公園等においては、自然環境や温暖化の影響を学び、身近な自然への関心を深める目的で、市民などから一般募集した講師とともにセミのぬけがら調査を開催しています。

課 題

●環境学習における講師人材等の育成

講師等を務める人材が高齢化していることを踏まえ、環境学習・環境教育に関する活動の充実を図るため、人材育成が課題となっています。

●意識啓発・環境情報の提供

具体的な環境配慮行動の促進に向けて、身近な自然環境調査などによる市民・事業者等の意識啓発、環境情報の提供が課題となっています。

(13) 環境保全活動の推進に関すること（資料編 P65, P66）

現 状

○様々な主体による環境保全活動の展開

市や環境団体が実施する環境学習への参加、自治会・町会などを中心とした自発的な学習会開催、河川の水質浄化に向けたイベントなど、様々な主体による活動が展開されています。

○環境保全活動の中心的役割を担う環境団体

環境保全活動の中心的役割を担う環境団体は、独自の活動に加えて、市民向けの講演会、自然観察会、複数の団体の協力によるイベントの開催、環境フェアなどの事業への参加、市が行う環境学習への協力、小学校における環境教育講師などに取り組んでいます。

課 題

●様々な主体のパートナーシップの強化

様々な主体の環境保全活動の促進に向けて、市民・事業者・環境団体・行政等の交流を通じたパートナーシップの強化が課題となっています。

●協働を推進するためのしくみづくり

環境団体のほか、市民や事業者が環境保全活動に参画し、協働して取組を推進していくためのしくみづくりが課題としてあがっています。

4. 環境課題と同時解決が望まれる地域課題

前節であげた環境課題のほかに、それらとの同時解決が望まれる地域課題として、次のような課題が考えられます。

【船橋市が抱える主な課題】

- 人口動態の2極化（転入超過地域と人口減少・高齢化地域の共存）、単身・共働き世帯や外国人住民の増加などにより、複雑多様化する市民の価値観やライフスタイルへの対応が求められています。
- 道路整備に対する市民の期待は大きく、歩行者・自転車の安全対策と交通渋滞対策が強く求められているとともに、増加する台風・大雨被害を踏まえ、より安全・安心に暮らせる都市基盤の整備が必要となっています。
- 合計特殊出生率*が全国平均を下回り、年少人口が減少傾向にある中で、その傾向に歯止めをかけるため、子どもを安心して生み育てられる環境の整備が求められています。
- 今後、後期高齢者、要支援・要介護認定者の増加が見込まれている現状において、医療と介護の連携などが重要課題となっており、超高齢社会に対応した地域包括ケアシステムの構築が求められています。
- 老朽化した公共施設等の維持・更新、市民の安全な暮らしに関わる道路・河川等のインフラ整備のほか、必要な市民サービスを提供していくために、持続可能な行財政運営が求められています。

*15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計した統計上の指標で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

【全国の地域が抱えている主な課題】

- 経済活動の発展に伴って増加が見込まれる家庭や事業所のエネルギー消費量に対して、需要に対応したエネルギーの安定供給とともに、温室効果ガス排出量の削減が求められています。
- 暮らしが豊かになる中で、食の多様化や飽食化が進んでおり、食料増産など需要の変化に対応する一方で、食品ロスの削減に取り組む必要があります。
- 医療技術の進歩とともに平均寿命が延び、地域社会における高齢者の活躍の場の創出や医療・介護に係る社会的コストの削減が急務となっています。
- 市場のグローバル化を背景に、地域経済にも国際的な競争力が求められる今日、6次産業化等によって地場産業の基盤強化を図る必要があります。
- 首都圏への人口集中が進み、地域の活力が低下している地方では、地域の存続と活性化を図るため、地域資源を生かした観光振興などを通じて、交流人口の拡大に取り組む必要があります。
- 国内各地で地震や大雨などの自然災害が相次いで発生しており、それらによる被害を最小限に食い止めるとともに、速やかな回復に努める必要があります。

第3章

目指す環境像

本章では、本計画の基本理念及び船橋市が目指す環境像を示します。

1. 基本理念

本計画は、船橋市環境基本条例を踏まえ、市民・事業者・行政が一体となって環境の保全及び創造に関する施策を推進することにより、人と自然が共生する環境づくりに努め、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けることができるようにすることを基本理念とします。また、近年急速に顕在化してきている地球温暖化問題などの新たな環境問題を的確に捉え、環境行政を取り巻く状況の変化や社会経済情勢の変化、市民や事業者のニーズなどに対応し、環境施策の総合的かつ計画的な推進を目指します。

《船橋市環境基本条例の基本理念》

1) 環境の恵沢の享受と継承

環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2) 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築

環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会が構築されることを旨とし、及び科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行われなければならない。

3) 人と自然との共生

環境の保全は、環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然、文化、産業等の調和のとれた快適な環境を実現していくよう行われなければならない。

4) 地球環境保全への貢献

地球環境保全は、すべての者が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

2. 目指す環境像

私たちは、本市の恵み豊かな環境を維持・保全するとともに、よりよい環境の再生・創出を行い、未来の世代につなげていく責務を有しています。

その責務を果たすためには、本市の地域特性・地域資源を活かし、これまでのように環境面に配慮するだけでなく、社会面、経済面も含めた多様な観点から統合的な向上を図る必要があります。

このことを踏まえ、本計画では、目指す環境像を次のとおり定めます。



環境像のそれぞれの言葉には、 次のような思いが込められています

みんなでつくる

- 環境像の実現を目指して、市民、事業者、行政などのすべての主体が協力し合いながら、それぞれの立場で行動していきます。



- すべての主体が、良好な環境の保全と創造に向けて、積極的に取組に参画します。

恵み豊かで

- 自然の生態系の微妙な均衡のもとに成り立つ環境を、健全で恵み豊かに維持します。

- その中で、私たちは将来にわたり、健康で文化的な生活を営んでいきます。



持続可能な都市

- 私たちのあらゆる行為が、地域の環境のみならず地球規模の環境に影響を及ぼしていることを深く認識します。

- 「持続可能な都市」を未来の世代に引き継いでいきます。



ふなばし

- 船橋の良さを忘れずに、船橋らしさとして守り育てていきます。



第4章

施策体系と10年後に目指す環境

本章では、目指す環境像の実現に向けて、環境分野ごとに施策の柱を設定し、施策を体系化するとともに、10年後に目指す環境を示します。

1. 施策体系の考え方

本市は、恵み豊かな東京湾に面し、内陸部に水と土壌に恵まれた谷津の入り込んだ下総台地が広がり、数千年前から人々の暮らしが営まれ、農漁業が盛んなまちとして栄えてきました。しかし、高度経済成長期における工場、事業場の進出や宅地開発は人口の急激な増加をもたらし、都市化の進展と社会経済活動の活発化に伴って、公害や自然破壊などの環境問題がクローズアップされました。また、エネルギーや資源の消費に拍車がかかり、地球温暖化の防止や増え続けるごみの処理などが新たな課題として加わりました。

前計画では、このような社会情勢を背景に、安全な生活環境の保全、生物多様性の確保（自然環境）、快適な地域環境の保全、未来に向けた地球環境の保全とともに、各分野の課題に協働して取り組むことを基本的な方向性として施策を体系化しました。

その後、私たちを取り巻く経済・社会環境は、東日本大震災をはじめとする大規模災害の発生などの影響によって大きな変化を遂げており、相互に絡み合い複雑化する環境問題に対応して、環境行政も枠組みの再構築を余儀なくされています。特に、地球温暖化に伴う気候変動の影響は、短時間の大雨による災害の発生など、私たちの生活にとって脅威となっており、対応の重要性が増しています。また、自然環境については、保全とともに自然を活用していく視点が重要となっており、循環型社会の構築、生活環境の保全については、引き続き取り組むべき課題といえます。あわせて各分野を俯瞰的にとらえた横断的な取組として、市民・事業者・市がパートナーシップを強化し、さらなる連携・協働によって、環境保全に取り組むことが求められています。

このため、本計画では、基本的な方向性として施策の柱を次のように見直し、それぞれの分野で施策を体系化して進めていくこととします。

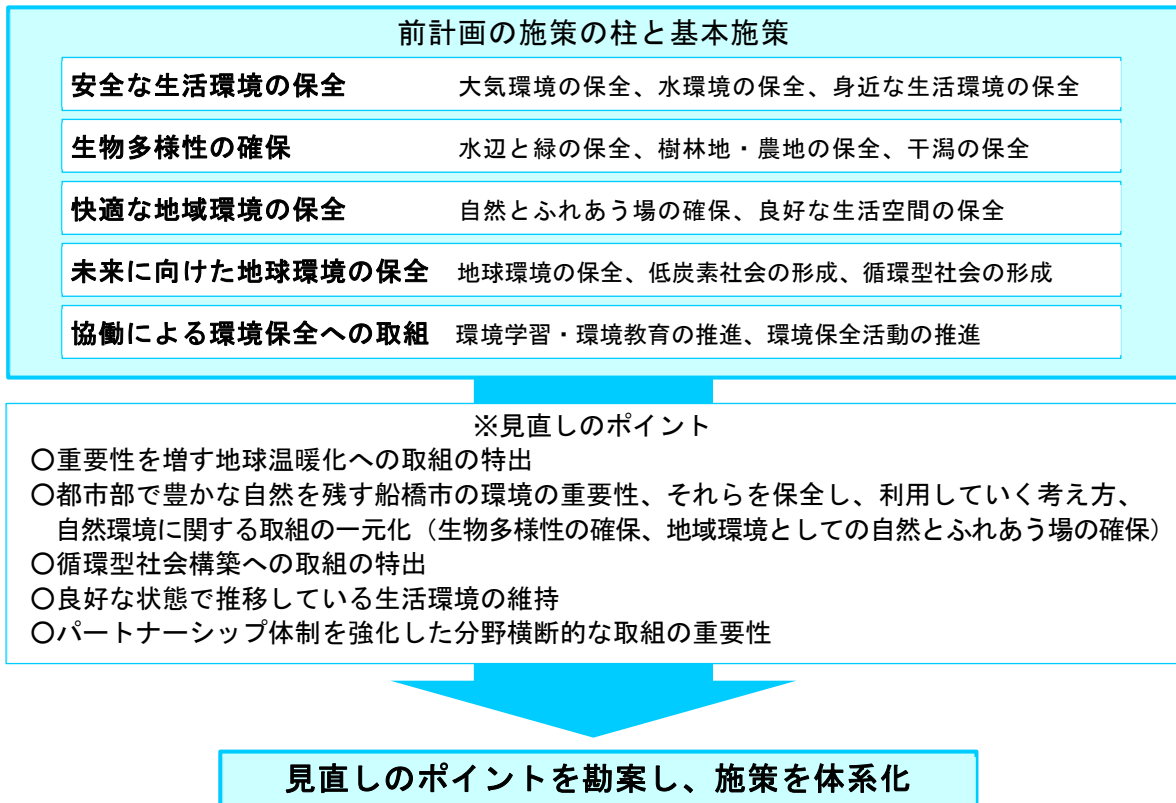


図 4-1-1 施策体系の基本的な方向性（施策の柱）の見直し

2. 施策体系

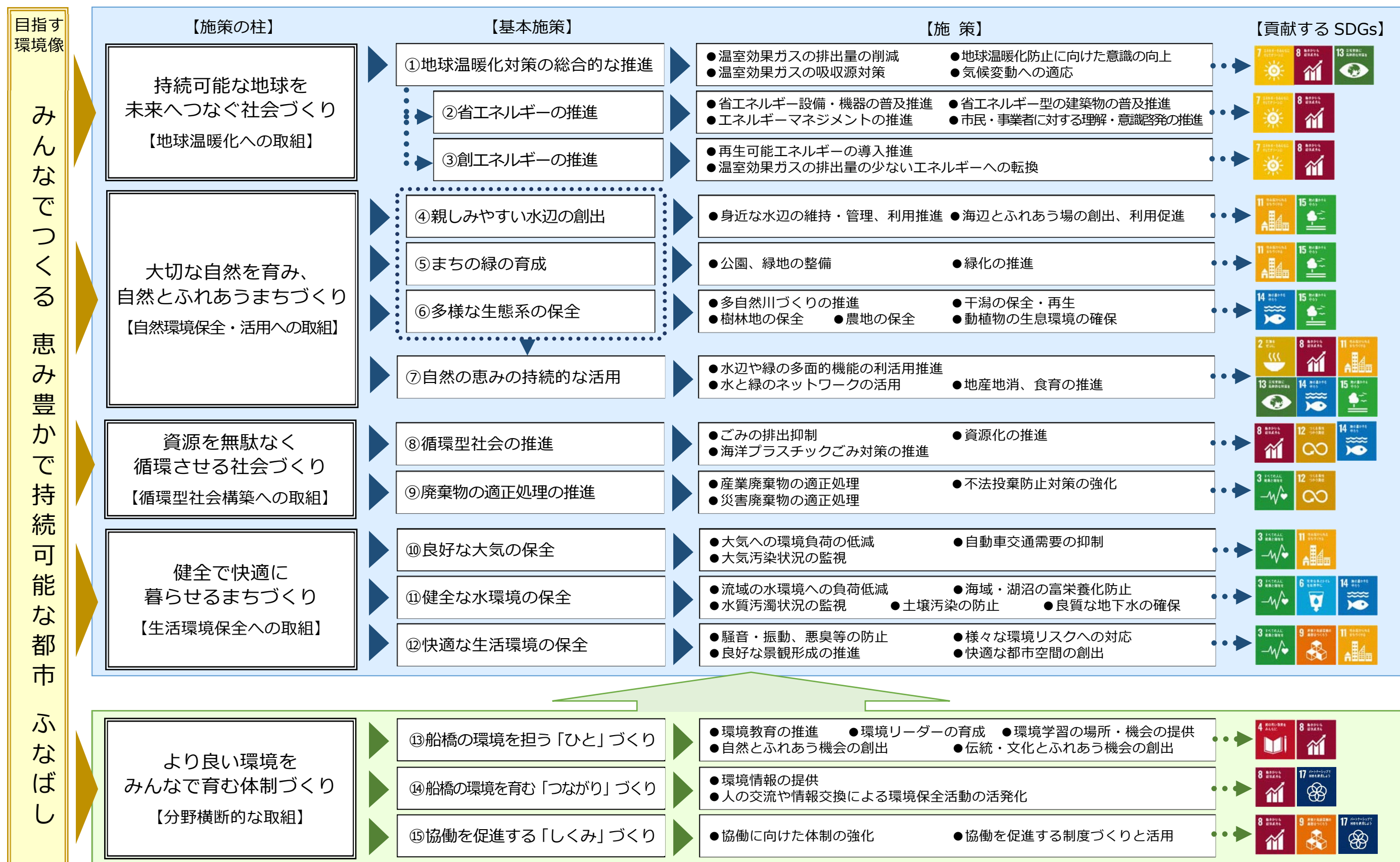


図 4-3-1 本計画の施策体系

3. 施策の柱と10年後に目指す環境

(1) 持続可能な地球を未来へつなぐ社会づくり

東京都心に近く交通の利便性が高い本市では、現在も人口の流入が続いており、市全体では今後しばらく人口が増加するものと見込まれています。このような中で、市民生活におけるエネルギー消費量等は増加し、家庭部門の温室効果ガス排出量が増えています。様々な地球環境問題の中でも、地球温暖化は私たちの日常生活や事業活動に深く関わっており、気候変動による経済・社会や生態系などへの深刻な影響が懸念されています。そうした影響を最小化するには、テレワークなどの新たな生活様式を取り入れ、私たち一人ひとりが環境に配慮した取組を進める一方で、社会全体を低炭素で持続可能なしくみへと変えていく必要があります。



太陽光発電システム（坪井公民館）

これらのことを踏まえ、「10 年後に目指す環境」に向けてエネルギーや都市環境に関する施策を推進し、持続可能な地球を未来へつなぐ社会づくりに取り組みます。

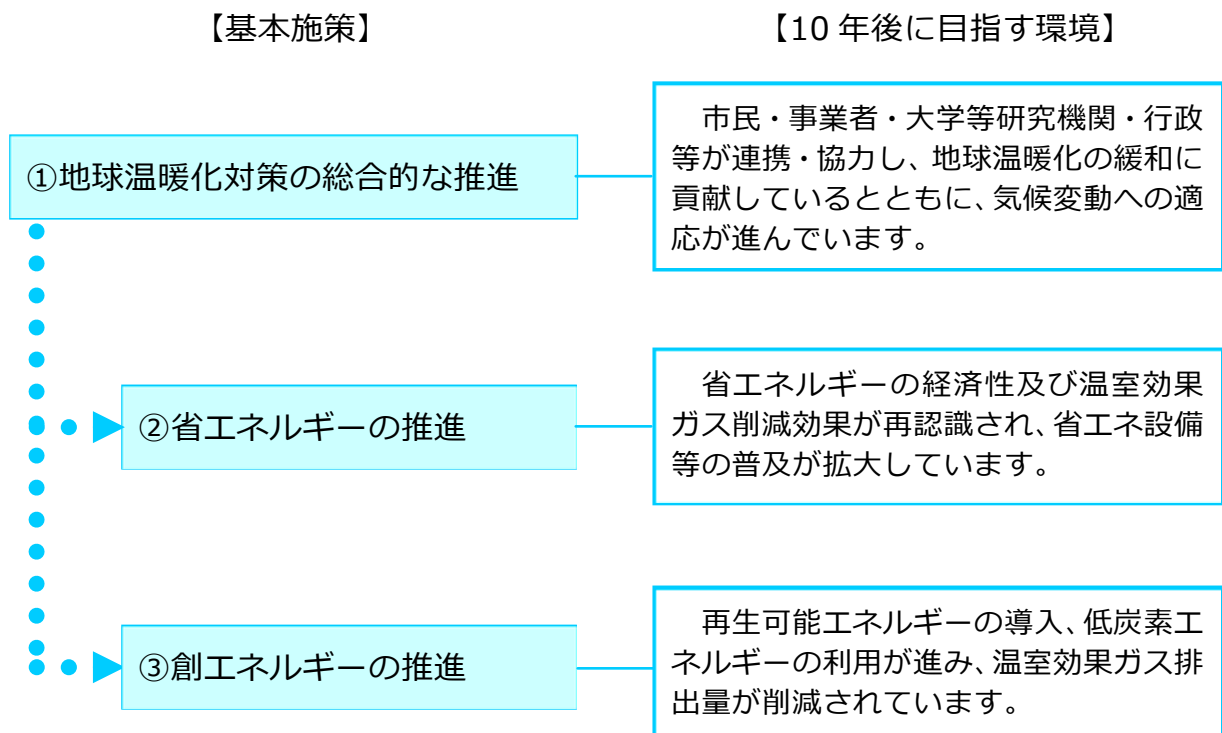


図 4-3-1 地球温暖化への取組に関する基本施策と10 年後に目指す環境

(2) 大切な自然を育み、自然とふれあうまちづくり

北部を中心に広がる樹林地・農地の緑や、海老川をはじめとする河川の水辺は、本市の里地里山の自然環境を形づくっています。また、三番瀬の干潟は、生きものなどとふれあえる貴重な水辺を私たちに提供しています。これらの身近な自然は、市民の暮らしにうるおいを与える大切な存在であるとともに、本市の農業・漁業を育む重要な地域資源となっています。それと同時に、自然災害に対する防災・減災、ヒートアイランド等の都市気候の緩和など多面的な機能も持ち合わせています。近年では、生物多様性に対する認識の深まりとともに、原生的な自然や優れた自然環境のみならず、身近な緑や水辺の重要性が注目されています。



貴重な干潟の自然（三番瀬）

これらのことを踏まえ、「10 年後に目指す環境」に向けて自然環境に関する施策を推進し、大切な自然を育み、自然とふれあうまちづくりに取り組みます。

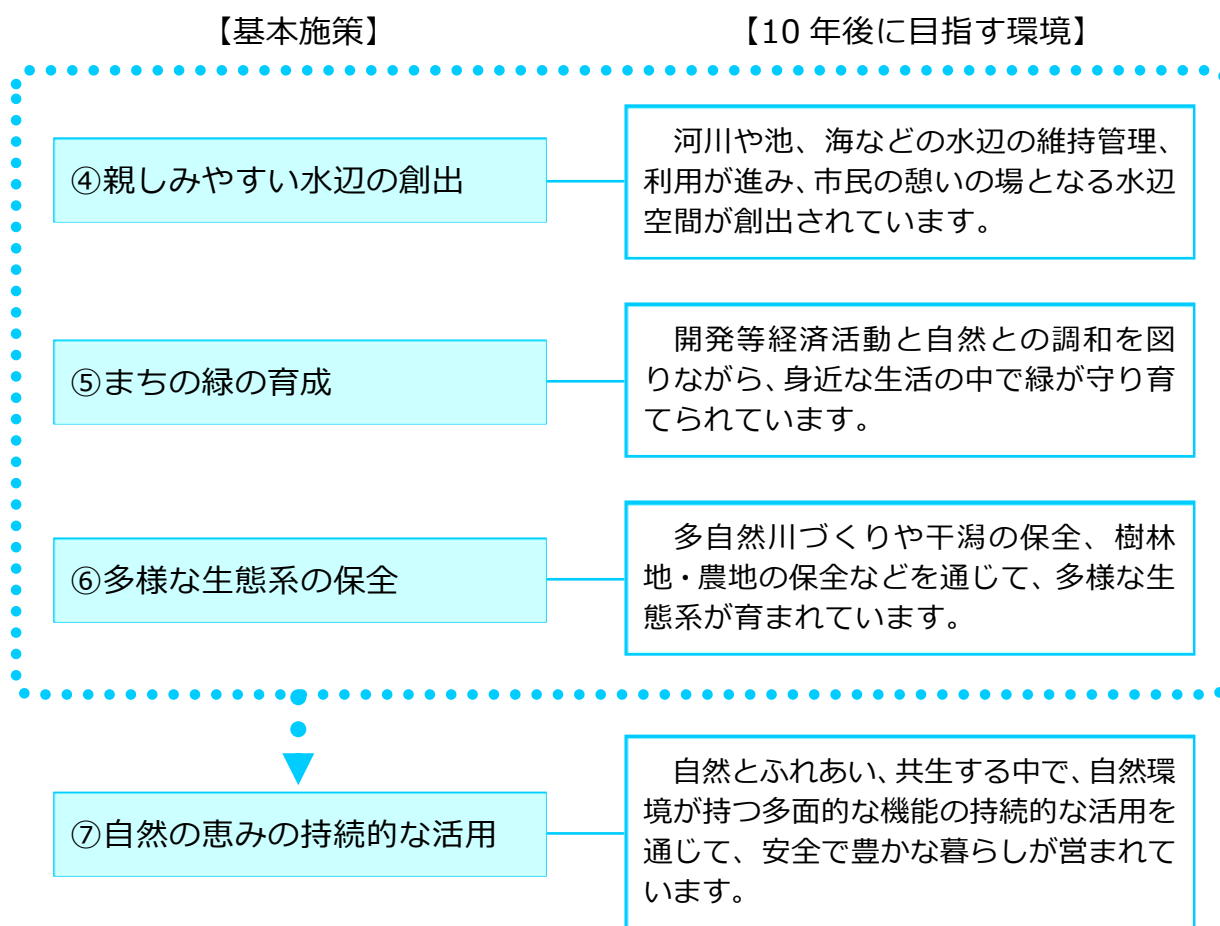


図 4-3-2 自然環境保全・活用への取組に関する基本施策と 10 年後に目指す環境

(3) 資源を無駄なく循環させる社会づくり

本市においても、ごみの発生抑制、資源の再利用、リサイクル等、循環型社会の形成に向けた取組が進められる中で、昨今は、プラスチックごみの飛散・海洋流出、食品廃棄物の増加などが、地球規模での環境問題に発展しています。これらの新たな課題に対応して、市民の間では、レジ袋の使用削減につながるエコバッグの普及や、食品ロスの削減に向けた食べ切り運動の推進など、様々な取組が展開されています。今後も資源の有限性を再認識した上で、循環を基調とした社会のしくみの強化に努める必要があります。



三番瀬クリーンアップ

これらのことを踏まえ、「10 年後に目指す環境」に向けて資源循環や廃棄物に関する施策を推進し、資源を無駄なく循環させる社会づくりに取り組みます。

【基本施策】**【10 年後に目指す環境】****⑧循環型社会の推進**

資源循環型の社会に向けて、ごみの発生抑制、資源の再利用、リサイクル等の取組が積極的に進められています。

⑨廃棄物の適正処理の推進

廃棄物の適正処理とともに、不法投棄のないまちづくりが進んでいます。

図 4-3-3 循環型社会構築への取組に関する基本施策と10 年後に目指す環境

(4) 健全で快適に暮らせるまちづくり

大気や水・土壌は人が生活していく上で欠かせないものであり、将来にわたって、それらを公害のない健全な状態のまま保つ必要があります。本市の生活環境は、概ね良好な状態で推移していますが、自動車保有台数や交通量の増加に伴う道路沿道の大気汚染や騒音、河川や海域の富栄養化による漁業への影響などが懸念されています。これらの課題への対応に加えて、美しいまちなみを創出することによって、住み心地のよいまちを築いていくことが重要です。



緑豊かな市街地

これらのことを踏まえ、「10 年後に目指す環境」に向けて生活環境に関する施策を推進し、私たちが心身ともに健全で快適に暮らせるまちづくりに取り組みます。

【基本施策】

【10 年後に目指す環境】

⑩ 良好な大気の保全

事業活動や自動車からの排出ガス削減対策が進み、良好な大気環境が維持されています。

⑪ 健全な水環境の保全

河川や海本来の生態系価値が向上し、流域全体で健全な水・土壌環境が維持されています。

⑫ 快適な生活環境の保全

まちが静穏に保たれているとともに、様々な環境リスクへの対応を通じて、快適な生活環境が保全されています。

図 4-3-4 生活環境保全への取組に関する基本施策と 10 年後に目指す環境

(5) より良い環境をみんなで育む体制づくり

これまで本市では、市内の小中学校における環境教育や、環境団体などと連携した出前講座などを開催し、環境を担う「ひと」づくりに取り組んできました。また、アンデルセン公園やふなばし三番瀬海浜公園・環境学習館等の施設を活用して、環境学習の機会を提供してきました。その一方で、環境フェアをはじめとする様々なイベントを通じて、市民や事業者、市民団体などの交流を進めてきました。このように、複雑・多様化する環境問題の解決には、私たち一人ひとりが大気、水・土壌や自然、エネルギー、資源などの大切さを学ぶとともに、みんなが様々につながることでそれぞれが持つ知恵を生かし、連携・協働して取組を進めていくことが重要です。



出前講座の様子
(地球温暖化に関する出前講座)

これらのことを踏まえ、「10 年後に目指す環境」に向けて分野横断的な施策を推進し、より良い環境をみんなで育む体制づくりに取り組みます。

【基本施策】

【10 年後に目指す環境】

⑬船橋の環境を担う「ひと」づくり

市民・事業者の環境学習、子どもたちへの環境教育が進められており、次代の船橋の環境を担う人材が育っています。

⑭船橋の環境を育む「つながり」づくり

市民・事業者・大学等研究機関・行政等が交流を通じてお互いに理解を深め合い、環境保全活動に取り組む、充実したパートナーシップが構築されています。

⑮協働を促進する「しくみ」づくり

長期的な視点に立って市民・事業者・大学等研究機関・行政等が協働しているとともに、協働を促進する制度の活用により、持続可能な環境保全活動に取り組むための体制が強化されています。

図 4-3-5 分野横断的な取組に関する基本施策と10 年後に目指す環境

第5章

施策の展開

本章では、船橋市が取り組む具体的な施策を前章で示した体系に沿って展開します。

第5章 施策の展開 各ページの見方

第5章 施策の展開

1. 持続可能な地球を未来へつなぐ社会づくり【地球温暖化への取組】

1 基本施策1 地球温暖化対策の総合的な推進

■10年後に目指す環境

市民・事業者・大学等研究機関・行政等が連携・協力し、地球温暖化の緩和に貢献しているとともに、気候変動への適応が進んでいます。

■施策の方針

今や地球温暖化は疑う余地がなく、それに伴う気候変動の影響と考えられる異常気象等が世界各地で顕著化しています。これに対して、国際社会は2015年(平成27年)にパリ協定*を採択し、温室効果ガスの排出抑制に向けて、各国が削減目標を掲げて対策を進めています。一方で、気候変動はもはや避けられないとの認識の下、その影響に適応していく動きも見られます。

このような状況を踏まえ、本市においても温室効果ガス排出量の削減に向けて各主体の具体的な行動の普及啓発を図るとともに、意識向上に取り組みます。また、温室効果ガスの吸収源対策や気候変動への適応など、総合的な観点から取組を進めていきます。

なお、温室効果ガス削減に有効な省エネルギーの推進・創エネルギーの推進については、基本施策2、3にて詳細に取り扱うものとします。

*パリ協定は、この翌年(2016年(平成28年))に発効しました。

■環境等の現状を把握するための状態指標

状態指標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
市民一人当たりの温室効果ガス排出量 ^{※1}	8.25t-CO ₂	4.43t-CO ₂
エコライフ実践度(家庭) ^{※2}	52%	70%
エコオフィス実践度(事業者) ^{※2}	39%	70%
熱中症搬送者数	221人	搬送者数の減少

※1 基準値は平成25年度実績値

※2 直近のアンケート調査実施時期が、平成30年度であるため、基準年度を平成30年度にしています。

2 施策

●温室効果ガス排出量の削減

市域の温室効果ガス排出量の把握に努めるとともに、その削減に向けて公共施設におけるエコオフィス行動を実践し、市民・事業者に対してもクールチョイスの普及啓発を図ります。

目標指標(例)	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和12年度)
市の事務事業から排出される温室効果ガス排出量	150,827t-CO ₂	120,827t-CO ₂

●地球温暖化防止に向けた意識の向上

市民・事業者、市民団体などに対して、船橋市地球温暖化対策地域協議会への参画を促進する一方で、温室効果ガス排出抑制に関する情報提供や地球温暖化防止に向けた取組に対する支援に努めます。

目標指標(例)	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
地球温暖化に関する環境講座実施回数	18回	30回

●温室効果ガスの吸収源対策

市域から排出される温室効果ガスの削減に向けて、その吸収源となる樹林地・緑地の保全・整備を推進します。あわせて、公共施設や道路沿道などの緑化に努めます。

目標指標(例)	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
樹林地の保全面積	194ha	236ha

●気候変動への適応

水害等の自然災害に対する治水対策や防災・減災対策、農・水産物の生育被害の軽減や感染症・熱中症などの予防に向けた情報提供に努め、気候変動による様々な影響への適応を図ります。

目標指標(例)	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
熱中症予防に関する健康教育の実施回数	312回	315回

1 基本施策名

第4章でお示しした施策体系の15の基本施策に対応しています。

2 10年後に目指す環境

基本施策が対象とする分野の10年後に目指す環境です。

3 SDGs マーク

SDGsの17のゴール(目標)のうち、当該基本施策の推進によって実現に貢献できるものについて、カラーアイコンを用いて示しています。

4 施策の方針

背景となる地域特性や本市の課題等を踏まえ、基本施策が対象とする分野における施策の展開方針を示しています。

5 状態指標

基本施策が対象とする分野において、環境等の状態を把握するための状態指標を示しています。状態指標は施策の成果だけでなく、様々な要因によって変動する指標(例：海域の水質)となります。

6 施策

施策の方針に基づいて設定した市の施策の概要を示しています。

7 目標指標

施策に対して設定する、施策の進捗状況を示す目標指標を示しています。目標指標は施策の成果を測る指標(例：環境イベントの参加人数)となります。

1. 持続可能な地球を未来へつなぐ社会づくり【地球温暖化への取組】

基本施策1 地球温暖化対策の総合的な推進

■10年後に目指す環境

市民・事業者・大学等研究機関・行政等が連携・協力し、地球温暖化の緩和に貢献するとともに、気候変動への適応が進んでいます。



■施策の方針

今や地球温暖化は疑う余地がなく、それに伴う気候変動の影響と考えられる異常気象等が世界各地で顕著化しています。これに対して、国際社会は2015年(平成27年)にパリ協定*を採択し、温室効果ガスの排出抑制に向けて、各国が削減目標を掲げて対策を進めています。一方で、気候変動はもはや避けられないとの認識の下、その影響に適応していく動きも見られます。

このような状況を踏まえ、本市においても温室効果ガス排出量の削減に向けて各主体の具体的な行動の普及啓発を図るとともに、意識向上に取り組みます。また、温室効果ガスの吸収源対策や気候変動への適応など、総合的な観点から取組を進めていきます。

なお、温室効果ガス削減に有効な省エネルギーの推進・創エネルギーの推進については、基本施策2、3にて詳細に取り扱うものとします。

*パリ協定は、この翌年(2016年(平成28年))に発効しました。

■環境等の現状を把握するための状態指標

状態指標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
市民一人当たりの温室効果ガス排出量※1	6.25t-CO ₂	4.43t-CO ₂
エコライフ実践度(家庭)※2	52%	70%
エコオフィス実践度(事業者)※2	39%	70%
熱中症搬送者数	221人	搬送者数の減少

※1 基準値は平成25年度実績値

※2 直近のアンケート調査実施時期が、平成30年度であるため、基準年度を平成30年度にしています。

■ 施策

● 温室効果ガス排出量の削減

市域の温室効果ガス排出量の把握に努めるとともに、その削減に向けて公共施設におけるエコオフィス行動を実践し、市民・事業者に対してもクールチョイスの普及啓発を図ります。

目標指標（例）	基準値 （平成 25 年度）	目標値 （令和 12 年度）
市の事務事業から排出される温室効果ガス排出量	150,627t-CO ₂	120,627t-CO ₂

● 地球温暖化防止に向けた意識の向上

市民・事業者、市民団体などに対して、船橋市地球温暖化対策地域協議会への参画を促進する一方で、温室効果ガス排出抑制に関する情報提供や地球温暖化防止に向けた取組に対する支援に努めます。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和 12 年度）
地球温暖化に関する環境講座実施回数	18 回	30 回

● 温室効果ガスの吸収源対策

市域から排出される温室効果ガスの削減に向けて、その吸収源となる樹林地・緑地の保全・整備を推進します。あわせて、公共施設や道路沿道などの緑化に努めます。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和 12 年度）
樹林地の保全面積	194ha	236ha

● 気候変動への適応

水害等の自然災害に対する治水対策や防災・減災対策、農・水産物の生育被害の軽減や感染症・熱中症などの予防に向けた情報提供に努め、気候変動による様々な影響への適応を図ります。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和 12 年度）
熱中症予防に関する健康教育の実施回数	312 回	315 回

基本施策2 省エネルギーの推進

■10年後に目指す環境

省エネルギーの経済性及び温室効果ガス削減効果を再認識され、省エネ設備等の普及が拡大しています。



■施策の方針

私たちの日常の暮らしや事業活動は、太陽から地球にもたらされたエネルギーが、永い年月をかけて蓄積された化石エネルギーによって支えられています。その化石エネルギーを将来の世代へと引き継ぐためには、エネルギーを無駄なく有効に使う省エネルギーに取り組むことが重要です。省エネルギーは有力な地球温暖化対策であり、温室効果ガス排出量の削減に直接的な効果が期待されるものです。また、長期的な視点で捉えれば経済効果が高く、家計の節約や事業活動におけるコストダウン対策にもなります。

このことを踏まえ、経済性を考慮しながら、省エネルギー設備・機器や省エネルギー型の建築物の普及、エネルギーマネジメント*の導入などハード面での取組を推進する一方で、ソフト面では市民・事業者の意識啓発に取り組みます。

*電気やガスその他燃料等の使用量の需要に応じた管理等により、エネルギーの無駄をなくすことです。

■環境の現状を把握するための状態指標

状態指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和12年度)
一世帯当たりの電力使用量 ^{※1}	5,352kWh	2,606kWh
一世帯あたりの都市ガス使用量 ^{※1}	288 m ³	194 m ³
エコドライブの実践割合 ^{※2} (定期アンケート調査による)	64%	80%

※1 令和元年度の数値が判明する時期が令和2年度末になるため、平成30年度を基準年度としています。

※2 直近のアンケート調査実施時期が、平成30年度であるため、基準年度を平成30年度にしています。

■施策

●省エネルギー設備・機器の普及推進

省エネルギー設備・機器の導入・普及に向け、情報提供に努めます。また、公共施設に省エネルギー設備を積極的に導入していくとともに、事業者に対してもE S C O*事業等の活用を通じた省エネルギー設備導入の普及を図ります。さらに、電気自動車などの次世代自動車の普及を推進します。

*省エネルギー改修に必要な設備費等を光熱水費の削減分で賄う事業手法のことです。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和12年度）
家庭における高効率給湯器の導入累計件数	719 件	1,900 件

●省エネルギー型の建築物の普及推進

建築物省エネ法に基づき、届出対象建築物に対して省エネルギーに関する指導・助言を行っていくとともに、Z E B、Z E H*などの省エネルギー型の建築物の普及促進に努めます。また、固定資産税の減税措置を通じて、住宅等の省エネ改修促進を図ります。

*省エネルギーの一方で、太陽光発電等でエネルギーをつくり、見かけ上のエネルギー消費量をゼロにしたビル（Z E B）や住宅（Z E H）のことです。

【目標指標】

施策の参考となる数値として、千葉県の子ZEBの件数については確認していきますが、市の施策成果を直接的に反映する数値（市域でのZEBの件数等）の把握が困難なため、当施策では目標指標は設定しないものとします。

●エネルギーマネジメントの推進

公共施設において温室効果ガス排出削減に向けたエネルギーマネジメントに取り組むとともに、新たなまちづくりにおける地域エネルギーマネジメントの導入促進に努めます。また、エネルギー需要特性に応じた電気・熱利用の最適化などに向けて調査・研究・検討を進めていきます。

【目標指標】

施策内容が調査・研究・検討であることから、市の施策成果を直接的に反映する数値の設定が困難なため、当施策では目標指標は設定しないものとします。

●市民・事業者に対する理解・意識啓発の推進

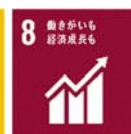
家庭や事業所において、省エネルギーの取組やエネルギーの有効利用に関する理解を促進するため、広報・意識啓発などに取り組みます。また、環境イベントなどの機会を利用して、緑のカーテンや自動車運転時のエコドライブの普及に努めます。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和12年度）
緑のカーテン育成キャンペーン提出者数	161 人	300 人

基本施策3 創エネルギーの推進

■10年後に目指す環境

再生可能エネルギーの導入、低炭素エネルギーの利用が進み、温室効果ガス排出量が削減されています。



■施策の方針

省エネルギーの推進と併せて、太陽光・太陽熱、風力、バイオマスなどの再生可能な未利用エネルギー資源を活用し、自らエネルギーを創り出す創エネルギーも地球温暖化対策として重要な取組となります。そのため、水素等の新しいエネルギーの活用や太陽光発電等の再生可能エネルギー導入を自然環境の保全と両立させつつ推進し、低炭素エネルギーへの転換を図ることで、温室効果ガス排出量の削減に努めます。

■環境等の現状を把握するための状態指標

状態指標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
市内における再生可能エネルギー設置容量	57,784kW	97,110kW

◆◇◆ 電気の「自己託送制度」の活用 ◇◇◆

電気の「自己託送制度」とは、再生可能エネルギー等で発電した電気を、電線などの送配電設備を利用して、発電した施設とは別の場所にある自らの施設に供給することで、発電した電気を自家消費できる制度です。

本市では、この制度を活用し、清掃工場の廃棄物処理に伴い発電した電気を公共施設(下水処理場等)に供給できるよう検討を行います。実現すれば、再生可能エネルギーによって発電したクリーンな電気の地産地消や、市の事務事業から排出される温室効果ガスの削減が見込まれるだけでなく、電気料金の削減といった財政上のメリットを得ることも期待されます。

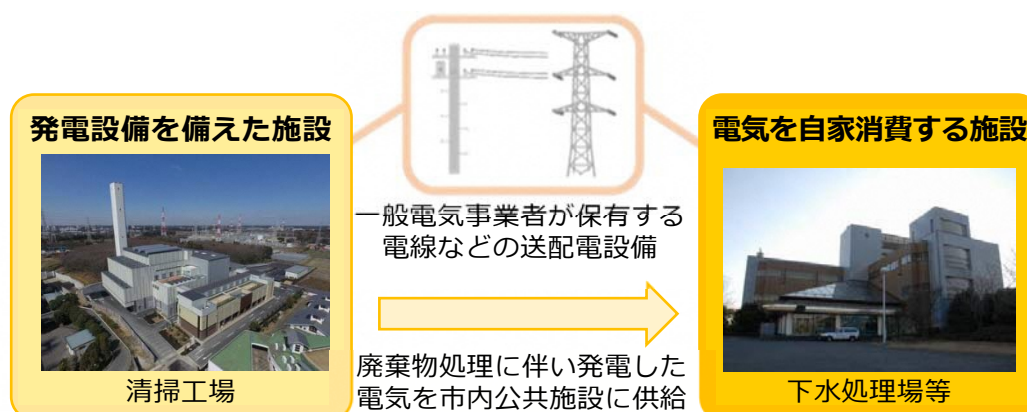


図 5-1-1 自己託送制度を活用した電気の自家消費

■施策

●再生可能エネルギーの導入推進

家庭における再生可能エネルギー利用設備の設置を推進するとともに、その効果に関して市民の理解促進に努めます。また、小中学校・公民館等への太陽エネルギー利用設備の設置に努めるほか、地域バイオマスや水素エネルギーの利活用に向けた検討、下水道施設・ごみ焼却施設における未利用エネルギーや再生可能エネルギーの活用などに取り組めます。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和12年度）
公共施設におけるバイオマス燃料の発電容量	11,230kW	19,120kW

●温室効果ガス排出量の少ないエネルギーへの転換

事業者に対して、生産用機械やボイラーなどの設備機器における温室効果ガスの排出の少ないエネルギーへの転換を促進します。また、水素エネルギーの利活用に関する情報収集・提供とともに、バイオマス燃料や燃料電池などの導入・利用促進に向けた調査・研究に取り組めます。

【目標指標】

施策内容が調査・研究であることから、市の施策成果を直接的に反映する数値の設定が困難なため、当施策では目標指標は設定しないものとします。

2. 大切な自然を育み、自然とふれあうまちづくり【自然環境保全・活用への取組】

基本施策4 親しみやすい水辺の創出

■10年後に目指す環境

河川や池、海などの水辺の維持管理、利用が進み、市民の憩いの場となる水辺空間が創出されています。



■施策の方針

河川や池は市民にとって身近な水辺空間となっているため、残された自然環境に配慮して、市民参加のもとで維持・管理に取り組み、自然にふれあえる場として利用を推進します。

また、限られた海岸線を生かして親水空間の整備に取り組み、海辺とふれあう場の創出と利用促進を図ります。

■環境等の現状を把握するための状態指標

状態指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和12年度）
水辺を身近に感じる市民の割合 （定期アンケート調査による）	調査実施前	割合の向上 （調査毎）

■施策

●身近な水辺の維持・管理、利用推進

市民・事業者の水辺空間の保全に対する意識啓発に取り組み、河川や湧水の維持管理に努める一方で、親水性を考慮して水辺に近づきやすい空間の整備を進めます。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和12年度）
水辺空間の整備箇所数	1箇所	5箇所

●海辺とふれあう場の創出、利用促進

海の特性を生かして水辺とふれあえる場を増やすとともに、様々な場所を行き交う回遊性を持たせて魅力の創出に努めます。また、自然体験の場として、ふなばし三番瀬海浜公園や環境学習館の利活用促進を図ります。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和12年度）
ふなばし三番瀬環境学習館の総利用者数	45,613人	67,000人

基本施策5 まちの緑の育成

■10年後に目指す環境

開発等経済活動と自然との調和を図りながら、身近な生活の中で緑が守り育てられています。



■施策の方針

少なくとも今後10年は人口の増加が見込まれている中で、残された自然環境に配慮して公園・緑地の整備を図る一方で、市民や事業者とともに身近な生活の中で豊かな緑を感じられるように、地域性に配慮した緑化を推進し、開発等の経済活動と自然とが調和したまちづくりに取り組みます。

■環境等の現状を把握するための状態指標

状態指標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
市民一人当たりの都市公園面積	3.35 m ² /人	3.87 m ² /人
みどりに対する満足度 (定期アンケート調査による)	調査実施前	満足度の向上 (調査毎)

■施策

●公園・緑地の整備

公園・緑地について、公共事業と連携した整備や関連条例に基づく確保を推進し、市民参加による維持管理などを通じて、身近で利便性の高い施設づくりに努めます。

目標指標 (例)	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
都市公園の総面積	216ha	244ha

●緑化の推進

学校・公共施設、宅地開発・事業所等での緑化推進などとともに、民有樹木の保全や公共空間における街路樹などの整備推進を通じて、市街地の緑を守り育てます。また、公共施設への緑のカーテンの設置、民間建築物の屋上・壁面緑化の誘導によって、まちなかの緑を増やします。

目標指標 (例)	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
ふれあい花壇事業実施箇所	99箇所	134箇所

基本施策6 多様な生態系の保全

■10年後に目指す環境

多自然川づくりや干潟の保全、樹林地・農地の保全などを通じて、多様な生態系が育まれています。



■施策の方針

海老川をはじめとする多数の河川の水辺に恵まれた本市の特性を生かして、多自然川づくり事業の推進などによる河川本来の自然環境の保全・再生に取り組み、身近な水辺の生態系を育みます。また、埋立てが進む東京湾において、三番瀬には今も貴重な干潟生態系が残されているため、ラムサール条約登録を視野に入れた保全・再生に取り組みます。

一方、北部を中心に広がる樹林地や農地は、多様な生き物の生息場所となっています。生物多様性ふなばし戦略の推進等を通じて、これらの自然の緑を保全するとともに、外来生物などの脅威から生態系を守り、生物多様性の保全に努めます。

■環境等の現状を把握するための状態指標

状態指標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
動植物の生息地又は生育地となり得る緑地等の割合※	25.0%	現状維持
生物多様性の認知度 (定期アンケート調査による)	調査実施前	認知度の向上 (調査毎)

※ 基準値は平成28年度実績値

■ 施策

● 多自然川づくりの推進

河川の自然環境を把握し、生物の生息状況などに配慮した維持管理に努めるとともに、親水性や洪水流下などの機能向上を図るため、多自然川づくりを推進します。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和12年度）
多自然川づくり整備延長	5,110m	6,560m

● 干潟の保全・再生

漁業関係者と協働して、水産資源の生息環境の保全に努めるとともにそれらを支える漁業の育成に取り組みます。また、三番瀬のラムサール条約登録を目指した情報収集及び取組の推進体制づくりを関係団体（漁業者・市民含む）と調整を図りながら進めるとともに、三番瀬クリーンアップや漁業体験を通じた環境学習などにより、市民・事業者の干潟に対する保全意識の向上を図ります。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和12年度）
三番瀬クリーンアップ参加人数	722人	1,000人

● 樹林地の保全

指定樹林制度の活用や買い取り・借り上げによる樹林地の保全に努め、樹林地の公益的機能に関して情報を提供していくことによって樹林の維持管理に対する市民等の参画を促進するほか、風致地区による保全や斜面緑地を守る取組を進めていきます。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和12年度）
樹林地の保全面積（再掲）	194ha	236ha

●農地の保全

耕作放棄地を解消し、多面的機能の発揮に向けて農地の適切な維持管理を促進するため、農地集積や多様な担い手（認定農業者や援農ボランティア等）の育成などを通じた農地の保全と農業振興に取り組み、生物多様性に配慮した農業を推進していきます。その一方で、ふるさと農園などとして活用を図り、農業体験の場を提供します。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和12年度）
援農ボランティアの会員数	48人	会員数の増加

●動植物の生息環境の確保

環境共生まちづくり条例に基づく環境に配慮した開発指導、生物多様性ふなばし戦略に基づく取組の推進などにより、野生動植物の生息環境の確保に努めます。また、外来種に関する情報収集や市民参加型のモニタリング調査などにより、動植物の生息環境の状況把握に努めます。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和12年度）
指標種のモニタリング調査報告件数	実施前	300件

◆◇◆ 市民参加型の動植物のモニタリング ◆◇◆

本市では、私たちの生活に恵みをもたらす生物多様性を未来の世代に引き継いでいくために、生物多様性を保全しつつ、持続可能な形で利用していくための考え方を示した、「生物多様性ふなばし戦略」を平成29年3月に策定しました。戦略では、「指標種を用いたモニタリングの実施」や「生物多様性への配慮指針（チェックリスト）の策定」など、5つの重点的な取組を掲げています。

そのうち、市民参加型モニタリングでは、夏休みを利用したセミのぬけがら調査を市内3コースで実施しており、令和元年度は4,431個のぬけがらが発見されました。今後も、季節に合わせた指標種（例：春カエル）を増やしていく予定です。市民参加型の動植物のモニタリング調査を実施することにより、市民のみなさんと一緒に市内に生息する動植物の情報を共有していきます。



基本施策7 自然の恵みの持続的な活用

■10年後に目指す環境

自然とふれあい、共生する中で、自然環境が持つ多面的な機能の持続的な活用を通じて、安全で豊かな暮らしが営まれています。



■施策の方針

変化に富んだ地形やそれらが織りなす多様な水辺や緑は、豊かな生態系を育んでいるとともに、大気や水などの自然の循環系を健全に維持しています。また、地球温暖化対策としての側面では気候変動を緩和する効果を発揮する一方で、レクリエーションの場として私たちの生活にうるおいを与えています。このような自然の多面的機能を都市空間に取り込んで、相乗的な効果を享受するグリーンインフラの考え方が、今後の都市整備のあり方として見直されています。グリーンインフラには、防災・減災対策としての効果も期待されており、将来にわたって持続的な活用を図ることが重要といえます。

このことを踏まえ、安全で豊かな暮らしを築くため、水辺や緑の多面的機能の利活用や水と緑のネットワークの活用に取り組み、自然との共生を目指すとともに、本市が有する農産物・水産物などの豊かな自然の恵みを活用して、地産地消や食育を進めていきます。

■環境等の現状を把握するための状態指標

状態指標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
レクリエーション施設等利用者数	830,809人	利用者数の増加
地場食材を意識して購入している市民の割合（定期アンケート調査による）	61.1%	70%

■施策

●水辺や緑の多面的機能の利活用推進

洪水などの自然災害に対する防災・減災、ヒートアイランド等の都市気候の緩和などの観点から、河川や緑地・農地（休耕地を含む）などが持つ浸透効果をはじめとする多面的機能の評価・利活用を図ります。また、それらグリーンインフラのまちづくりへの活用など様々な活用方策の調査・研究に取り組みます。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和12年度）
農地を活用した地域防災訓練回数（累計）	1回	12回

●水と緑のネットワークの活用

水辺・緑地等の広域的な整備に向けて、県・近隣市・関係機関などと調整していくとともに、自然とふれあえる場として市民の森や干潟などの地域資源を生かし、エコツーリズムの推進などによる観光振興を図り、地域・経済の活性化に取り組みます。

【目標指標】

施策内容が関係機関との調整が主になることから、市の施策成果を直接的に反映する数値の設定が困難なため、当施策では目標指標は設定しないものとします。

●地産地消、食育の推進

食の安全確保に向けた消費者及び食品事業者に対する衛生教育を推進する一方で、農・水産物やそれらの加工品の地産地消のしくみづくりに取り組み、日常の食生活における利用はもとより学校給食や市内飲食店等において地元食材の活用を推進します。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和12年度）
地場産物の食材を活用した「食に関する指導」の授業を実施した学校の割合	61%	100%

3. 資源を無駄なく循環させる社会づくり【循環型社会構築への取組】

基本施策8 循環型社会の推進

■10年後に目指す環境

資源循環型の社会に向けて、ごみの発生抑制、資源の再利用、リサイクル等の取組が積極的に進められています。



■施策の方針

少なくとも今後10年は人口の増加が見込まれる本市において、全ての市民が今のままのライフスタイルを続けると、将来の市全体のごみ発生量は増加することが想定されます。核家族化や単身世帯の増加に対応して消費者サービスは多様化しており、飲食店やスーパー等での食品ロスが社会問題化しています。また、容器包装などとして使われているプラスチック製品が、使用後適正に廃棄されないまま海洋に流出し、沿岸に漂着したり生物の体内に取り込まれたりするなど、新たな環境問題を引き起こしています。

これらのことを踏まえ、資源を無駄なく循環させる社会の構築を目指して、ごみの排出抑制と資源化を通じたさらなる循環型社会を推進するとともに、廃プラスチック対策に取り組めます。

■環境等の現状を把握するための状態指標

状態指標	基準値 (令和元年度)	目標値※ (令和7年度)
リサイクル率	21.6%	33%
最終処分量	7,729 t	7,600 t
ごみの総排出量	204,788 t	185,106 t

※：船橋市一般廃棄物処理基本計画に基づく令和7年度の目標値。
令和3年度に同計画を改定に併せて、目標値を更新します。

■施策

●ごみの排出抑制

市民・事業者に対して、レジ袋の削減をはじめとする日常的なごみ減量に向けた取組の普及を図るとともに、船橋市廃棄物減量等推進員（クリーン船橋 530 推進員）の委嘱などにより、市民参加型のごみ減量・資源化のシステムづくりを推進します。また、食べきり運動などを通じて、食品ロスの発生抑制に向けた広報・啓発に努めます。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和 12 年度）
食品ロス削減に取り組む「ふなR連携事業者」数	3 件	28 件

●資源化の推進

スマートフォン向けごみ分別アプリ等を活用し、市民に対するごみ分別の普及を図るとともに、市民団体などによる自発的な有価物・資源物回収やフリーマーケット・バザーなどの活動を支援し、ごみの資源化を推進します。事業者に対しては、事業系一般廃棄物の資源化の取組の指導、事業系食品廃棄物等の資源化推進に努めます。また、樹木の剪定によって発生した枝等の有効な利用方法を検討します。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和 12 年度）
スマートフォン向けごみ分別アプリ 累計ダウンロード数	19,425 件	66,000 件

●廃プラスチック対策の推進

海洋汚染を引き起こす原因となっているプラスチックごみへの対策として、それらの飛散及び海洋流出の防止に向けた市民・事業者等に対する普及啓発に努め、貴重な干潟生態系を育む三番瀬の保全につなげます。また、使い捨てプラスチックごみの発生抑制、紙等の環境への影響が少ない素材への転換などの取組を、市民・事業者等の様々な主体とともに推進します。

【目標指標】

海洋プラスチックごみに係る包括的な取組については検討中であることから、市の施策成果を直接的に反映する数値の設定が困難なため、当施策では目標指標は設定しないものとします。

◆◆◆ 三番瀬と海洋プラスチックごみ対策 ◆◆◆

プラスチックは、短期間で社会に浸透した便利な素材ですが、世界全体で年間数百万トンものプラスチックが河川などを通じて海に流出しており（以下、「海洋プラスチックごみ」という。）、その量は2050年（令和32年）までに魚の重量を上回ると予想されています。我が国では、廃プラスチックの約14%が未利用であり、一人当たりの使い捨てプラスチック容器包装廃棄量は世界で2番目に多く、より一層の国内循環が求められています。

毎年、市民・事業者・環境団体・行政等で三番瀬に関する理解と関心を深めることを目的として実施している「ふなばし三番瀬クリーンアップ」では三番瀬の清掃のほか、干潟での生き物観察会や市内小学生が「三番瀬（または海）に関する絵」を応募した絵画コンクールの全作品を展示する「なぎさ美術館」を開催し、三番瀬の保全の啓発活動を行っています。



三番瀬の清掃の様子

令和元年のクリーンアップでは、日本大学生産工学部協力のもと、三番瀬の干潟でマイクロプラスチック（※）の調査を行い、1平方メートル当たり約200～300個のマイクロプラスチックを確認しました。



干潟での生き物観察会

その後、市では、令和2年9月1日に日本大学生産工学部と「環境に関する連携協定」を締結し、市内の下水処理場の汚泥の調査や、排水に含まれるマイクロプラスチックの量などの把握、河川の採水調査、さらにドローンでの航空撮影によりプラスチックごみの漂着状況を調べることであり、市はその発生源に対する効果的な抑制対策を検討していきます。



なぎさ美術館

河川などを通じて海に流れ込む「海洋プラスチックごみ」の問題解決に向けて、市民、事業者、市民団体、大学等研究機関及び行政が連携を取りながら、それぞれの立場で、プラスチックと賢く付き合っていく取組を進めていきます。



（※）プラスチックごみが劣化・分解され、5ミリメートル以下になったもの

◀マイクロプラスチック



基本施策 9 廃棄物の適正処理の推進

■10年後に目指す環境

廃棄物の適正処理とともに、不法投棄のないまちづくりが進んでいます。



■施策の方針

産業廃棄物の適正処理に向けて事業者等の指導に努めるとともに、不法投棄に対しては、市民・事業者・行政の連携の下で対策を強化し、不法投棄のないまちづくりに努めます。また、近年増えている自然災害等に備えて、災害時に発生が想定される廃棄物の適正処理を検討します。

■環境等の現状を把握するための状態指標

状態指標	基準値※ (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
産業廃棄物の不法投棄覚知件数	31 件	20 件

※：前3か年の平均値

■ 施策

● 産業廃棄物の適正処理

産業廃棄物の排出事業者や処理業者に対して、講習会の開催や立入検査などを通じて、産業廃棄物の適正処理を指導していきます。また、処分実績報告書等による処理状況の把握に努めるとともに、多量排出事業者に対する電子マニフェスト使用に関する啓発など排出事業者責任の強化に関する仕組みづくりを推進します。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和12年度）
マニフェスト※の電子化率	63%	80%

※マニフェスト制度は産業廃棄物の適正処理の確保を目的としており、紙と比較して電子マニフェストはデータの透明性が確保され、法令遵守を徹底することができます。

● 不法投棄防止対策の強化

不法投棄の防止に向けて、パトロールを定期的実施するとともに、市民・事業者・行政の連携による監視体制の強化を図ります。また、広報紙・パンフレット等の活用、空き地等への看板掲示物等の設置を通じて、不法投棄防止のPRに努めます。

【目標指標】

不法投棄防止対策の強化の程度については、不法投棄の状況に応じて、変化していくため、数値設定が困難なことから、当施策では目標指標は設定しないものとします。

● 災害廃棄物の適正処理

災害廃棄物処理計画に基づいて、災害時の安定的な廃棄物処理を推進します。

【目標指標】

施策内容が災害時の安定的廃棄物処理を推進であることから、市の施策成果を直接的に反映する数値の設定が困難なため、当施策では目標指標は設定しないものとします。

4. 健全で快適に暮らせるまちづくり【生活環境保全への取組】

基本施策 10 良好な大気の保全

■10 年後に目指す環境

事業活動や自動車からの排出ガス削減対策が進み、良好な大気の環境が維持されています。



■施策の方針

本市の大気環境は概ね良好に保たれていますが、事業活動等に伴い排出される窒素酸化物や炭化水素などの大気汚染物質が原因となって発生する光化学オキシダントについては、環境基準を超過する年が見られます。そうした中で、移動手段として私たちの暮らしを支える自動車は、それら大気汚染物質及び温室効果ガスの排出源の一つとなっています。

このことを踏まえ、今後も良好な大気環境を維持するため、大気への環境負荷の低減や自動車交通需要の抑制に向けた取組を継続するとともに、大気汚染状況の監視に努めます。

■環境等の現状を把握するための状態指標

状態指標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
二酸化窒素の県環境目標値の達成率	100% (8地点/8地点)	100% (8地点/8地点)
浮遊粒子状物質に関する環境基準の達成率 (一般局※1)	100% (8地点/8地点)	100% (8地点/8地点)
浮遊粒子状物質に関する環境基準の達成率 (自排局※2)	100% (2地点/2地点)	100% (2地点/2地点)
光化学スモッグ注意報発令回数	4回/年	0回/年
エコドライブの実践割合※3 (定期アンケート調査による)(再掲)	64%	80%
公共交通機関の一日当たり利用者数	71,739人/日	現状維持

※1 一般環境大気測定局のことで、大気の汚染状況を常時監視する測定局

※2 自動車排出ガス測定局のことで、自動車排出ガスによる環境大気の汚染状況を常時監視する測定局

※3 直近のアンケート調査実施時期が、平成30年度であるため、基準年度を平成30年度にしています。

■ 施策

● 大気への環境負荷の低減

固定発生源対策として、大気汚染防止法に基づく工場・事業場等の指導を継続するとともに、環境負荷の低い燃料への転換を推進します。その一方で、移動発生源対策として、電気自動車などの次世代自動車の普及推進や市民・事業者へのエコドライブの普及啓発などに取り組みます。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和12年度）
VOC（揮発性有機化合物）排出量	206t/年	現状維持

● 自動車交通需要の抑制

公共交通機関の利用を促進するとともに、利用が不便な地域については移動販売等の移動型市民サービスの提供などを通じて、市民の自動車利用の抑制を図ります。また、自転車走行空間の整備、駐輪場の整備と適切な運営、コミュニティサイクルの導入検討等により、自転車利用を促進します。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和12年度）
自転車走行環境整備率	34.8%	100%

● 大気汚染状況の監視

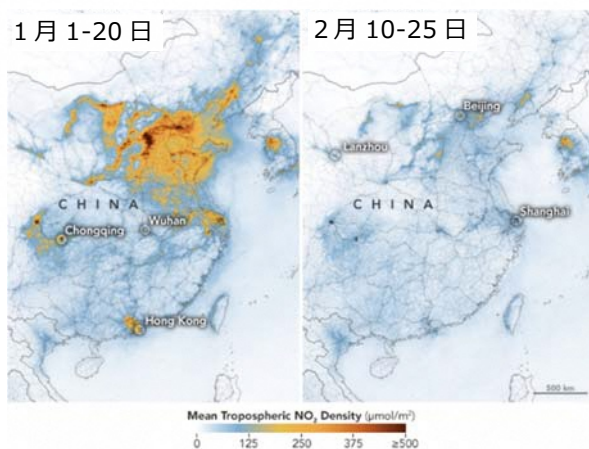
市内の定点における大気質の常時監視等を継続し、調査結果を広く公表します。

【目標指標】

施策内容が大気質の常時監視及びその公表であることから、市の施策成果を直接的に反映する数値の設定が困難なため、当施策では目標指標は設定しないものとします。

◆◆◆ 新型コロナウイルスと環境 ◆◆◆

令和2年、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大したことを受け、世界各国で人々の接触を避けるため、都市封鎖や外出制限、企業等への休業要請などの厳しい対策がとられました。その影響で社会経済情勢が大きく変貌する中、テレワークや交通機関を使わない移動（自転車利用等※）など、「3密（密閉、密集、密接）」を避けるワークスタイルが普及しました。その結果、事業活動や移動に伴うエネルギー消費量は減少し、温室効果ガス排出量の削減が見られました。また、アジアの大都市等においては、大気汚染が大幅に改善されました。



中国大陆における二酸化窒素濃度の比較
(出典：NPO法人国際環境経済研究所 Web サイト)

※自転車走行空間の整備

本市では、自転車利用の多い地域、自転車事故の多い地域、自転車走行環境の確保が必要な地域において、自転車走行空間の整備が進められております。市内の自転車の利用状況を調査・整理した上で、自転車走行環境の向上を図る路線区間を計画し、下面像のような自転車走行レーン等の整備を進めています。

自転車走行空間の整備の主目的は、身近な移動手段である、自転車の狭い道路環境における安全な走行を確保することですが、前述のように新型コロナウイルス感染症対策に有効であるだけでなく、大気汚染の抑制につながり、さらには市民の健康増進にもつながる一石四鳥の取組といえます。



整備前



整備後

自転車レーン型整備（海神、令和元年度実施）

基本施策 11 健全な水環境の保全

■10年後に目指す環境

河川や海本来の生態系価値が向上し、流域全体で健全な水・土壌の環境が維持されています。



■施策の方針

本市では、河川の水質は改善傾向にある一方で、流域の生活排水の負荷などによって、富栄養化の状態が続く東京湾や印旛沼での水環境保全が課題となっています。その解決のため、河川の上流域から海域や湖沼へとつながる流域全体で、負荷低減や海域・湖沼への富栄養化物質の流入抑制を図るとともに、水質汚濁の状況の監視を引き続き行い、また、土壌汚染の防止や良質な地下水の確保を通じて水循環の健全化に努めます。

以上の取組によって、健全な水・土壌の環境を維持することにより、河川や海本来の生態系価値の向上につなげます。

■環境等の現状を把握するための状態指標

状態指標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
BOD※の環境基準達成率（河川）	100% (5地点/5地点)	100% (5地点/5地点)
海老川流域におけるBOD濃度 3mg/L以下達成率	30% (3地点/10地点)	100% (10地点/10地点)
印旛沼流域におけるBOD濃度 3mg/L以下達成率	67% (2地点/3地点)	100% (3地点/3地点)
COD※の環境基準達成率（海域）	75% (3地点/4地点)	100% (4地点/4地点)
全窒素の環境基準達成率（海域）	75% (3地点/4地点)	100% (4地点/4地点)
全りんごの環境基準達成率（海域）	50% (2地点/4地点)	100% (4地点/4地点)
青潮等の年間発生回数	2回	0回

※水の汚れを分解する際に必要となる酸素量のことで、水の汚れを示す代表的な指標です。

■施策

●流域の水環境への負荷低減

公共下水道の整備推進や高度処理型合併処理浄化槽の普及促進とともに、それらの適正な維持管理を通じて、流域の水環境への負荷低減を図ります。また、家庭からの生活排水や事業所からの工程排水などへの対策を講じ、河川や海域の水質汚濁防止に努めます。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和12年度）
公共下水道普及率	88.4%	普及率の向上
高度処理型合併処理浄化槽の普及率	26.5%	60%

●海域・湖沼の富栄養化防止

窒素・りんなど富栄養化の原因となる物質の流入量を削減するため、流域行動計画に基づく総合的な対策の推進などによって河川の水質改善を図ります。また、海域における青潮等の発生防止に向けて、千葉県や近隣自治体、漁業関係者など広域的な連携による検討を進めます。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和12年度）
公共下水道普及率（再掲）	88.4%	普及率の向上
高度処理型合併処理浄化槽の普及率（再掲）	26.5%	60%

※当施策は、海域・湖沼等の広域的な連携が必要な水環境の保全対策を主な視点としてまとめています。流域行動計画に基づく対策には、公共下水道普及や高度処理型合併処理浄化槽普及等が含まれているため、目標指標例は再掲としています。

●水質汚濁状況の監視

公共用水域において水質の定点監視を継続し、調査結果を広く公表するとともに、事故などによる有害物質や油の流出の未然防止に努めます。

【目標指標】

施策内容が水質の定点監視及びその公表であることから、市の施策成果を直接的に反映する数値の設定が困難なため、当施策では目標指標は設定しないものとします。

● 土壌汚染の防止

農薬の適正使用・適正処理や、土砂等の埋立てを行う事業者に対する指導とともに、土壌汚染対策法に基づく調査・対策の実施指導に努めます。

【目標指標】

施策内容が指導であることから、市の施策成果を直接的に反映する数値の設定が困難なため、当施策では目標指標は設定しないものとします。

● 良質な地下水の確保

良質な地下水を確保するため、市街地への雨水浸透施設の整備や雨水浸透柵設置等の整備を推進し、地下水の涵養*を図る一方で、有害物質の地下浸透を防止の指導に努めます。

*雨水や地表の水を地面に浸透させて地下水を補給すること。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和12年度）
流域貯留浸透事業に基づいて整備した 雨水貯留浸透施設の整備率	57%	67%

◆◇◆ 大きく改善した海老川の水質を維持するために ◇◇◆

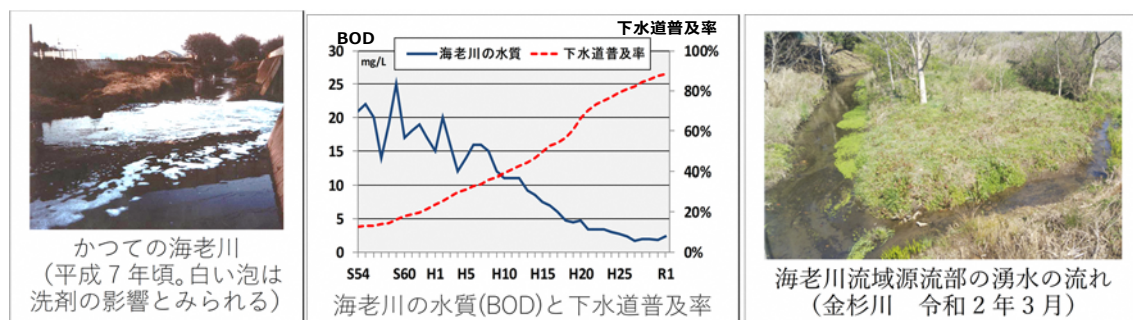
市内のほぼ中央部を流れる海老川は、流域がほぼ市内のみを流れています。海老川の汚れは、市内から発生する排水による影響ということになります。

かつて海老川流域には、支川などの源流部に谷津田と呼ばれる樹枝状の小さい谷が形成され、その至るところに湧水がありました。しかし 1960 年代以降多くの住宅が立ち並び、生活排水が十分に処理されないまま河川に放流されるようになり、都市化が進むことで雨水が地面にしみ込まず湧水の数も水量も減っていき、海老川流域の水質は BOD20mg/L を超えるまで汚濁が進行しました。

こうした水質汚濁の改善のため、公共下水道の整備が進められましたが、平成 30 年度には 85% の普及率となり、生活排水などの汚濁水が海老川に流れ込む量は減っていききました。また、平成 10 年 3 月に策定された「海老川流域水循環再生構想」に基づいて雨水の地下浸透対策を積極的に進めてきたことで、地下水が河川水として伏流し希釈作用が働いたものと想定され、令和元年度現在の海老川八千代橋付近の水質は BOD2.3mg/L に大きく改善しました。

海老川のほか、市北部を流れる二重川、桑納川流域でも、良好な河川環境を維持するためには、住民、事業者といった全て者が有機物や窒素・リンも含めて汚濁水を流さないよう行動すること、下水道の普及の一方で懸念される河川水の枯渇化を防ぐとともに河川への伏流水の回復による希釈作用を高めるため雨水浸透枳等の設置を進めること、そして愛着の感じられる河川環境づくりを市としても目指していくことが重要と考えています。

特に下水道の整備予定のない地域や、当面普及の見込めない地域で、生活排水が河川の汚濁減となっていて負荷削減対策が必要な場合には包括的な対策を展開していくものとし、下記に示す①～⑤の実施について、流域の特性に応じて関係部署が連携し役割分担のもとで改善が進むよう、推進策を検討していきます。



河川・湖沼・海域の水環境を良好に保全するために…… →必要な地域での「汚濁負荷削減包括対策」の展開

- ①台所などから濃度の高い排水を流さない意識づけとして生活排水対策を啓発
※下水道に接続している場合でも、下水処理に伴い発生する温室効果ガスの発生を抑制のため、汚濁負荷の削減は必要です。
- ②下水道整備地域における速やかな接続の促進
- ③当面下水道が未整備の地域への有機物・窒素・リンが高効率に除去可能な高度合併処理浄化槽の設置促進
- ④雨水浸透機能を高めていくための浸透ますの設置促進
- ⑤自浄作用が期待できる多自然川づくりの整備

水の汚れの原因と、魚が住める水質にするために必要な水の量の比較

汚れの原因	BOD	魚が住める水質にするのに必要な水の量
使用済みてんぷら油 (20mL)	30 g	6,000L
牛乳コップ1杯 (200mL)	16 g	3,200L
米のとぎ汁 (500mL)	6 g	1,200L
シャンプー1回分 (4.5mL)	1 g	200L
台所洗剤1回分 (4.5mL)	1 g	200L

わずかな水が汚れても大量の水が必要！

→ 汚れの原因を減らしましょう！

(生活雑排水対策推進指導指針【環境省】をもとに作成)

基本施策 12 快適な生活環境の保全

■10年後に目指す環境

まちが静穏に保たれているとともに、様々な環境リスクへの対応を通じて、快適な生活環境が保全されています。



■施策の方針

本市の生活環境は、これまで概ね良好な状態で推移しています。少なくとも今後10年はさらなる人口の増加が見込まれていることを踏まえ、引き続きこの良好な環境を維持し、住みよさを実感できる環境を確保していく必要があります。このため、騒音・振動・悪臭等の従来型公害の未然防止に努め、まちを静穏に保つ一方で、私たちの健康を脅かす様々な環境リスクへの対応を進めます。

また、まちなみへの配慮やまちの美化に取り組み、良好な景観形成を推進するとともに、快適な都市空間の創出に向けて、道路整備や公共交通網の維持・活用など都市機能の充実を図ります。

■環境等の現状を把握するための状態指標

状態指標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
幹線道路に面する地域の騒音環境基準達成状況	89.9%	達成率の向上
公害苦情件数※	38件	30件
交通事故発生件数	1,469件	件数の減少

※：前3か年の平均値

■施策

●騒音・振動、悪臭等の防止

静穏な環境を確保するため、道路交通に伴う騒音・振動、事業活動に起因する近隣騒音・営業騒音、建設作業騒音・振動などへの対策を推進します。また、悪臭や地盤沈下など、その他の公害の未然防止に努めるとともに、公害苦情に対しては原因調査とその解決に向けた指導を行います。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和12年度）
排水性舗装の整備実績	累計 130,059m	整備実績の増加

●様々な環境リスクへの対応

PM2.5*や酸性雨などの広域的な環境汚染に関する情報の収集・提供に努めるとともに、必要な対策を講じていきます。また、アスベスト、ダイオキシン類、放射性物質など、私たちの健康に影響を及ぼす物質や化学物質等による環境リスクに関して、情報を把握し適切に対応していきます。

*大気中に浮遊する粒子状の物質で、粒径が2.5マイクロメートル以下の小さなものです。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和12年度）
特定粉じん排出等作業の違反事例件数	0回	0回

● 良好な景観形成の推進

「船橋市景観計画」に基づく景観形成を推進していく中で、宅地開発事業における良好なまちなみの創出や、土地の造成・建築物の建築などにおける景観への配慮を指導していきます。また、屋外広告物の規制、駅前等清掃などを通じて景観阻害要素の整理に努めます。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和12年度）
駅前等清掃業務委託での回収ごみ量	30,050kg	16,200kg



緑豊かな谷津田と斜面林からなる田園景観
（夏見台）

● 快適な都市空間の創出

環境の保全に配慮しつつ、都市計画道路の整備を進めるとともに、渋滞解消を目的として、交差点の右折レーンなどの設置を推進します。また、歩道における放置自転車対策やバリアフリーへの配慮、新設道路の無電柱化や電線類の地中化、生活道路における安全対策、立地適正化計画に基づく都市機能の誘導などを通じて、快適な都市空間の創出を図ります。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和12年度）
都市計画道路整備率	44.7%	整備率の向上

5. より良い環境をみんなで育む体制づくり【分野横断的な取組】

基本施策 13 船橋の環境を担う「ひと」づくり

■10年後に目指す環境

市民・事業者の環境学習、子どもたちへの環境教育が進められており、次代の船橋の環境を担う人材が育っています。



■施策の方針

市内の小中学校においては、理科や社会科、総合的な学習の時間等の学習の中で子どもたちへの環境教育が進められています。また、生命や自然などとの関わりは、道徳教育においても必要性が取り上げられており、これらの教育活動をきっかけに環境配慮の思想が芽生え、将来の環境保全活動を担う人材へと育っていくことが期待されます。その一方で、これまで環境保全に重要な役割を担ってきた環境活動団体等は一部で高齢化が進んでおり、活動を維持していく上で後継者となる新たな人材の加入・育成が課題となっています。

また、具体的な環境配慮行動の促進に向けて、市民・事業者等の意識啓発を図る必要があります。体験学習などを通じて有効に環境学習を進めていくことが重要です。

これらのことを踏まえ、子どもたちへの環境教育や地域・職場における環境リーダーの育成を進めつつ、環境学習の場所、自然や伝統・文化にふれあう機会の提供に努めます。

■環境等の現状を把握するための状態指標

状態指標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
環境問題に関心を持っている人の割合 (定期アンケート調査による)	調査実施前	100%

■ 施策

● 環境教育の推進

小中学校において環境教育を推進していく中で、公共施設や教育施設を活用した学習を取り入れていきます。また、体験活動を通じた環境教育を推進するとともに、学校のみならず家庭での環境問題に対する意識啓発を図ります。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和12年度）
小学校の校外学習での環境に関する教育施設の使用率	100%	100%

● 環境リーダーの育成

エコカレッジの開講や事業所従業員向けの環境学習を通じて、地域・職場における環境リーダーの育成に取り組みます。また、地域における環境保全の担い手として、これらの人材の地域参画を促進していきます。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和12年度）
エコカレッジ卒業生数（毎年度）	実施前	45人

● 環境学習の場所・機会の提供

環境団体等との協働により、地域における出前講座や市内事業者向けの講演会などを開催し、市民・事業者の環境学習を支援します。また、環境学習の場を提供するため、自然体験や学習体験活動の拠点として青少年教育施設の活用を推進するとともに、学校においては環境教育の充実を図ります。さらに、環境フェアを通じて、市民・事業者などの環境保全意識の啓発に努めます。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和12年度）
環境フェア参加人数	2,400人	3,000人

● 自然とふれあう機会の創出

アンデルセン公園やふなばし三番瀬海浜公園・環境学習館等の利用推進、河川を会場としたイベントなどを通じて自然とふれあう機会を創出し、自然体験学習やレクリエーション機会の充実を図ります。また、自然にふれあうことのできる場所や施設のPRとともに、野外における親子参加イベントの開催に努めます。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和12年度）
ふなばし三番瀬環境学習館で実施する 野外ワークショップの参加人数	2,404 人	2,600 人

● 伝統・文化とふれあう機会の創出

取掛西貝塚などの地域の重要な文化財を適正に保存する一方で、調査結果をもとに貴重な文化財を指定します。また、地域の歴史的遺産、郷土芸能、伝統行事などのPRや文化事業の推進に努め、子どもたちの文化体験機会の創出を図ります。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和12年度）
指定・登録文化財の数	52 件	現状維持

基本施策 14 船橋の環境を育む「つながり」づくり

■10年後に目指す環境

市民・事業者・大学等研究機関・行政等が交流を通じてお互いに理解を深め合い、環境保全活動に取り組む、充実したパートナーシップが構築されています。



■施策の方針

環境保全活動は、一人ひとりの取組のみならず、市民・事業者・大学等研究機関・行政等の各主体相互の連携・協力の下で取り組むことによって、相乗的な効果を発揮します。そのため、環境情報の提供を通じて、市民や事業者の具体的な環境配慮行動を促します。その上で、環境保全活動の活発化を図るため、交流や情報交換を支援し、お互いに理解を深め合い、充実したパートナーシップを構築します。

■環境等の現状を把握するための状態指標

状態指標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
環境問題に関心を持っている人の割合 (定期アンケート調査による)(再掲)	調査前	100%

◆◆◆ 様々な主体の交流機会 ◆◆◆

毎年、本市では、ふなばし三番瀬環境学習館などを会場として「ふなばし環境フェア」を開催しています。イベントには、企画・準備の段階から市内の多くの環境団体・事業者・学校等が関わっており、市民への環境保全意識の普及啓発とともに、環境団体・事業者・学校等の相互の交流の場を担っています。

また、市内の事業者、市民団体、行政などが協力して、地球温暖化防止のために活動している船橋市地球温暖化対策地域協議会（愛称：ふなエコ）では、環境施設見学会などを通じて、地球温暖化に係る最新の知見について理解を深めつつ、環境保全活動に取り組む各主体の情報交流に努めています。



↑ 船橋市地球温暖化対策地域協議会
が主催した環境施設見学会
(JAXA 筑波宇宙センター)



↑ ふなばし環境フェアの様子
(於：ふなばし三番瀬環境学習館)

■施策

●環境情報の提供

広報ふなばし、環境新聞「エコふなばし」などの多様な広報媒体を活用して、環境関連情報の提供に努めます。このほか、環境月間における環境フェア、パネル展等のイベントの開催や、市民活動サポートセンターにおける環境保全活動団体等からの情報提供に取り組みます。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和12年度）
環境新聞「エコふなばし」発行回数	1回	3回

●人の交流や情報交換による環境保全活動の活発化

市民活動サポートセンターやふなばし三番瀬環境学習館などにおいて、交流の場、作業の場を提供し、環境保全活動に興味を持つ市民や団体のコーディネートや、子どもたちの環境保全活動の推進・支援に努めます。また、市民・事業者・環境団体等に対して、環境フェアへの参加・出展を呼びかけるほか、一斉清掃などを通じた地域コミュニティの活性化・交流促進などの取組を進めます。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和12年度）
クリーン船橋530の日参加人数	7,666人	11,000人

基本施策 15 協働を促進する「しくみ」づくり

■10年後に目指す環境

長期的な視点に立って市民・事業者・大学等研究機関・行政等が協働しているとともに、協働を促進する制度の活用により、持続可能な環境保全活動に取り組むための体制が強化されています。



■施策の方針

市民・事業者・大学等研究機関・行政等の様々な主体が長期的な視点に立ち、協働して環境保全活動に取り組むためには、それにふさわしい協力体制づくりは欠かせません。また、市民一人ひとりの活動のモチベーションとなる「やる気」の醸成、活動資金やビジネスチャンスなどのインセンティブは重要な要素です。

これらのことを踏まえ、持続可能な環境保全活動に取り組むため、協働に向けた体制の強化、協働を促進する制度づくりと活用に取り組みます。

■環境等の現状を把握するための状態指標

状態指標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
環境問題に関心を持っている人の割合 (定期アンケート調査による)(再掲)	実施前	100%

■施策

●協働に向けた体制の強化

環境保全活動を行う地域の市民・団体・NPOなどの支援・育成・活性化に努め、行政との連携・協働に向けた体制の強化を図ります。また、環境団体との協働によるエコカレッジの運営、卒業生の体験入団を通じた環境団体の後継者育成など、エコカレッジを軸とした協働の体制づくりに取り組みます。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和12年度）
エコカレッジ卒業後の体験入団数	実施前	30人

●協働を促進する制度づくりと活用

環境影響評価制度や事業者の環境保全活動報告制度などを活用して、市民・事業者・環境団体・行政など様々な主体間の環境コミュニケーションを促進するほか、環境美化モデル活動認定制度や環境保全活動の表彰・顕彰制度を通じて、市民・事業者・活動団体の協働を促進します。また、公共事業におけるグリーン購入や環境配慮契約の推進、環境配慮企業に対する投資の普及・拡大に向けた企業環境情報や支援情報の提供により、事業者の環境配慮に対するインセンティブの向上を図ります。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和12年度）
グリーン購入率	75%	購入率の向上

第6章

重点的な取組

本章では、船橋市の地域特性や地域資源の活用に向けて、重点的に取り組む施策を示します。

1. 取組の設定の考え方

前章までは、環境課題を環境分野毎に整理するとともに、5つの施策の柱のもとで本市の環境施策を網羅的に体系化してきました。

しかしながら、現実においては、複数の環境課題や同時解決が望まれる環境課題以外の課題は、相互に密接な関係を持っています。また、一つの環境施策は、環境課題のみならず多くの地域課題の解決策ともなっています。このようなことから、ある環境課題を一つの環境施策をもって解決するという視点ではなく、様々な分野の環境課題・環境施策のつながりを考え、さらには社会・経済等の課題の解決に貢献すること（＝統合的向上）を見据えた視野の広い取組が必要となります。

一方で、網羅的に体系化した環境施策については、本市の環境課題、本市を取り巻く社会情勢、本市の地域特性・地域資源等の「船橋らしさ」を十分に考慮し、健全な行財政運営との両立を見据え、次に示す一定の要件による選択と集中を考える必要があります。

< 重点的な取組の要件 >

- 市民・事業者・行政をはじめ様々な主体が一体となって参画し協働できるもの
- 本市の地域特性を生かし、市内外に取組をアピールできるもの
- 社会的な要請が強く、緊急性、重要性が高いもの

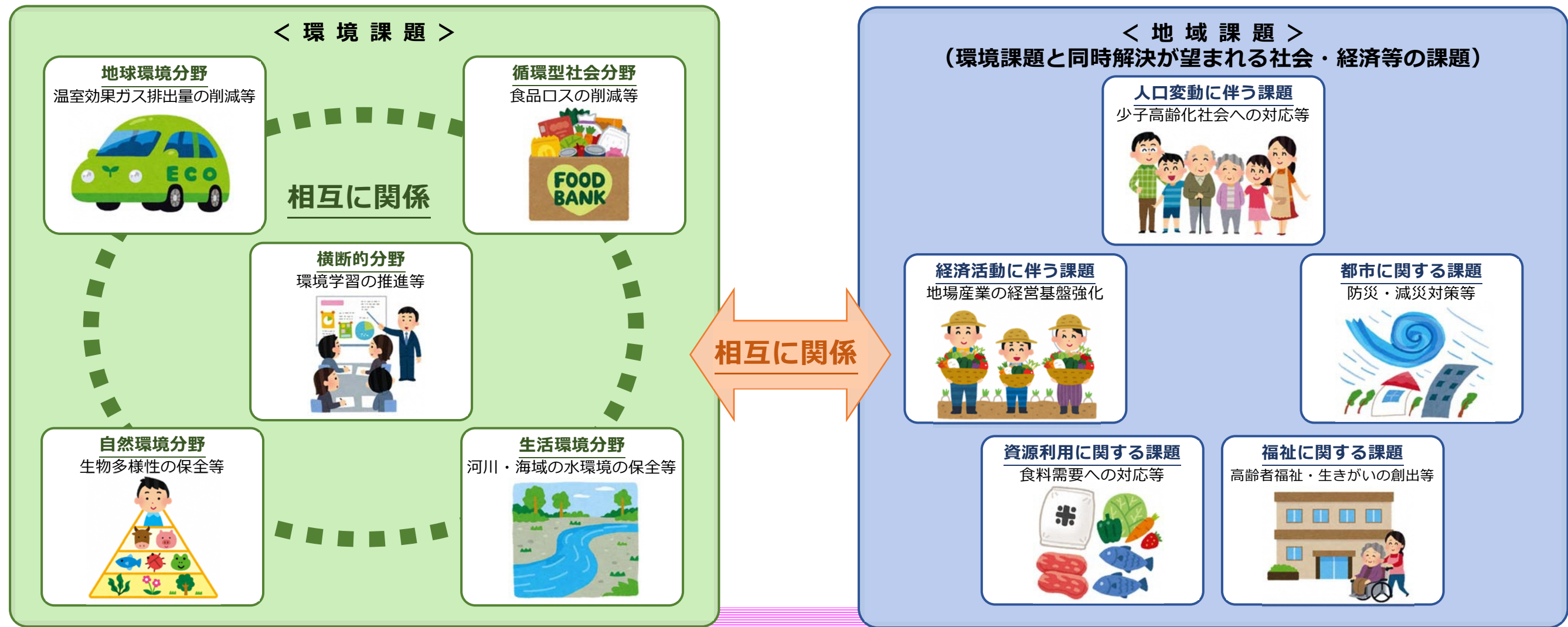
上記を踏まえ、前章までに体系化した環境施策から、統合的向上を見据え、分野横断的に一連のつながりを持った施策を抽出することで、次図に示す「船橋らしさ」を持った4つの重点的な取組を設定し、今後10年間取り組んでいきます。

< 環境課題 >

- 地球 環境分野…温室効果ガス排出量の削減、気候変動への対応など
- 自然 環境分野…自然の緑や干潟等の保全・活用、生物多様性の保全など
- 循環 型社会分野…3Rの推進、プラスチック資源の循環利用など
- 生活 環境分野…良好な大気環境の保全、河川・海域の水環境の保全など
- 横断 的 分野…環境学習の推進、様々な主体のパートナーシップ構築など

< 地域課題 >

- 人口 の変動に伴う課題…少子・高齢化、人口の転入超過、複雑多様化する市民の価値観やライフスタイルへの対応など
- 経済 活動に伴う課題…地場産業の基盤強化、交流人口の拡大など
- 資源 の循環・利用に関する課題…食品ロス削減、食料需要への対応、エネルギー安定供給など
- 福祉 に関する課題…高齢者福祉・生きがいの創出、子育て、公共サービスの充実など
- 都市 に関する課題…防災・減災対策、安全・安心に暮らせる都市基盤の整備など



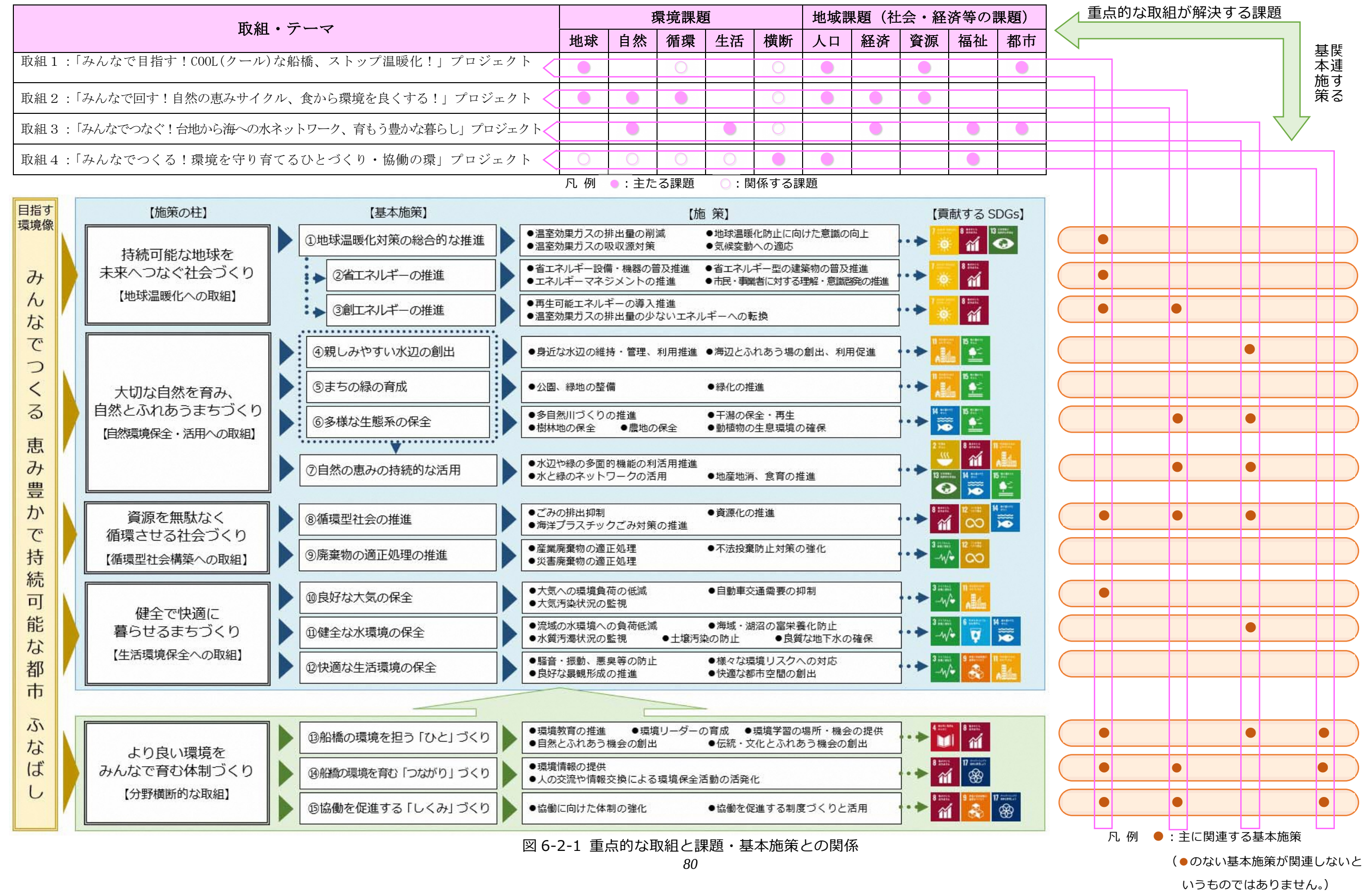
環境課題と地域課題を同時に解決し、
環境・社会・経済を統合的に向上させる取組が必要

		貢献する SDGs														
重点的な取組	取組1：「みんなで目指す！COOL(クール)な船橋、ストップ温暖化！」プロジェクト (取組の課題：温室効果ガス排出量の削減)	3	4	7	8	9	11	12	13	17						
	取組2：「みんなで回す！自然の恵みサイクル、食から環境を良くする！」プロジェクト (取組の課題：生物多様性の保全、廃棄物の発生抑制、CO2削減)	2	7	8	12	7	12	14	15	17						
	取組3：「みんなでつなぐ！台地から海への水ネットワーク、育もう豊かな暮らし」プロジェクト (取組の課題：水環境の保全、生物多様性の保全)	2	3	9	6	8	11	12	13	14	15					
	取組4：「みんなでつくる！環境を守り育てるひとづくり・協働の環」プロジェクト (取組の課題：環境学習の推進、様々な主体による環境保全活動の促進)	4	8	9	17											

図 6-1-1 重点的な取組の設定

2. 重点的な取組が同時解決する環境・地域課題と基本施策の関係

4つの取組は、環境課題及び地域課題（社会・経済等の課題）や基本施策と、次のような関係があります。
なお、下記の表に示す、環境課題・地域課題（社会・経済等の課題）は図 6-1-1 に示す環境課題・地域課題と対応しています。



重点的な取組 各ページの見方

3. 重点的な取組の内容

1 「みんなで目指す！COOL(クール)な船橋、ストップ温暖化！」プロジェクト

2

3 ■取組の環境課題

【温室効果ガス排出量の削減】

深刻化する地球温暖化問題に対して、原因となる温室効果ガス排出量を削減するため、環境負荷の低減に向けた取組が求められています。また、国は、2030年度(令和12年度)の温室効果ガス排出量の削減目標として、2013年度(平成25年度)比で26%削減することを国際社会に約束しています。その一方で、今後もしばらく人口や世帯数の増加が見込まれる本市においては、家庭からの温室効果ガス排出量の削減が大きな課題となることが想定されます。このような状況に対して、市・市民・事業者が共通の認識を持つとともに、この問題に一元となって取り組んでいく必要があります。

4 ■取組の概要

方針：温室効果ガスの削減に市・市民・事業者みんなで取り組もう！

市から、省エネ・創エネをはじめとして、ごみの分別・リサイクルやエコドライブなどの積極的な情報発信を行い、家庭におけるエコライフ行動・事業所におけるエコオフィス行動の普及に努め、環境保全に取り組む市民全体の力の向上を目指します。

これに応じて、市民・事業者は様々な工夫を凝らして、だれもが実践できる低炭素なライフスタイルづくりに取り組み、市・市民・事業者一丸となって温室効果ガスの削減に努めます。

また、各主体は、環境フェアなどのイベントやふなエコ*・業界団体等の活動を通じて連携・協働する中で、取組成果を共有・蓄積し、さらに効果を高めていきます。

5 ■取組の効果

環境課題（温室効果ガス排出量の削減）に対する効果

- 家庭や事業所におけるエコライフ・エコオフィス行動や自動車運転時のエコドライブが普及し、温室効果ガス排出量の削減に貢献できます。

地域課題（社会・経済等の課題）に対する効果

- 省エネルギーの取組が普及し、エネルギーの安定的な供給に貢献できます。
- 自動車利用を見直す取組の普及によって、交通渋滞の解消や運動機会の増加に伴う健康増進などが期待されます。

6 ■関連施策

関連施策	
基本施策1 関連	温室効果ガス排出抑制に関する情報提供 等
基本施策2 関連	家庭における省エネルギーの取組の普及推進 環境イベントなどを通じたエコドライブの普及啓発 等
基本施策3 関連	家庭における再生可能エネルギー利用設備の設置推進 等
基本施策8 関連	市民や事業者への日常的なごみ減量活動の取組の普及・啓発 等
基本施策14 関連	多様な広報媒体を活用した環境関連情報の提供 環境月間における環境啓発に関わるイベント（環境フェア、パネル展等）の開催 環境フェアへの参加・出展の呼びかけ 等
基本施策15 関連	事業者の環境保全活動（CSR活動）認定制度の創設・運営 等

7 ■評価指標（●：状態指標、○：目標指標）

- 市民一人当たりの温室効果ガス排出量
- エコライフ実践度（家庭）
- エコオフィス実践度（事業所）
- エコドライブの実践割合（定期アンケート調査による）
- 公共交通機関の一日あたりの利用者数
- ごみの総排出量
- 健康寿命の延伸

①重点的な取組名

前段でお示しした4つの重点的な取組に対応しています。

②SDGs マーク

SDGsの17のゴール（目標）のうち、当該重点的な取組の推進によって実現に貢献できるものについて、カラーアイコンを用いて示しています。

③取組の環境課題

前段で整理した環境課題のうち、各取組に関する課題について記載しています。

④取組の概要

各取組に関する概要を示しています。

⑤取組の効果

各取組に関する環境課題に対する効果と地域課題（社会・経済等の課題）に対する効果を示しています。

⑥関連施策

各取組に関し、図6-2-1にて関連を示している基本施策のうち、関連する個別施策を記載しています。

⑦評価指標

各取組を評価する指標を示しています。

●状態指標

環境等の状態を把握するための状態指標を示しています。状態指標は施策の成果だけでなく、様々な要因によって変動する指標となります。

○目標指標

施策に対して設定する、施策の進捗状況を示す目標指標を示しています。目標指標は施策の成果を測る指標となります。

3. 重点的な取組の内容

1 「みんなで目指す！COOL(クール)な船橋、ストップ温暖化！」プロジェクト



■取組の環境課題

【温室効果ガス排出量の削減】

深刻化する地球温暖化問題に対して、原因となる温室効果ガス排出量を削減するため、環境負荷の低減に向けた取組が求められています。また、国は、2030 年度(令和 12 年度)の温室効果ガス排出量の削減目標として、2013 年度(平成 25 年度)比で 26%削減することを国際社会に約束しています。その一方で、今後もしばらく人口や世帯数の増加が見込まれる本市においては、家庭からの温室効果ガス排出量の削減が大きな課題となることが想定されます。このような状況に対して、市・市民・事業者が共通の認識を持つとともに、この問題に一丸となって取り組んでいく必要があります。

◆◆◆ 本市のエコライフ・エコオフィス実践状況 ◆◆◆

家庭や職場において、日頃から省エネ、節水、ごみ減量などを実践している割合は、家庭(エコライフ)では 64.1%、職場(エコオフィス)では 43.7%となっています。いずれも過去の実践状況よりも向上しているものの、長期目標の達成に向けてはさらなる努力が必要な状況です。また、令和元年度における本市の人口は 639,107 人、世帯数は 290,372 世帯で、全国的にはすでに人口減少局面を迎えている中、本市全体では今後もしばらく人口の増加が見込まれていることから、特にエコライフの実践は温室効果ガス排出量削減に効果があると考えられます。

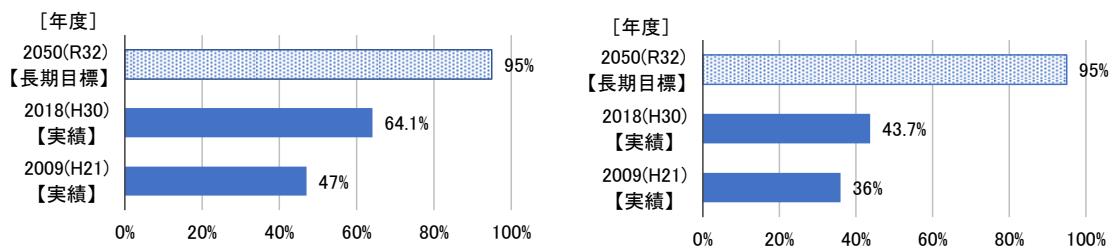
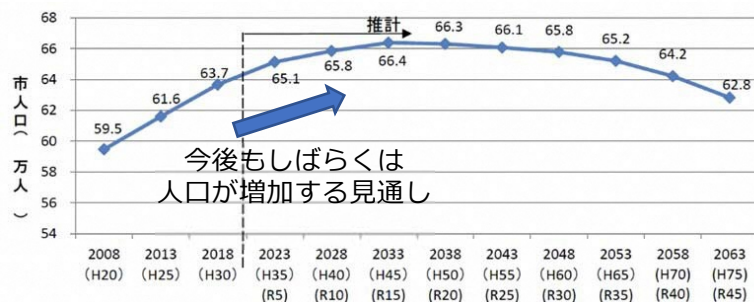


図 6-3-1 本市のエコライフ実践度（左）とエコオフィス実践度（右）の推移

図 6-3-2 総人口の将来推計【再掲】

(資料：人口推計調査報告書
第 2 版、
令和元年 5 月、船橋市)



■取組の概要

方針：温室効果ガスの削減に市・市民・事業者みんなで取り組もう！

市から、省エネ・創エネをはじめとして、ごみの分別・リサイクルやエコドライブなどの積極的な情報発信を行い、家庭におけるエコライフ行動・事業所におけるエコオフィス行動の普及に努め、環境保全に取り組む市民全体の力の向上を目指します。

これに応じて、市民・事業者は様々な工夫を凝らして、だれもが実践できる低炭素なライフスタイルづくりに取り組み、市・市民・事業者一丸となって温室効果ガスの削減に努めます。

また、各主体は、環境フェアなどのイベントやふなエコ*・業界団体等の活動を通じて連携・協働する中で、取組成果を共有・蓄積し、さらに効果を高めていきます。

*ふなエコとは、「船橋市地球温暖化対策地域協議会」の愛称で、市民・事業者・市（行政）・市民団体等の連携により、船橋市の地球温暖化防止の取組を進めている団体です。

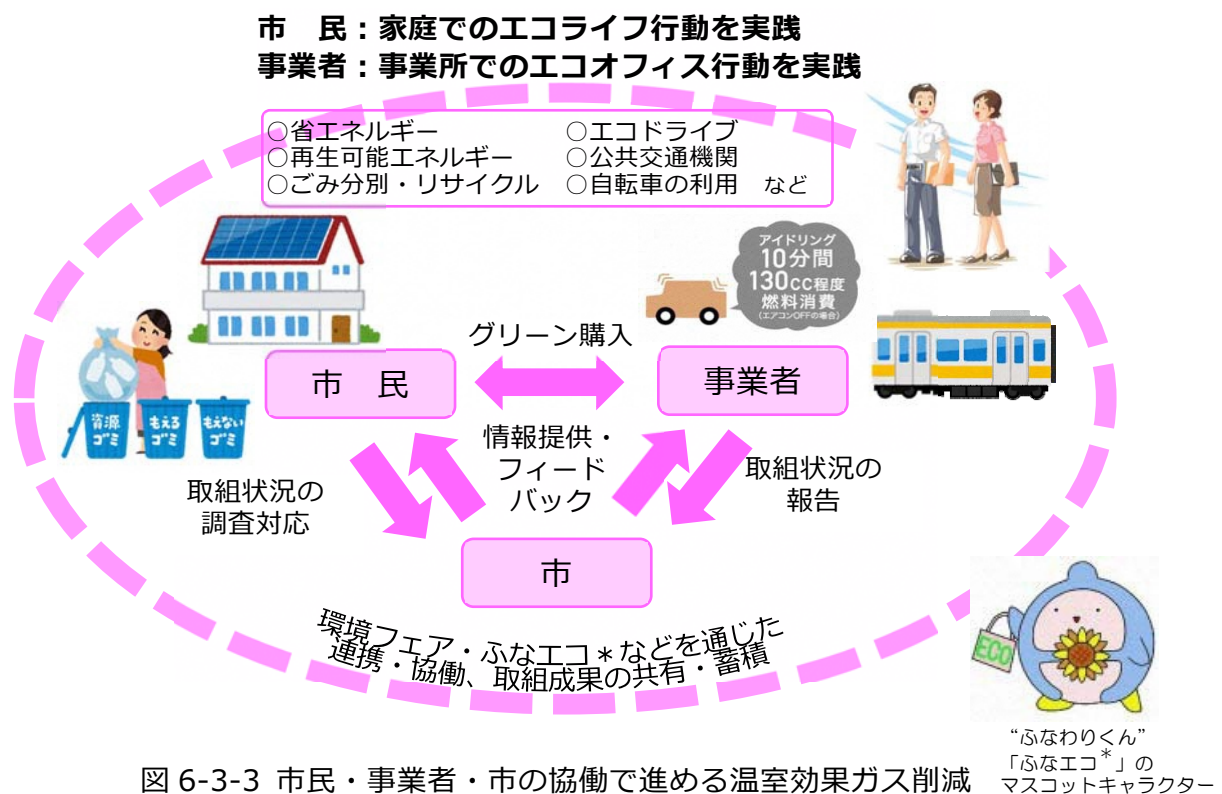


図 6-3-3 市民・事業者・市の協働で進める温室効果ガス削減

■取組の効果

環境課題（温室効果ガス排出量の削減）に対する効果
●家庭や事業所におけるエコライフ・エコオフィス行動や自動車運転時のエコドライブが普及し、温室効果ガス排出量の削減に貢献できます。
地域課題（社会・経済等の課題）に対する効果
●省エネルギーの取組が普及し、エネルギーの安定的な供給に貢献できます。
●自動車利用を見直す取組の普及によって、交通渋滞の解消や運動機会の増加に伴う健康増進などが期待されます。

■関連施策

関連施策	
基本施策 1 関連	温室効果ガス排出抑制に関する情報提供 等
基本施策 2 関連	家庭における省エネルギーの取組の普及推進 環境イベントなどを通じたエコドライブの普及啓発 等
基本施策 3 関連	家庭における再生可能エネルギー利用設備の設置推進 等
基本施策 8 関連	市民や事業者への日常的なごみ減量活動の取組の普及・啓発 等
基本施策 14 関連	多様な広報媒体を活用した環境関連情報の提供 環境月間における環境啓発に関わるイベント（環境フェア、パネル展等）の開催 環境フェアへの参加・出展の呼びかけ 等
基本施策 15 関連	事業者の環境保全活動（C S R活動）認定制度の創設・運営 等

■評価指標（●：状態指標、○：目標指標）

- 市民一人当たりの温室効果ガス排出量
- エコライフ実践度（家庭）
- エコオフィス実践度（事業所）
- エコドライブの実践割合（定期アンケート調査による）
- 公共交通機関の一日あたりの利用者数
- ごみの総排出量
- 健康寿命の延伸

◆◆◆ ゼロカーボンシティを目指す社会動向 ◆◆◆

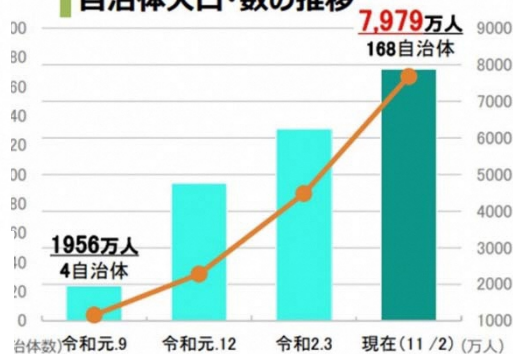
脱炭素社会に向けて、2050年（令和32年）における二酸化炭素排出実質ゼロ（ゼロ・カーボン）に取り組むことを表明する地方公共団体が増えています。東京都、山梨県、横浜市、京都市などに端を発するこの取組は、令和2年11月2日時点で168の自治体、人口で我が国の総人口の半数を大きく上回る約7,979万人、GDPで約367兆円に相当する地域に拡大しています。ゼロ・カーボン表明に基づく取組の事例としては、再生可能エネルギーの導入促進、省エネルギー対策、森林整備による二酸化炭素の吸収などが見られます。

ゼロ・カーボンの実践には、技術革新や社会スタイルの大幅な変革が必要であるため、本市では意欲的な目標として2050年にゼロ・カーボンにチャレンジすることとしています。

表明都道府県



自治体人口・数の推移



2 「みんなで回す！自然の恵みサイクル、食から環境を良くする！」プロジェクト



■取組の環境課題

【生物多様性の保全、廃棄物の発生抑制、CO₂削減】

東京都心近郊にありながら農業・漁業が盛んで、日本最大級規模の食品コンビナートが立地するなど、本市の産業にとって食の提供は重要な位置付けにあります。このため、本市の産業を支えている農水産物などの豊かな自然の恵みを、将来にわたって守り育てていく必要があります。

その一方で消費者に目を向けると、食の多様化や飽食化に伴って食品ロスの増加が社会問題となっています。このことを踏まえ、市民生活への関わりが深い身近な食を切り口として、ごみの発生抑制や廃棄物処理に起因するCO₂削減に向けて、バイオマス資源の活用に取り組む必要があります。

◆◆◆ 本市の産業を支える豊かな自然の恵みとふなばしの食育 ◆◆◆

本市では都市型農業が中心で、にんじん・小松菜・枝豆・梨などをはじめとする野菜、果実の栽培が行われています。

また、漁業も盛んで、東京湾に残された貴重な干潟「三番瀬（さんばんぜ）」で、のりの養殖のほか、アサリ・ホンビノスガイなどの貝類、日本一の漁獲量を誇るスズキなどが水揚げされています。

市では、この豊かな自然の恵みを生かして、生産者から食卓までのつながりを意識した食育として、子どもたちの農業体験（小松菜の収穫体験など）や若い世代を対象とした食育料理教室を実施しています。また、食文化の継承に向けた食育の推進として市内小・中学校・特別支援学校の給食では船橋産の旬の食材を使ったメニューを提供したり、「学校給食展」を開催することにより、多くの市民に対して食育に関する啓発を行っています。

さらに食の循環や環境を意識した食育の推進として、生産から消費までの食の循環理解、食品ロスの削減等を推進するため、フードドライブへの参加なども推奨しています。



小松菜の収穫体験

(出典：広報課)



学校給食展

(出典：保健体育課)

■取組の概要

方針：食を通じて様々な環境課題の解決にみんなで取り組もう！

農地や干潟の保全活動を通じて、本市の魅力である地場産の農水産物や、それらを育む自然の豊かさに対する市民等の理解を深めます。それとともに、学校給食や市内飲食店等における地元食材の提供(地産地消の推進)、食品ロスの発生防止に向けた広報啓発に努め、それらが豊かな自然の恵みであり、大切な地域資源であるという認識の普及を図ります。また、学校給食から出た食べ残しや食品残渣については、下水処理場等において、バイオガス生成による発電事業への利活用が可能か検討を進めます。

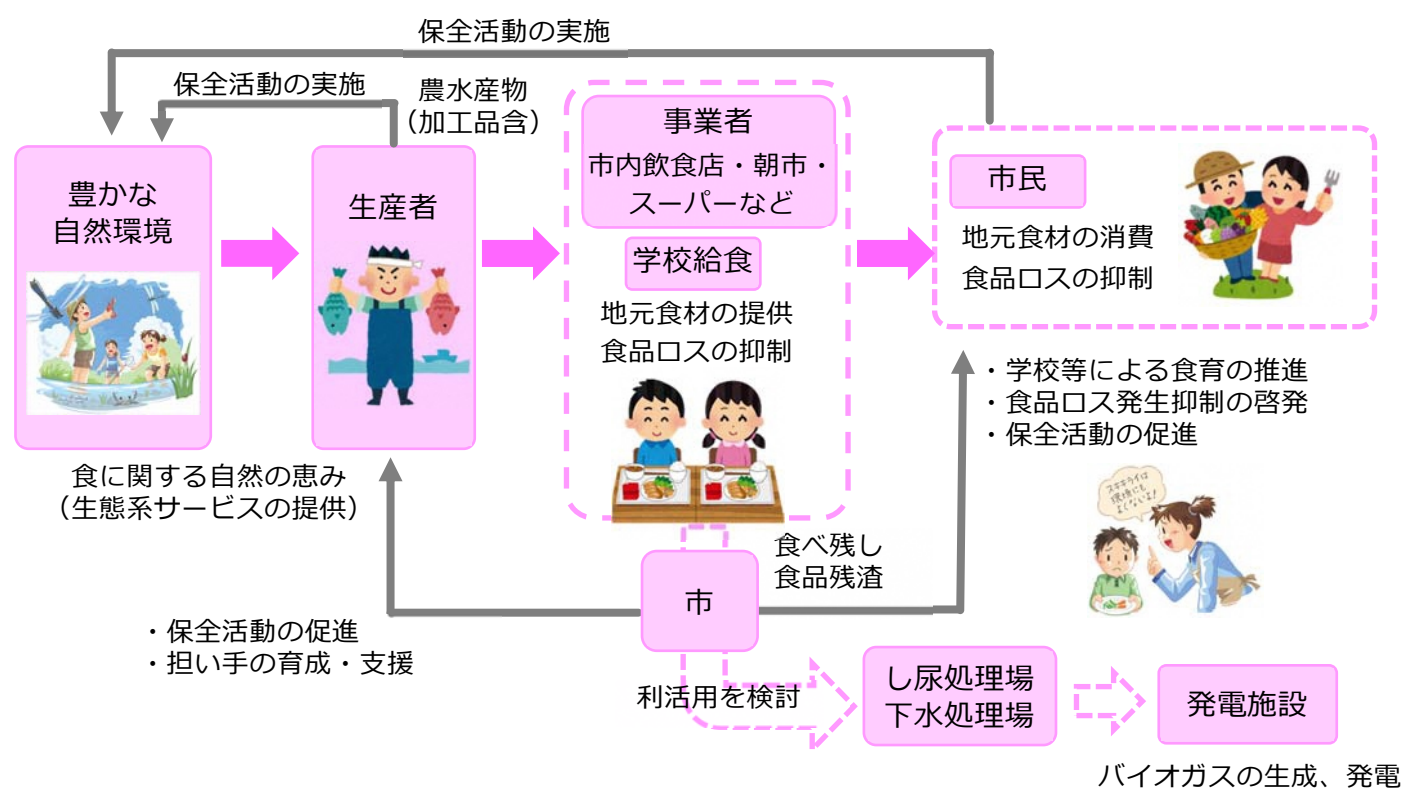


図 6-3-5 「自然の恵みサイクル」の実現イメージ

■取組の効果

環境課題（生物多様性の保全、廃棄物の発生抑制、CO ₂ 削減）に対する効果
● 自然の大切さに対する市民等の意識が高まり、生物多様性の保全に資する活動や食品ロスの発生防止に向けた行動の普及が促進されます。 ● 輸送に係る燃料等の使用量削減、バイオマス資源のエネルギー利用等が図れるため、CO₂削減効果が見込まれます。
地域課題（社会・経済等の課題）に対する効果
● 地産地消の拡大による地域産業の成長が見込まれます。 ● 食育の推進を通じて、郷土愛の育成といった効果が期待されます。

■関連施策

関連施策	
基本施策3 関連	地域バイオマス等を利用したバイオガス発電の導入検討・推進 等
基本施策6 関連	漁場を守り育てる担い手の育成 ふなばし三番瀬海浜公園・環境学習館等の海辺環境の利活用促進 海苔養殖、アサリ漁業などに関する講座・漁業体験等の実施 営農組織や認定農業者の育成 等
基本施策7 関連	学校給食での地元食材の提供を通じた食育の推進 地場産品(農産物・水産物)の地産地消のしくみづくりと推進 地元食材を使った加工食品等のPR推進 等
基本施策8 関連	食品ロスの発生抑制のための広報啓発の推進 等
基本施策14 関連	環境学習館を利用した子どもたちの環境保全活動の推進・支援 等
基本施策15 関連	森林ボランティア等の育成・支援制度の充実 等

■評価指標（●：状態指標、○：目標指標）

- 生物多様性の認知度（定期アンケート調査による）
- 地場食品を意識して購入している市民の割合（定期アンケート調査による）
- 食品ロス量（ただし手付かず食品および食べ残しに限る）（推計）
- 市民一人当たりの温室効果ガス排出量
- 定住意向（定期アンケート調査による）

◆◆◆ 食品ロスの発生抑制に向けた本市の取組 ◆◆◆

食品ロスとは、消費期限・賞味期限切れ、料理の作りすぎなどが原因で捨てられてしまう食べ物のことです。我が国では年間 612 万トンの食品ロスが発生しており、その約半数は家庭から発生*しています。

令和元年度の本市の調査では、家庭から出る可燃ごみのうち約 2.6%が未利用で捨てられる「手つかず食品」、約 4.2%が「食べ残し」であることが分かりました。

市では、啓発紙などを通じて食品ロス削減の啓発（ふなばしチャレンジ7プロジェクト）を行っているほか、家庭で余った食品を福祉団体等へ寄付する「フードドライブ」への協力、ごみの減量及び資源化（ふなR）連携事業者の認定を通じて、食品ロスの削減を進めています。

手つかず食品や食べ残しを減らさなきゃいけないね!!



* 平成 29 年度 農林水産省調査

【ふなR連携事業者認定ロゴマーク】



【ふなばしチャレンジ7プロジェクト】



【フードドライブの様子】

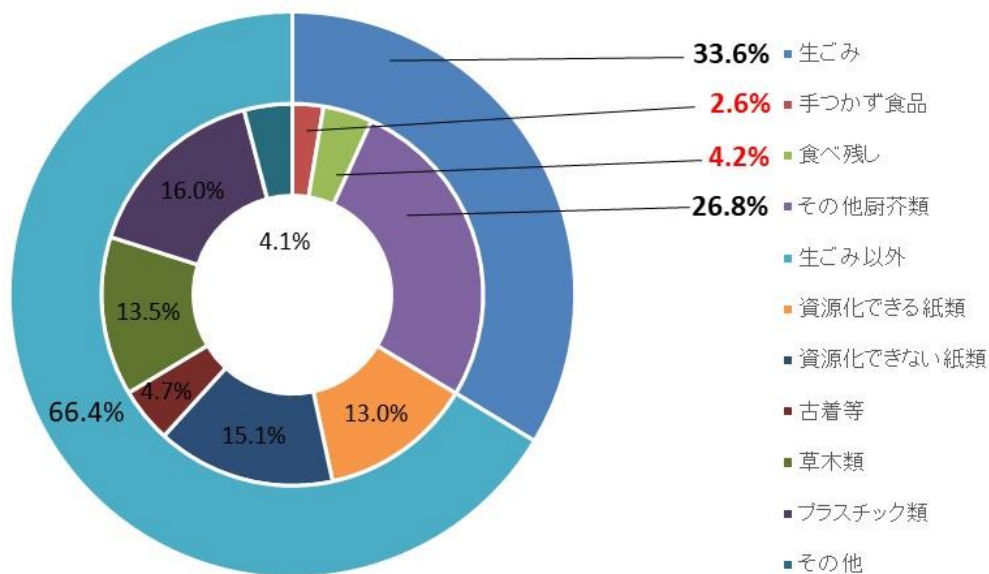


図 6-3-6 本市における食品ロスの割合
(令和元年度 家庭系可燃ごみ組成調査結果より)

3 「みんなでつなぐ！台地から海へ水ネットワーク、育もう豊かな暮らし」プロジェクト



■取組の環境課題

【水環境の保全、生物多様性の保全】

本市は、北部に多種多様な動植物が生息する緑豊かな樹林地や農地が広がり、印旛沼の源流域となっています。また、南部は東京湾岸において貴重な干潟を残す三番瀬に面しています。これらの自然環境は、水源となる森林や大小の河川からなる一連の生態系ネットワークでつながっており、農業・水産業はもとより、防災・減災対策、レクリエーション、環境学習など、多面的な機能を発揮しています。このことから、流域の水循環系の健全さの維持を通じて、将来にわたって豊かな自然を育むことが求められています。

◆◆◆ 本市の自然環境 ◆◆◆

本市の地勢は全般的に低く平坦ですが、北部には樹林地や農地が広がっており、多種多様な動植物の生息が確認されています。それらを源流とする多数の河川が市域を潤しており、神崎川や桑納川などの北部を流れる河川は印旛沼へ、海老川などの中南部を流れる河川は東京湾へと注いでいます。また、南端は、埋立て・開発等による人工化が進む東京湾岸において、貴重な干潟を残す三番瀬に面しているなど、本市は東京都心の近郊にありながら豊かな自然環境に恵まれています。



図 6-3-7 本市の自然環境

(出典：国土地理院 Web サイト、船橋市資料)

■取組の概要

方針：豊かな水ネットワークをみんなで守り、暮らしに生かそう！

市民・市民団体・事業者・市の連携・協働のもと、防災・減災対策、レクリエーション、環境学習など、自然が持つ多面的な機能を維持するため、台地における樹林地や農地、斜面緑地の保全に取り組みます。さらに、市街地等が形成される河川の中・下流域において、家庭・事業所からの排水対策や雨水浸透の促進を図るとともに、河口・海岸では水質改善・意識啓発に向けて、干潟のクリーンアップなどに取り組みます。また、流域の水と生き物のつながりを守り、健全な水循環系を構築する取組として、多自然川づくりを通じて自然生態系を育む一方で、河川清掃やプラスチックごみの海洋流出の防止に向けた意識啓発に努めます。

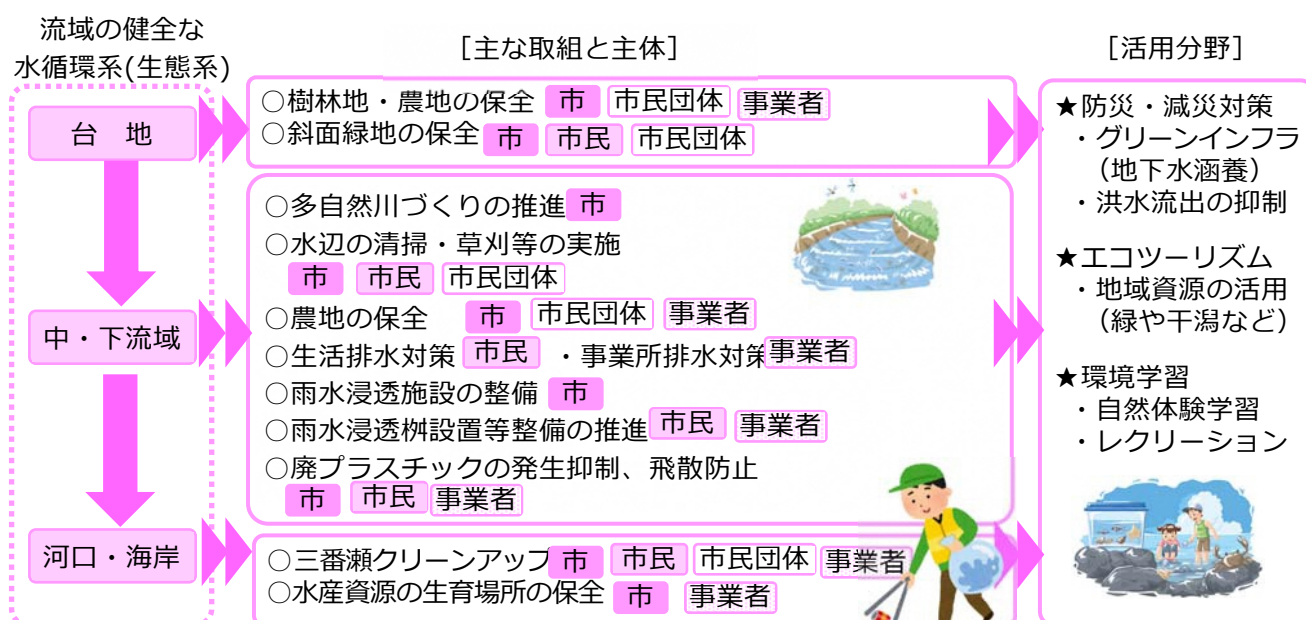


図 6-3-8 水ネットワークを守り育てる取組

■取組の効果

環境課題（水環境の保全、生物多様性の保全）に対する効果

- 一連の流域をとらえて健全な水循環系を維持する取組は、水環境や生物多様性の保全に多大な効果があります。
- また、多自然川づくりなどを通じて、市民の憩いの場、自然とのふれあいの場、環境学習の場を提供することができます。

地域課題（社会・経済等の課題）に対する効果

- 自然の多面的機能が向上するため、グリーンインフラの導入などによる防災・減災への活用が期待されます。
- エコツーリズムによる交流人口の拡大などが期待されます。

■関連施策

関連施策	
基本施策4 関連	水辺および水辺周辺部の定期清掃・草刈等の実施 等
基本施策6 関連	三番瀬クリーンアップの実施 斜面緑地の保全 漁業関係者との協働による水産資源の生育場所の保全 等
基本施策7 関連	緑地や農地等の保水機能を活用した洪水流出の抑制 防災・減災対策へのグリーンインフラの活用 緑や干潟など地域資源を生かしたエコツーリズムの推進 等
基本施策8 関連	市民・事業者に対するプラスチック・スマートへの取組の普及啓発
基本施策11 関連	家庭でできる生活排水対策の推進 小規模事業場に対する排水対策指導 多自然川づくりの推進 市街地における雨水浸透施設(歩道の透水性舗装など)の整備 雨水浸透樹設置等整備の推進 樹林地・農地の保全 等
基本施策13 関連	自然体験学習やレクリエーション機会の充実 等

■評価指標（●：状態指標、○：目標指標）

- 水辺を身近に感じる市民の割合（定期アンケート調査による）
- 市民一人当たりの都市公園面積 ● 青潮等の年間発生回数
- 動植物の生息地又は生育地となり得る緑地等の割合※
- 雨水等が浸透可能な緑地等の割合※ ● レクリエーション施設利用者数
- 多様な生態系を利用した環境保全活動・環境学習への参加人数

※両指標は、視点は異なるものの対象となる土地の利用種別が同じため同じ数値になります。

◆◇◆自然を生かした河川整備と市民の憩いの場の活用 ◇◇◆

本市ではこれまでに、海老川及び長津川において、河川修景事業として「ふるさとの川モデル事業」を実施しています。この事業を通じて、親水学習の拠点、緩傾斜護岸、散歩道等が整備されており、現在も市民の憩いの場として活用されています。

また、二重川、木戸川及び駒込川においては、河川改修事業として、治水のみではなく、自然環境の保全及び再生を図った「多自然川づくり」の取組を進めています。河川の拡幅にあわせて、広場や休憩施設などの整備のほか、堤防天端部に設けた管理用通路の開放、河岸の法面の緩傾斜化など、人が水辺へ近づきやすい水辺空間の整備に努めています。

また、多自然川づくりにより整備した木戸川では、東邦大学と連携を図りながら、生物の生息状況等に配慮した維持管理に努めています。



多自然川づくりによって改修された木戸川

（出典：市公式 Web サイト）

4 「みんなでつくる！環境を守り育てるひとづくり・協働の環」プロジェクト



■取組の環境課題

【環境学習の推進、様々な主体による環境保全活動の促進】

これまで本市では、多くの市民団体が様々な環境分野で独自に活動を進めてきましたが、さらなる協働の取組に向けては、構成員の高齢化や団体同士の交流などが課題となっています。また、事業者においては環境関連イベントへの参加など、他の主体との協働による取組はあまり活発ではなく、事業者への環境経営の普及なども課題となっています。今後も活動内容の充実を図りながら、市民・市民団体・事業者の参加による環境保全活動を継続していくため、環境学習・環境教育を通じて次世代の人材育成に努め、世代交代（担い手の好循環）及び協働の環づくりを進めていく必要があります。

◆◆◆ 市内の環境団体の現状 ◆◆◆

（環境基本計画策定に伴い環境団体を対象に実施したアンケート調査の結果より）

市内では様々な環境団体が多方面で幅広く活動し、本市の環境を支えています。団体の活動内容（テーマ）は、「海や川、里山など、自然環境」、「ごみのポイ捨て防止など、地域の清掃・美化」、「河川や地下水の水質保全など、生活環境」といった分野が多いようです。

また、「10人未満」、「10～29人」の比較的小規模な団体が多いとともに、「60歳代」、「70歳代以上」の年齢層を中心とした団体が多く、組織の高齢化がうかがえます。

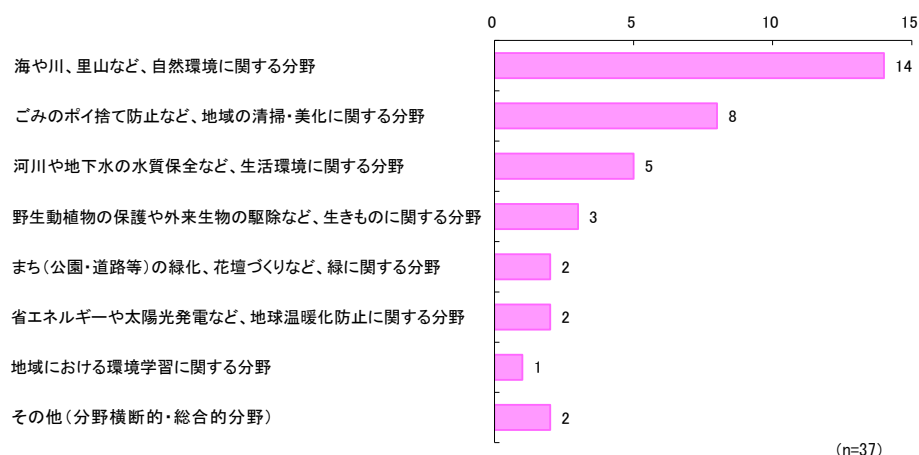


図 6-3-9 活動分野ごとの環境団体数

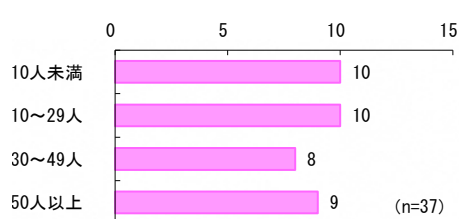


図 6-3-10 規模別団体数

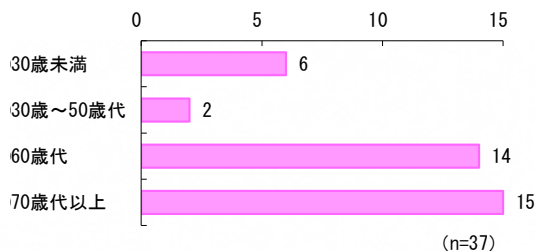


図 6-3-11 年齢層別団体数

■取組の概要

方針：未来の環境の担い手づくりに向けた好循環を育もう！

小中学生・高校生、大学生、社会人・事業者等、様々な立場・世代へ環境保全活動の取組の環を広げていくため、環境保全活動に関する情報提供や講演会の開催、イベント開催等に関する支援、ふなばし三番瀬環境学習館等における人材育成の機会を創出します。特にエコカレッジにおいては環境リーダーの育成に努め、地域の環境活動等への参画を促進します。また、市民団体と市が協働でエコカレッジを運営し、後継者の人材育成に関与することで担い手づくりの好循環を生み出します。

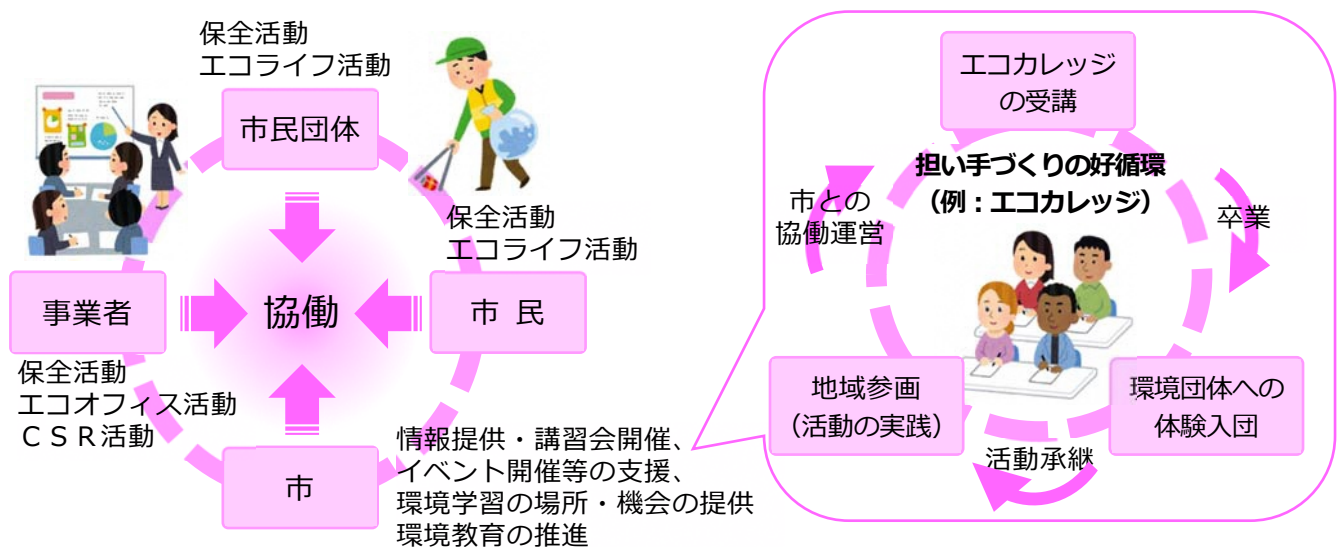


図 6-3-12 環境の担い手づくりの好循環モデル

■取組の効果

環境課題（環境学習の推進、様々な主体による環境保全活動の促進）に対する効果
●メンバーの世代交代が円滑に進み、他の主体とのパートナーシップの充実・強化が図られることにより、環境団体による環境保全活動が持続可能な形で活発化することが期待されます。 ●また、事業者による環境保全活動も実施され、市・市民団体・事業者による協働の環づくりが進むことも期待されます。
地域課題（社会・経済等の課題）に対する効果
●取組の環が様々な立場・世代へと広がり、活動の底辺拡大とともに層に厚みが増すため、複雑多様化した市民の価値観やライフスタイルへの対応も可能となります。

■関連施策

関連施策	
基本施策 13 関連	環境保全の担い手の育成と地域参画の促進 エコカレッジの開講 環境に関する講座の実施や環境学習に資する行事・イベントの開催に対する支援 環境団体等との協働による環境学習事業・講座の開催 市内事業者向けの講習会の開催 等
基本施策 14 関連	市民活動サポートセンターにおける環境団体等からの情報提供 等
基本施策 15 関連	環境団体との協働によるエコカレッジの運営 エコカレッジ卒業生の体験入団を通じた環境団体の後継者育成 環境美化モデル活動認定制度などによる市民・事業者と市の協働の推進 等

■評価指標（●：状態指標、○：目標指標）

- 環境問題に関心を持っている人の割合（定期アンケート調査による）
- エコカレッジ卒業生数
- 出前講座の開催回数
- 多様な生態系を利用した環境保全活動・環境学習への参加人数
- 環境団体等との協働による環境学習事業・講座の開催回数

◆◆◆ 「ふなばしエコカレッジ」の開校 ◆◆◆

ふなばしエコカレッジは、平成28年度に策定した生物多様性ふなばし戦略の重点的取組として設定された、新たな事業です。

本市に存在する豊かな自然を体験することによって、今後、環境に関わる活動を行っていく意欲を向上させることを目的としており、生物多様性に関する取組の後継者やリーダーを育成し、将来に向けた継続的な活動を促すことを目標としています。本市の自然を構成する重要な要素である干潟（三番瀬）及び台地部（県民の森など）も題材の一つとして、学識者や環境に関する活動を行っている市民団体等に講師をお願いし、自然の仕組みや人との関わりについて学びます。取り上げるテーマとしては、本市をとりまく自然環境から生物多様性全般へと広げていき、受講対象も大人から子どもへと段階的に広げていく予定です。



第7章

市民・事業者に求められる行動

本章では、本計画の重点的な取組ごとに、市民や事業者に求められる行動を具体的に示します。

1. 市民・事業者に求められる行動の考え方

私たちは、日常生活におけるエネルギー消費や廃棄物の排出などを通して、直接的・間接的に環境に負荷を与えています。また、事業者は、事業活動における製品の製造やサービスの提供、物資や製品の輸送、廃棄の過程などで環境に負荷を与えています。

本計画に定める目指す環境像を実現していくためには、市民は自らの行動が環境へ及ぼす影響を認識し、環境保全意識を高めていくことが大切であり、事業者は環境に配慮した事業活動の推進を通じて、社会的責任を果たしていく必要があります。

前章での重点的な取組は、「市民・事業者・行政をはじめ、様々な主体が一体となって、参画し、協働できるもの」をテーマに設定しております。ここでは、重点的な取組に対応して、市民の皆様、事業者の皆様に求められる行動の具体例を示しています。

市民・事業者の皆様においては、重点的な取組を推進し、目指す環境像の実現のために、環境に配慮した生活及び事業活動を実践しましょう。

なお、重点的な取組以外の市民・事業者に求められる行動については、施策体系に沿った形式で資料編に記載しています。

2. 重点的な取組に係る市民・事業者求められる行動

取組1：「みんなで目指す！COOL(クール)な船橋、ストップ温暖化！」プロジェクト

市民に求められる行動	事業者求められる行動
1-1 エコドライブ、テレビや照明等の家電機器の節電等のエコライフ行動を実践するとともに、家電製品を購入する際には、省エネルギー型や節水型の製品を選びましょう。 1-2 外出時には自家用車の使用を控え、バス・鉄道などの公共交通を利用しましょう。また、近所の場合は徒歩や自転車で出かけましょう。 1-3 住宅への太陽光・太陽熱を利用した設備の設置を検討しましょう。 1-4 住宅の壁や屋上などを使って緑化に取り組み、夏季の室温上昇を抑え冷房等の電気使用量を削減しましょう。 1-5 再生品やエコマーク商品など、エコ製品を優先して購入しましょう。 1-6 使い捨て製品の購入を抑える等ごみを減らし、ごみを出すときはきちんと分別して所定の場所に出しましょう。 1-7 ふなばし環境フェアやふなエコ等のイベントに参加し、地球温暖化に関心をもちましょう。	1-1 クールビズ、エコドライブ、事業所内の空調・照明・OA機器等の節電等のエコオフィス行動を実施しましょう。 1-2 業務用の設備機材や空調などを導入・更新する際には、省エネルギー型のものを選びましょう。 1-3 再生品やエコマーク商品など、環境負荷が少ない商品の販売を推進するとともに、製品やサービスの購入では、環境にやさしいエコ製品を優先し、グリーン購入を心がけましょう。 1-4 植栽や緑のカーテンを活用し、夏季の室温上昇を抑え冷房等の電気使用量を削減しましょう。 1-5 ごみの分別やリサイクルなどを積極的に行い、廃棄物の排出抑制に努めましょう。 1-6 物資や製品の輸送にあたっては、共同輸送や公共交通機関の利用など、できるだけ効率的な輸配送システムを採用しましょう。 1-7 ふなばし環境フェアやふなエコ等に参加し、活動を通じて市民・行政と連携を図り、取組成果を発信・共有しましょう。

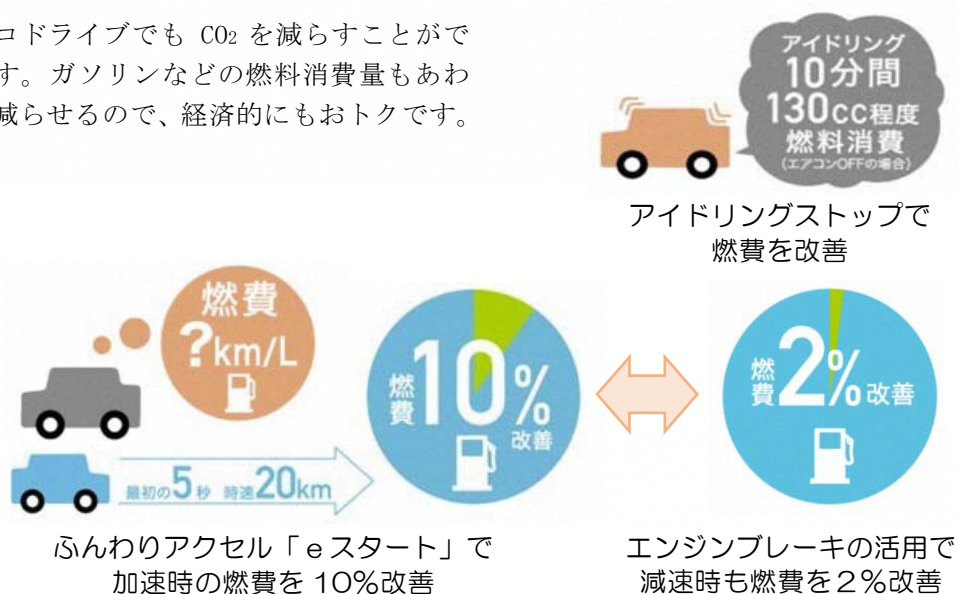
◆◆◆ 家庭でできる CO₂削減の取組例と効果 ◆◆◆

本市の家庭部門における温室効果ガス排出量は、市民 1 人当たり年間約 1.56t-CO₂ (2013 年度実績値) で、2030 年度には、年間約 1.16t-CO₂ まで約 0.4t-CO₂ (=400kg-CO₂) 削減する必要があります。市民の皆さんがご家庭で実践する日常的な取組で、減らすことができる CO₂ の大まかな目安は下表のとおりですので、目標達成に向けて参考にしてください。

取 組 例		期待される CO ₂ 削減効果 (kg-CO ₂ /年)
エアコン	冷暖房は適正温度で利用する	49.0
	フィルターを定期的に清掃する	18.8
照明	電球を電球型LEDランプに取り替える	52.8
	人がいない部屋の照明は、こまめに消灯する (40W蛍光灯の点灯時間を 1 日 1 時間程度短縮)	8.7
ガス給湯器	お風呂は間隔をあけず次々と入る	87.0
	シャワーは出しっぱなしにしない	29.0
テレビ	テレビを賢く利用する (見ていないときは消し、画面の明るさを調節する)	25.8
電気冷蔵庫	物を詰め込みすぎないように整理整頓する	25.7
	庫内の温度設定をこまめに調整する	36.2
電気ポット	長時間使わない時にはコンセントからプラグを抜く	63.1
温水洗浄便座	便座のふたは、使わない時には閉じる	20.5
すべて実践すると…		416.6 (≒0.42t-CO ₂)

◆◆◆ エコドライブの効果 ◆◆◆

エコドライブでも CO₂ を減らすことができます。ガソリンなどの燃料消費量もあわせて減らせるので、経済的にもおトクです。



(出典：「エコドライブ 10 のすすめ」環境省 Web サイト)

取組2：「みんなで回す！自然の恵みサイクル、食から環境を良くしよう！」プロジェクト

市民に求められる行動	事業者求められる行動
 2-1 ふなばし三番瀬環境学習館等で自然の価値や役割に理解を深め、身近な自然の保全活動や自然の中でのレクリエーションに積極的に参加しましょう。 2-2 輸送に係る温室効果ガスが減る等の効果も考え、地産地消、旬産旬消を心がけ、できるだけ地域の旬の食材を選びましょう。  2-3 冷蔵庫の食材などは消費期限を定期的に確認し、期限切れで捨てることのないよう期限内の消費を心がけましょう。また、食べ残しをしないようにして、食品ロスを減らしましょう。 	 2-1 自然の価値や役割について理解を深め、農業体験・漁業体験実施の協力等の生物多様性の保全に向けた活動に積極的に協力しましょう。  2-2 卸売・小売業、飲食業においては、輸送に係る温室効果ガスが減る等の効果も考え、地元産の農林水産物の販売や食材としての利用に取り組みましょう。  2-3 卸売・小売業、飲食業においては、小盛メニューの提供や持ち帰りの実施など、食品廃棄物の減量化・リサイクルの推進に努めましょう。

◆◆◆ 「フード・マイレージ」について考えてみましょう ◆◆◆

「フード・マイレージ」とは、食料の輸送量に輸送距離をかけ合わせた指標です。なるべく地域内で生産された食料を消費することによって、輸送に係る温室効果ガス削減などを通じて、環境への負荷を低減させていこうというイギリスの市民運動を起源としています。食料自給率が低く島国である我が国では、「フード・マイレージ」が他国に比べて高い傾向にあるため、日頃から地産地消・旬産旬消を心がけることが大切といえます。

全国産のお鍋		
食 材	産 地	移動距離
鶏 肉	宮崎県	1,146km
ね ぎ	埼玉県	106km
豆 腐	群馬県	138km
はくさい	茨城県	72km
にんじん	北海道	1,261km
しいたけ	徳島県	669km
総移動距離		3,392km



地元食材を使えば
移動距離が短縮、
およそ 1/30 に！

千葉県産のお鍋		
食 材	産 地	移動距離
鶏 肉	千葉市	16km
ね ぎ	柏 市	24km
豆 腐	習志野市	5km
はくさい	野田市	41km
にんじん	船橋市	0km
しいたけ	佐倉市	29km
総移動距離		115km

取組 3 : 「みんなでつなぐ! 台地から海への水ネットワーク、育もう豊かな暮らし」プロジェクト

市民に求められる行動	事業者求められる行動
 3-1 樹林地や農地の価値を理解し、関連活動やイベントに積極的に参加しましょう。 3-2 生物多様性の保全、防災・減災、健康、環境学習に対する効果など、水辺や緑が持つ様々な価値や機能について学びましょう。	 3-1 開発行為などの事業活動においては、地域の自然に配慮するとともに、樹林地・農地などの自然環境への負荷を少なくするよう配慮しましょう。また、必要な環境配慮について、地域住民や関係者との合意形成に努めましょう。
 3-3 雨水浸透ます等を設置し、雨水の浸透を促進し、良好な地下水を育みましょう。 3-4 油は使い切り、食器やなべの汚れは拭いてから洗うなど生活排水に関する工夫をしましょう。	 3-2 生物多様性の保全、防災・減災、健康、環境学習に対する効果など、水辺や緑が持つ様々な価値や機能を利用した事業活動に努めましょう。 3-3 雨水浸透ます等を設置し、雨水の浸透を促進し、良好な地下水を育みましょう。
 3-5 水辺の清掃活動や三番瀬クリーンアップなど地域の行事・イベントに積極的に参加しましょう。 3-6 使い捨て製品の購入は控えましょう。	 3-4 事業活動に伴う排水は適正に処理し、流域の水環境への負荷低減に努めましょう。 3-5 水辺の清掃活動や三番瀬クリーンアップなど地域の行事・イベントに積極的に参加しましょう。
 3-7 マイバッグ・マイボトル・マイ箸を使いましょう。	 3-6 製品・商品等の販売には、量り売り・ばら売りなどを取り入れ、使い捨て容器やプラスチック製トレイなどの容器包装類を減らし、プラスチック廃棄物の排出抑制に努めましょう。

取組4：「みんなでつくる！環境を守り育てるひとづくり・協働の環^わ」プロジェクト

市民に求められる行動	事業者求められる行動
 4-1 エコカレッジの受講などを通じて、環境保全に取り組む仲間を増やしましょう。 4-2 環境問題に関心を持ち、自ら情報を収集し、正しい知識を深めましょう。  4-3 環境フェアや地域の環境に関するイベントに参加して、環境に関わる様々な人たちとの交流を深めましょう。  4-4 公園の清掃ボランティアや地域の緑化活動などには進んで参加しましょう。また、多くの市民がボランティア活動などに参加するよう、市民どうしの呼びかけを行いましょう。	 4-1 社員に対する環境研修・環境教育を実施し、環境への意識を高めましょう。 4-2 事業所の環境保全に向けた取組や事業活動を通じて蓄積した知識・ノウハウを報告制度などを活用して、積極的に情報を発信しましょう。  4-3 市や各種団体が行う学習会、講演会、セミナーなどには積極的に参加するとともに、参加者同士で情報交換をする等、交流を深めましょう。  4-4 地域における美化活動など、地域コミュニティや市民団体等の環境保全活動に協力しましょう。

第8章

計画の推進

本章では、本計画の推進に向けた基本的な考え方や、施策・取組の進捗状況を管理するための方策を示します。

1. 計画推進に向けた基本的な考え方及び方針

本計画は、第5章で展開した施策を総合的に推進することで、実効性を高めていく必要があります。そのためには、庁内関係各課が連携を取りながら、全庁的に取り組んでいきます。また、国・県や近隣自治体等とも連携しながら施策を推進します。

また、第6章の重点的な取組や、第7章の市民・事業者に求められる行動などの推進にあたっては、市民、事業者、市民団体、大学等研究機関などの様々な主体が協働し、市と連携を図っていくことが重要です。

なお、本市を取り巻く社会情勢が刻々と変化していく中において、それらに対して柔軟に対応することが求められます。そのため、計画の点検・評価を適切に実施し、環境審議会への報告等を経て、必要に応じて計画を見直していきます。

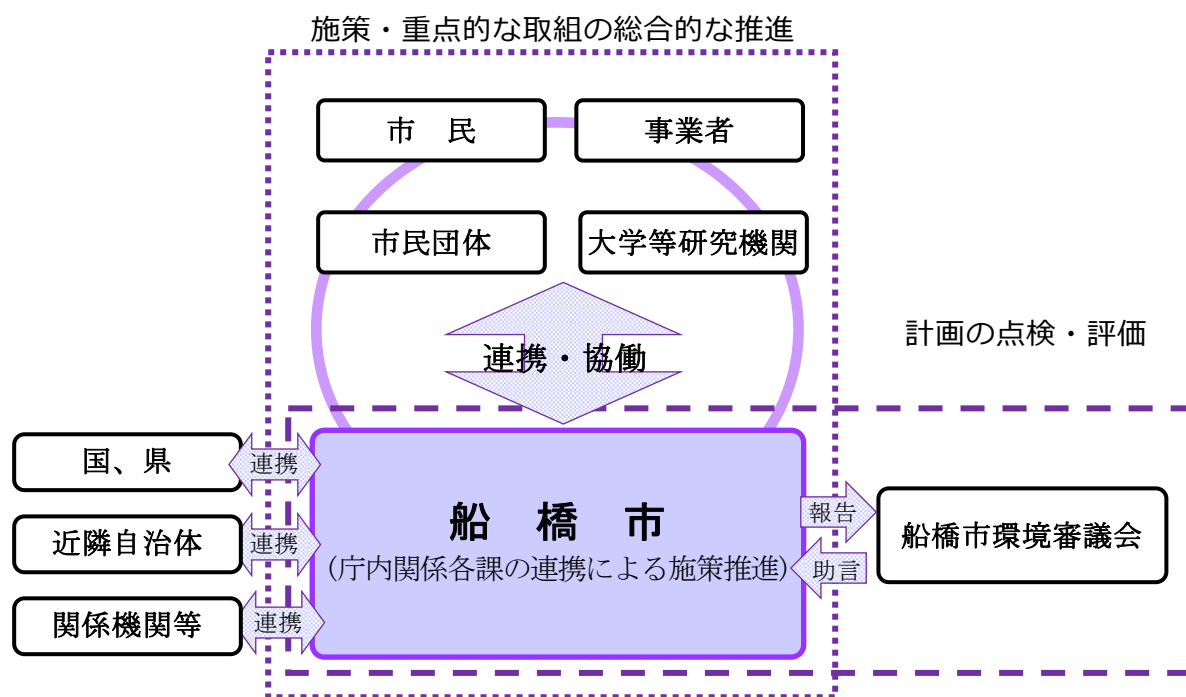


図 8-1-1 本計画の推進イメージ

2. 計画の推進主体と役割

2. 計画の推進主体と役割

本計画では、市民、事業者、市民団体、大学等研究機関、船橋市環境審議会及び市を推進主体として位置付けます。本計画の推進において、各主体が果たすべき役割はそれぞれ次表のとおりです。

表 8-2-1 本計画の推進主体と役割

推進主体	各主体の役割
市 民	○日常生活における環境配慮の実践 ○市や他の主体との協働による施策・取組の推進 ○環境フェアなどのイベントの企画・開催への積極的な参画 ○環境学習などを通じた環境に対する意識の向上 ○市民団体等との交流、地域ぐるみの環境保全活動への参加
事業者	○事業活動における環境配慮の実践 ○持続可能なビジネススタイルへの転換を目指した取組の推進 ○市や他の主体との協働による施策・取組の推進 ○環境フェアなどのイベントの企画・開催への積極的な参画 ○環境学習などを通じた従業員の環境意識の向上 ○事業者相互または市民団体等との交流・社会貢献活動の促進
市民団体 (環境団体 含む)	○環境保全に向けた活動の継続的な実施 ○市や他の主体との協働による施策・取組の推進 ○環境フェアなどのイベントの企画・開催への積極的な参画 ○市民団体相互の交流
大学等 研究機関	○市内の環境に関する調査・研究の支援 ○環境配慮行動の促進に向けた環境教育の実施
船橋市 環境審議会	○環境保全に関する基本的事項・重要事項の調査・審議 ○年次報告書に基づく環境基本計画の進捗状況の点検・評価
市	○市民、事業者、市民団体等の様々な主体との協働による計画推進 ○様々な主体の環境意識の向上に向けた普及啓発 ○環境配慮行動を促進するための積極的な情報発信 ○市民参加による環境調査・研究の推進及び環境情報の把握・管理 ○環境教育・環境学習の推進 ○環境保全に係る様々な主体の交流促進・パートナーシップの構築

3. 計画の進行管理

(1) 進行管理の考え方

本計画の進行管理は、環境マネジメントシステムのPDCAサイクルに則って行います。市は、環境像の実現に向けて着実に施策・取組を推進するため、その実施状況等を年度ごとにとりまとめます。また、目標とする指標の達成度について、市民・事業者等へのアンケート調査を通じて把握に努めます。それらの結果は、環境審議会に報告して点検・評価を行うとともに、毎年、年次報告書にとりまとめ、ホームページ等を通じて広く公表し、さらに施策・取組を見直して、継続的な改善に取り組みます。

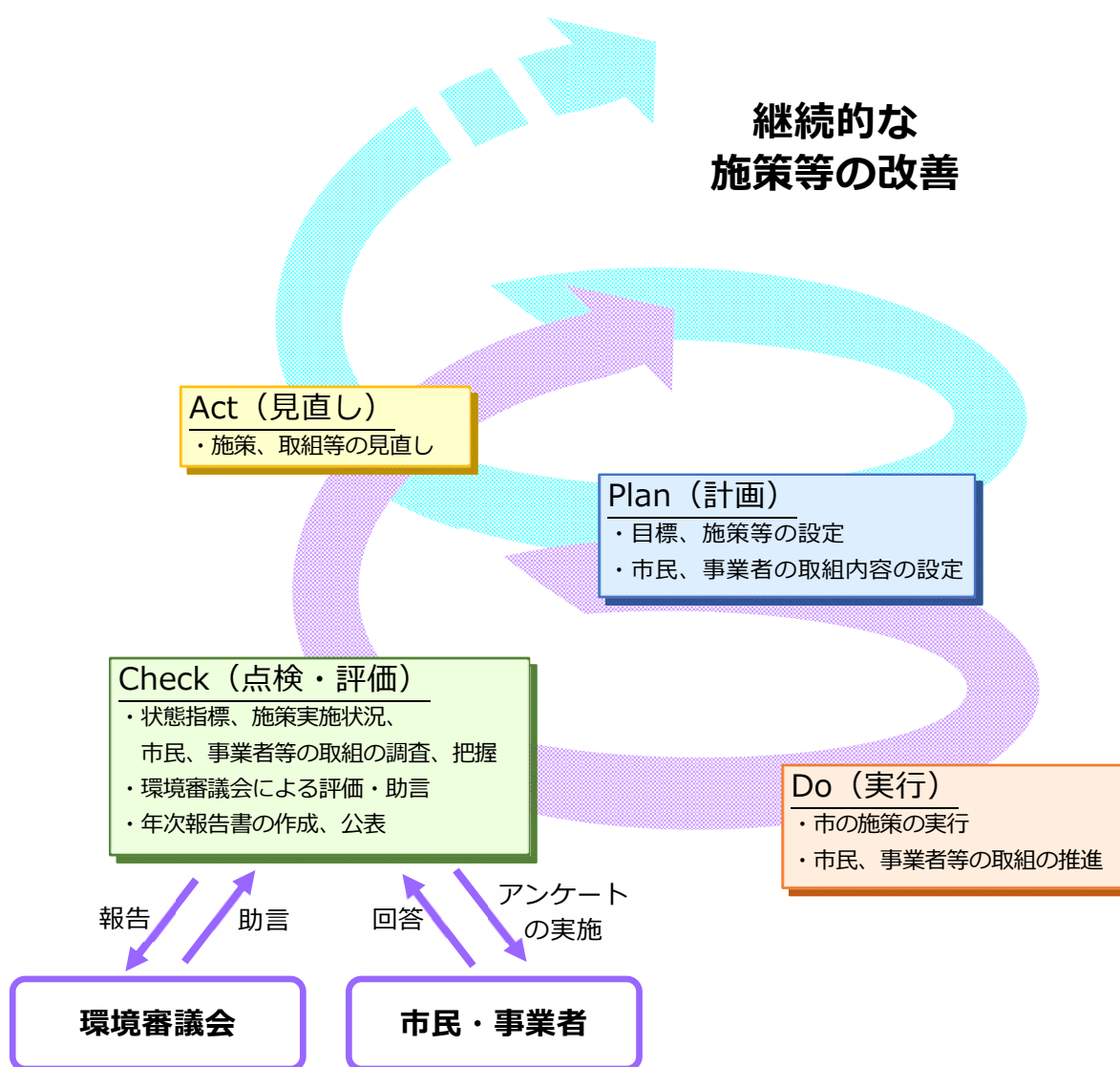


図 8-3-1 PDCAサイクルを利用した計画の進行管理

(2) 指標の活用

本計画の進行管理においては、次の2種類の指標を用います。

なお、具体的な指標については、資料編に一覧を掲載しています。

■状態指標

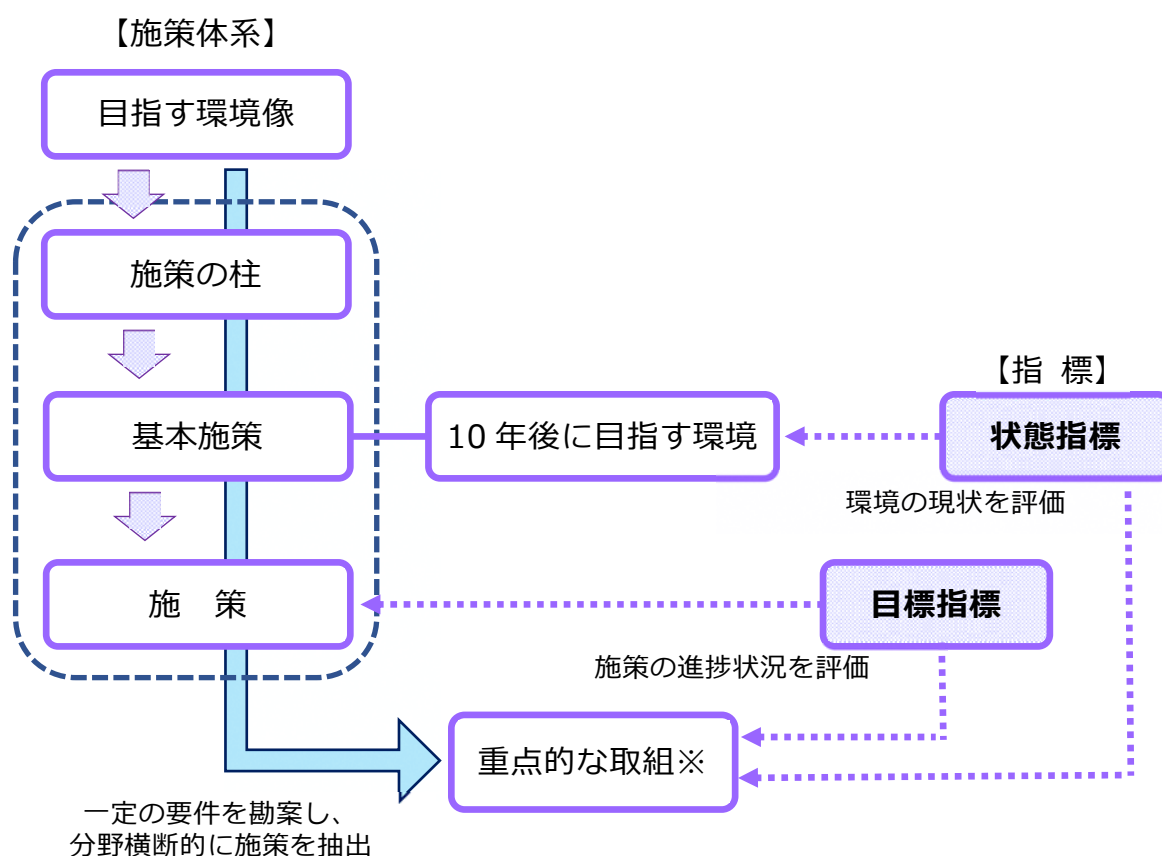
- ・基本施策に対して設定する指標で、環境の現状を示すものです。
- ・施策の成果だけでなく、様々な要因によって変動する指標となります。

(例) 海域のCOD、全窒素濃度、全りん濃度等

■目標指標

- ・施策に対して設定する指標で、施策の進捗状況を示すものです。
- ・施策の成果が主な変動要因となる指標です。
- ・施策の成果を評価するため、可能な限りあらかじめ目標となる水準を設定します。

(例) 環境イベントの来場者人数、参加団体数等



※重点的な取組…環境・経済・社会の統合的向上を見据え、体系化した施策から分野横断的に一連のつながりを持った施策を抽出し、市民・事業者・行政等が一体となって取り組める「船橋らしさ」を持った4つの重点的な取組。

図 8-3-2 2種類の指標による点検・評価

(3) 点検・評価

本計画の点検・評価は、次の2つの観点から行います。

■環境分野ごとの観点

環境分野ごとの計画の進捗状況を点検・評価するために、基本施策ごとに状態指標の状況・施策の進捗状況を把握し、状態指標の状況を中心に総合的に評価します。

■重点的な取組ごとの観点

重点的な取組毎の進捗状況を評価するために、状態指標の状況、施策の進捗状況に加えて、市民・事業者の取組状況を把握し、状態指標の状況を中心に総合的に評価します。

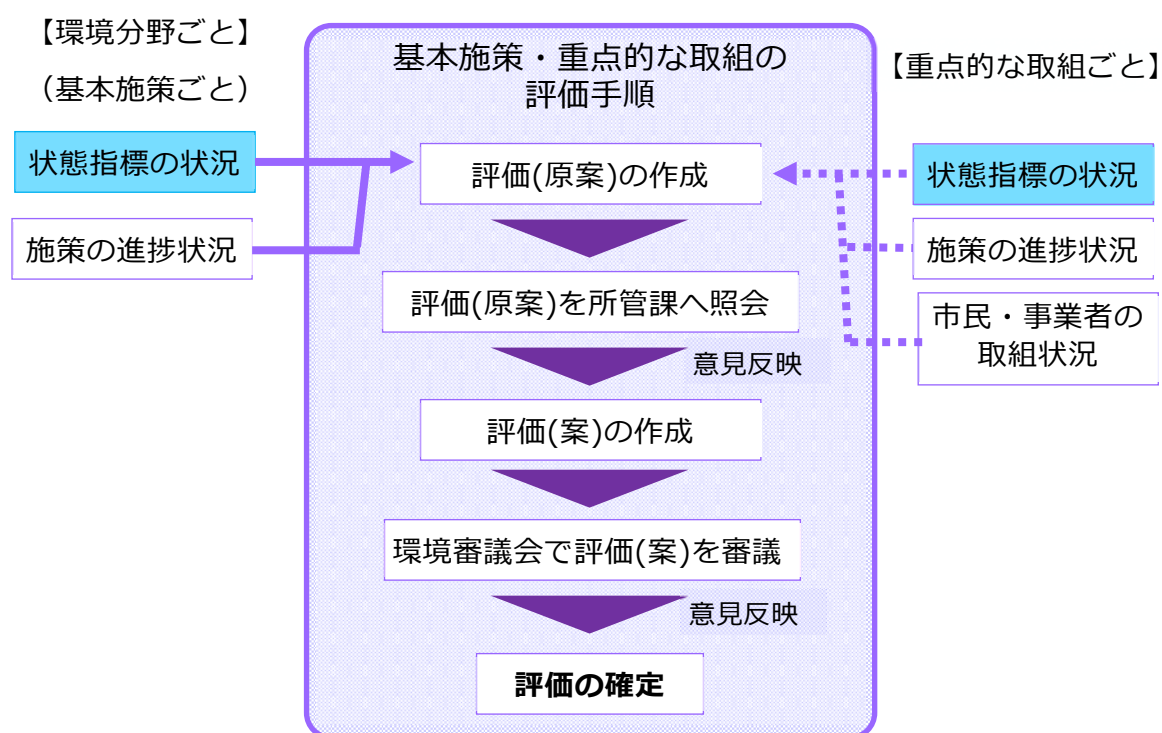


図 8-3-3 評価の手順

4. 計画の見直し

市は、毎年とりまとめる環境報告書などに基づいて本計画の進捗状況を総括し、環境審議会の助言等を踏まえて施策・取組等を見直しを行います。

また、本市を取り巻く環境や社会経済情勢等の変化に対応するため、5年ごとに見直しを検討します。